

小野市地域防災計画

(風水害等対策計画)

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

令和3年8月変更

小 野 市 防 災 会 議
小 野 市

【目 次】

第3編 災害応急対策計画

第1章 組織の設置	1
第1 小野市災害対策本部	
第2 小野市災害警戒本部	
第3 その他の組織	
第4 その他の小災害	
第2章 動員の実施	5
第1節 動員・配備体制	
第1 気象情報と防災指令との関係	
第2 動員配備	
第2節 本部室及び各部の編成並びに事務分掌	9
第1 災害対策本部	
第2 本部室	
第3 総務部	
第4 市民福祉部	
第5 地域振興部	
第6 水道部	
第7 消防本部	
第8 教育部	
第9 医療センター部	
第3章 災害情報等の収集・伝達	15
第1節 情報等の収集	
第1 情報収集機関	
第2 休日等における情報収集機関	
第3 市民等からの災害情報等の収集	
第4 収集する情報の種類	
第5 現場の被害状況等の収集	
第2節 気象情報等の収集・伝達	18
第1 気象注意報及び気象警報の種別並びに発令基準	
第2 気象情報等伝達系統図	
第3 避難指示等の判断材料となる情報の提供	
第3節 異常現象等の収集・伝達	23

第4節	市組織内の情報伝達	24
第5節	災害情報の収集・報告	25
第1	県本部に対する災害即報	25
第2	報告内容	26
第6節	被災者支援のための情報の収集・活用	33
第7節	市民への伝達	34
第8節	通信手段の確保	35
第1	通信連絡体制	
第2	災害通信の手段	
第3	災害通信の要領	
第4章	防災関係機関等との連携促進	38
第1節	応援要請	
第1	知事等への応援要請	
第2	法律に基づく応援要請	
第3	協定による応援要請	
第4	大規模災害時における広域消防応援体制	
第5	消防防災ヘリコプター派遣要請	
第6	自衛隊の派遣要請	
第7	近畿地方整備局	
第8	病院の応援	
第2節	受援計画	45
第1	派遣隊等の受け入れ	
第2	奉仕団の受け入れ	
第5章	災害救助法の適用	47
第1	適用基準	
第2	適用手続	
第3	救助の実施	
第4	被害世帯の算定及び被害認定基準	
第5	救助の種類及び内容	
第6章	水防活動の実施	53
第1	水防の責任等	
第2	水防組織	
第3	水防体制	
第4	国土交通大臣の発する水防警報	

第5 知事の発する水防警報

第7章 消防活動等の実施 56

第1節 消防活動時における組織編成並びに任務分担

第1 消防活動対策本部

第2 第2消防活動隊（消防団）

第2節 消火活動の実施体制 59

第3節 火災防御計画 60

第1 異常時火災防御計画

第2 危険物施設等の対策

第3 山林火災防御計画

第4 乾燥時の火災防御計画

第8章 救助・救急、医療対策の実施 62

第1節 救助・救急活動 63

第1 人命救出活動の実施

第2 特殊救急業務計画

第3 救助・救急活動の原則

第2節 医療・救護の実施 68

第9章 交通・輸送対策の実施 74

第1節 交通の確保対策の実施 74

第2節 輸送路の確保 75

第3節 障害物の除去 76

第4節 輸送体制の確保 77

第1 輸送の範囲

第2 輸送の手段

第3 その他の輸送手段

第4 燃料の調達

第10章 避難対策の実施 79

第1節 避難・誘導の実施 79

第1 実施体制

第2 避難の流れ（水害）

第3 避難の指示等

第4 警戒区域の設定

第5 避難誘導

第2節 避難所の開設及び管理・運営 83

第 1 避難所の開設・運営体制	
第 2 避難所の開設	
第 3 避難所の管理運営	
第 4 避難所の運営管理における留意事項	
第 5 避難所での業務	
第 3 節 避難所一覧	85
第 1 Nコード	
第 2 指定避難所（拠点避難所/27箇所）	
指定緊急避難場所（27箇所）	
第 2-2 指定緊急避難場所（6箇所）	
第 2-3 指定避難所（福祉避難所/3箇所）	
指定緊急避難場所（3箇所）	
第 2-4 協定による福祉避難所（9箇所）	
第 3 地域避難場所	
第 4 要配慮者利用施設への避難情報連絡	
第 1 1 章 住宅の確保	91
第 1 2 章 食料及び生活必需品の調達、供給	93
第 1 節 食料の供給	93
第 1 基本方針	
第 2 供給期間	
第 3 供給対象者	
第 4 供給品目	
第 5 食料の調達	
第 6 米飯の炊きだし	
第 7 配給食料の搬送体制	
第 2 節 生活関連物資の供給	96
第 1 3 章 上・下水道対策及び飲料水の供給	98
第 1 節 上・下水道災害対策	98
第 2 節 給水活動体制	99
第 3 節 応急復旧工事	101
第 1 4 章 保健衛生、感染対策、遺体の火葬等の実施	104
第 1 節 精神医療の実施	104
第 2 節 感染症対策・保健衛生	106
第 3 節 食品衛生対策の実施	108

第4節	遺体処理・火葬等の実施	109
第15章	生活救援対策の実施	111
第1節	緊急生活環境の整備	111
第2節	義援金の受入れ、配分	112
第16章	要配慮者の支援対策	113
第1節	要配慮者	113
第1	基本方針	
第2	事前の予防対策	
第3	支援対策	
第4	発災直後の対応	
第5	避難所等での配慮	
第6	生活支援	
第7	避難所巡回班の設置	
第8	市外の宿泊施設、社会福祉施設等の活用	
第9	災害時における措置及び県、近隣市町村との協力体制	
第2節	外国人への情報伝達等	116
第17章	災害情報の提供と相談活動	117
第1節	広報活動	117
第1	実施体制	
第2	報道関係への対応	
第3	Lアラート	
第4	災害時における記録写真	
第5	庁内広報	
第6	災害対策広報委員会（初期の混乱期終了後）	
第2節	各種相談の実施	121
第3節	災害放送の要請	122
第18章	廃棄物対策の実施	123
第1節	ガレキ・ごみ処理対策の実施	123
第2節	し尿処理の実施	125
第19章	ボランティアの派遣・受入れ	126
第20章	ライフライン応急対策の実施	128
第1節	上・下水道施設	128
第2節	電気通信施設	128
第3節	電力の確保	129

第1 応急対策の流れ

第2-1章 教育対策の実施	131
第2-2章 警備対策の実施	134
第2-3章 市管理施設の応急対策の実施	135
第2-4章 労務者の雇用	136
第2-5章 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進	138

第1 土木施設の応急対策

第2 農林施設の応急対策

第3 建築物の応急危険度判定活動

第4編 災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画	140
第2章 被災者生活再建支援法	141
第3章 災害復旧事業の実施	146

第5編 復興計画

第1章 組織の設置	151
第2章 復興計画の策定	153

小野市教育防災計画

第1章 組織計画	156
第2章 動員計画	158
第3章 情報計画	159
第4章 教育対策計画	160

北播磨総合医療センター（災害対応マニュアル）

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

風水害対策の防災機関の動きとしては、まずは降水量等の気象情報を収集し、時間経過による河川の水位等の変化に注視し、遅滞することがないよう体制を整えるとともに、状況の変化による体制の移行を迅速に行うことである。また、被害が発生するおそれがあれば、避難に要する時間を考慮し、余裕をもって避難勧告等を発令し人的被害を出さないことである。

さらに避難対策、必要な生活支援（食料、水、生活必需品等の供給）を行い、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくことになる。このほか、広域的に人的・物的支援を円滑に受け入れることになる。これら災害応急対策について計画する。

－ 第1章 組織の設置 －

小野市の地域にかかる災害による被害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、迅速かつ効果的な応急対策を実施するための組織に関する計画である。

第1 小野市災害対策本部

災害対策基本法及び小野市災害対策本部条例に基づき本市の地域について災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、小野市が設置するもので、本部長（市長）が市長部局及び各行政委員会事務局等の職員を統括し、災害予防及び災害対策の実施の強力な推進を図るための小野市の組織である。

ただし、災害対策本部、災害警戒本部を設置するに至らない小災害の場合にあっては、平常時における組織をもって対処するものとする。

1 本部会議

(1) 召集等

本部長は、台風接近、前線停滞等風水害の発生が危惧される場合は、警戒本部を立ち上げ、警戒配備体制をとり、降雨状況、降雨予測、河川水位、土砂災害危険度等の情報を収集し、現地を調査し、収集した情報に基づき、災害対策本部を設置し、防災配備体制を迅速にとる。

(2) 組織構成（21名）

本 部 長	◇市 長
副 本 部 長	◇副市長 2名 ◇防災監 ◇教育長
本 部 員 (16名)	◇技監 ◇総務部長 ◇総合政策部長 ◇市民安全部長 ◇消防長 ◇市民福祉部長 ◇地域振興部長 ◇水道部長 ◇会計管理者 ◇教育指導部長 ◇教育管理部長 ◇議会事務局長 ◇市民安全部次長 ◇農業委員会事務局長 ◇選挙・監査・公平・固定・資産評価委員会事務局長 ◇(財)小野市施設管理協会事務局長

2 本部長の職務代理

- (1) 本部長（市長）が不在のときは、副市長が本部長の職務を代理する。
- (2) 市長及び副市長が共に不在のときは、防災監が本部長の職務を代理する。

第1章 組織の設置

3 所掌事務

小野市防災会議と緊密な連絡のもとに小野市の地域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

4 本部室の設置場所

本部室は原則として、防災センター災害対策室に設置する。ただし、本部予定場所が損壊等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないときは、近隣の市施設を使用する。

5 連絡員

各部に連絡員を置く。連絡員は、各部所管の被害状況、その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、本部からその他の連絡事項を所属の部に伝達する。

6 本部の閉鎖

本部長は、災害の危機が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

7 本部の開閉の通知

本部長は、本部を設置したとき又は閉鎖したときは、必要な関係者にその旨を通知する。

8 災害対応時の組織図

小野市災害対策本部の活動組織は特に定めるもののほか、平常時における職制および事務分掌により実施する。ただし、災害時において平常時における事務分掌ではその分担が不明確なもの及び特別に規定を要するものを別に掲げ、その事務の分担の明確化を図るものとする。

災害対策本部の組織図は、次のとおりとする。

第1章 組織の設置

【災害対策本部組織図】

【本部会議】

【本部組織】

- ◆本部長（市長）
- ◆副本部長（副市長 2名）
 - 〃 （防災監）
 - 〃 （教育長）
- ◆本部員
 - ◇技 監
 - ◇各部長
 - ◇消防長
 - ◇会計管理者
 - ◇議会事務局長
 - ◇農業委員会事務局長
 - ◇選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長
 - ◇（財）施設管理協会事務局長
 - ◇市民安全部次長

◆連絡員

・各部（市民安全部を除く）より部長の指名により2名連絡員を設置するものとする。

◆本部会議事務局

- ◇市民安全部防災G

【本部室】市民安全部長、総合政策部長

防災班	防災リーダー
秘書班	秘書課長
企画班 環境業務班	企画政策リーダー 協働参画リーダー プロジェクト推進リーダー 交通政策リーダー 生活環境リーダー

【総務部】総務部長、会計管理者

総務班	総務課長
情報収集班	ICT 推進課長
広報班	市民サービス課長
財政・輸送班	財政課長
会計班	会計課長
応援班	税務課長

【市民福祉部】市民福祉部長

要配慮者支援・ 避難所運営班	市民課長 社会福祉課長、子育て支援課長 高齢介護課長
感染症対策班	健康増進課長

【地域振興部】地域振興部長、議会事務局長、
選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長

道路河川班	道路河川課長
まちづくり班	まちづくり課長
産業班	産業創造課長
観光班	観光交流推進課長
地域振興部 協力班	議会事務局 農業委員会 行政委員会事務局（選挙・監査・公平・固定）

【水道部】水道部長

水道班	管理リーダー ・ 工務リーダー
-----	-----------------

【消防部】消防長

消防班	消防活動計画に準ずる。
-----	-------------

※独自の計画に基づき対応にあたるが、連絡員を通じて本部と調整を行い対応にあたる。

【教育部】教育長、教育指導部長、教育管理部長

教育部本部	教育防災計画に準ずる。
-------	-------------

※独自の計画に基づき対応にあたるが、連絡員を通じて本部と調整を行い対応にあたる。

第1章 組織の設置

第2 小野市災害警戒本部**1 設置の基準**

防災監は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 小野市に大雨警報、大雪警報、洪水警報のいずれかが発表され、被害の生ずるおそれがあるとき。
- (2) 小野市に大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報のいずれかが発表されるとともに、被害の生ずるおそれがあるとき。
- (3) その他大規模火災、突発重大事故等の発生など、被害の生ずるおそれがあるとき。

2 廃止の基準

- (1) 風水害等の警戒にあたる必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 小野市災害対策本部が設置されたとき。

3 組 織

災害警戒本部の組織は、原則として災害対策本部と同様とし、変更の必要がある場合は本部長が指示する。

4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員による会議で、本部長が召集し、災害予防及び災害応急対応の実施の方針について協議する。

5 連絡員

各部に連絡員を置く。本部連絡員は、各部所管の被害状況、その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、本部からその他の連絡事項を所属の部に伝達する。

6 所掌事務

風水害等に備えるため動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行うこととする。

7 本部室の設置

本部室は、小野市防災センター3階の市民防災研修室2（災害対策室）に設置する。

第3 その他の組織

各関係機関の災害応急対策のための組織はそれぞれ各機関の作成する計画の定めるところによる。

第4 その他の小災害

小範囲の地域における小災害について、本部長が災害対策の措置を必要と認めた場合、各部、班に対して状況に応じ適切な対策を講ずるよう指示する。

ただし、この場合には本部を設置しないことを原則とする。

－ 第2章 動員の実施 －

職員の配備に関する計画は、本計画の定めるところによる。

第1節 動員・配備体制

第1 気象情報と防災指令との関係

1 防災指令の発令基準と配備体制

小野市の防災指令の発令基準と配備体制は次表のとおりとする。
ただし、消防本部は、別に定める計画によるものとする。

防災指令の発令基準	防 災 指 令 (本部長が発令)	配備体制
◆気象警報が発令された場合		連絡員待機
◆気象予警報に基づきいまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要がある場合において、少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる態勢	※この段階での災害対策本部の設置はないため防災指令の発令はなし。	警戒配備体制
◆災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等が推測困難な段階及び小規模の災害が発生した場合において、小規模の災害に対応するとともに、中規模以上の災害出動に備え待機するための人員を配備し災害に備える態勢 (小野市水防指令第1号又は第2号)	防災指令第1号	⇒ 第1号配備体制
◆中規模の災害が予測される段階及び中規模の災害が発生した場合において、所属人員の5割以内の人員を配備し、防災活動にあたる態勢 (小野市水防指令第2号又は第3号)	防災指令第2号	⇒ 第2号配備体制
◆大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した場合において、所属人員配備し、防災活動の万全を期する態勢 (小野市水防指令第3号)	防災指令第3号	⇒ 第3号配備体制

2 臨時配備体制

市は、警戒配備体制時において災害が発生するおそれが予測され、災害対策本部の設置が必要となった場合、本部長又は副本部長が到着するまでの間は市民安全部長が本部室長を代行し必要な対応・対策を講じるものとする。

なお、実施責任者は本部室長（市民安全部長）とするが、防災班長（防災グループリーダー）が事務を代行する。

臨時配備体制は次のとおりとする。

ただし、消防本部は、別に定める計画によるものとする。

配備体制	配備体制の基準	実施責任者	配備・参集職員及び活動内容
第1号臨時配備体制	防災指令第1号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆防災班・道路河川班・産業班の班長及びあらかじめ指定された各班職員は所定の配備につく。 ◆災害対策本部の準備 ◆災害状況に応じて第2号臨時配備体制を敷く。
第2号臨時配備体制	防災指令第2号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆あらかじめ市長が任命した職員及び係長以上の職員が配備につく。 ◆防災指令第2号の配備準備にあたる。 ◆災害状況に応じて第3号臨時配備体制を敷く。
第3号臨時配備体制	防災指令第3号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆全職員が配備につく ◆防災指令第3号の配備準備にあたる。

(1) 勤務時間内の臨時配備体制

職員は、第1号及び第2号臨時配備体制の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各体制を敷く。

(2) 勤務時間外の臨時配備体制及び参集職員

参集職員は、第1号及び第2号臨時配備体制の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各体制を敷く。

ただし、その他の職員にあっては、災害対策本部の組織体制に基づく連絡確認を取ったうえで、所定の配備へ速やかに行動できるよう万全の準備をして自宅で待機する。

(3) 配備体制の移行

本部長が到着し災害対策本部が設置された場合は、本部長の防災指令の発令により配備区分をそれぞれ第1号配備体制、第2号配備体制、第3号配備体制へ切り替えるものとする。

災害対策本部 (未設置)	災害対策本部(設置後)	
	本部長が発令	臨時配備から移行
第1号臨時配備体制 ⇒	防災指令第1号 ⇒	第1号配備体制
第2号臨時配備体制 ⇒	防災指令第2号 ⇒	第2号配備体制
第3号臨時配備体制 ⇒	防災指令第3号 ⇒	第3号配備体制

※ 警戒配備体制の時点では、災害対策本部を設置することがないため配備体制の移行はない。

第2 動員配備

1 職員の参集

各配備体制による参集職員は次表を基準とし、災害状況等により各部長の指示のもと参集人員を定めるものとする。

【配備体制参集職員表】

本 部 室 又 は 部 名	班 名	警 戒 配備体制	第 1 号 配備体制	第 2 号 配備体制	第 3 号 配備体制
本部室	防 災 班	1 8	2 5	3 2	全 職 員
	環 境 業 務 班				
	秘 書 班	1	1	2	
	企 画 班	1	1	3	
総務部	総 務 班	1	3	6	
	情 報 収 集 班	1	2	3	
	広 報 班	1	2	4	
	財 政 ・ 輸 送 班	1	3	6	
	会 計 班	1	1	2	
	応 援 班	1	8	1 6	
市民福祉部	要配慮者支援・ 避難所運営班	4	8	1 6	
	感 染 対 策 班	1	4	7	
地域振興部	道 路 河 川 班	8	2 1	4 0	
	ま ち づ く り 班				
	産 業 班				
	観 光 班				
	地域振興部協力班				
水道部	水 道 班	5	5	1 0	
消防部	消 防 班	(状況により消防長が決定する)			
教育部	教 育 部	1	2 6	6 5	全 職 員
各配備体制での参集職員合計		4 5	1 1 0	2 1 2	全 職 員

※ 第3号配備体制は再任用職員、会計年度任用職員を含む全職員を対象とする。

【北播磨総合医療センターの参集体制】

配備体制	警戒配備	第1号配備	第2号配備	第3号配備
参集職員数	北播磨総合医療センターの対応マニュアルに定めるところによる			

(注) 上記臨時配備体制班員数は原則的なものであり、災害の程度、時点等を考慮のうえ各部長において変更決定することができる。

2 参集連絡体制

すべての部等に適用される場合	⇒	「小野市配備体制第〇号」と発令
指定部へ適用される場合	⇒	「〇〇部配備体制第〇号」と発令
その他の発令の形態	⇒	「〇〇部配備体制第〇号、その他の部に配備体制第〇号」の発令

3 防災配備指令の伝達方法

本部長から各部等の長に対する配備指令の伝達方法は、次の順序で行う。



4 配備基準

配備体制は、本部長が各部等の長に対して防災体制をとる必要のある事態に至ったことを通知するとともに、防災活動の準備ないしは実施の万全を期するための包括的な指示である。したがって、各部等の所管事項に関し、又は管轄区域内の防災に関する配備体制については、特に細部にわたる本部長の指示命令がない限り各部の長においてこれを判断し、実施するものであること。

各部等は常に災害の規模、態様に応じ、配備指令発令時の動員人数及びその方法について、あらかじめ十分検討のうえ決定しておくものとする。

5 配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための配備命令は、各班長において次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

災害対策本部を 未設置の場合	災害対策本部設置以前または災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合は、平常勤務体制で対処するものとする。
	各部等の長は、常に気象状況その他災害の現況を把握し、災害が発生しまたは発生することを察知した場合は、勤務時間外であっても、これに対処できる体制を整えておくものとする。
災害対策本部を 設置した場合	勤務時間内の場合、動員命令は本部会議の決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各部員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。
	勤務時間外の配備指令、重要な気象情報等は各部等の連絡員になされるので、その後の連絡方法、動員、招集の基準方法について、それぞれ実情にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

6 連絡又は招集の方法の原則

- (1) 電話（携帯電話を含む）
- (2) 電子メール（安全安心メールを含む）

1号配備	略文	第1号配備発令 小野市
	解釈	災害発生のおそれあり、登庁せよ。小野市

(注) 1号配備要員は直ちに登庁しなければならない。

第2章 動員の実施 第1節 動員・配備体制

2号配備	略 文	第2号配備発令 小野市
	解 釈	災害発生の危険あり、登庁せよ。小野市

(注) 2号配備要員は直ちに登庁しなければならない。

3号配備	略 文	第3号配備発令 小野市
	解 釈	災害発生した。直ちに登庁せよ。小野市

(注) 昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で全職員が登庁しなければならない。

7 災害における職員の注意事項

- (1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行うものとする。
- (2) 各職員は、異常天候等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属部との連絡をとり、進んで所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- (3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。
- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩又は、近隣居住職員と車輛乗り合せ等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。

8 本部要員配置人員

災害対策本部における配備体制別人員は、概ね次のとおりとし、各部等の長はこの表の人員に基づき、あらかじめ所属部員の職、氏名を決定し、住所、電話番号を付記して報告するものとする。

なお、各部における配備体制別人員は、この表に掲げる人員にかかわらず必要に応じて部所属総人員の枠内で部長等が適宜増減することができるものとするが、この場合には、速やかに総務部長あて連絡するものとする。

9 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うために人員の不足が生じる場合は、本部を通じて余裕のある部から応援を求める。
- (2) 全職員をもっても不足する場合は、次の各団体の応援を要請する。
 - ① 他の公共団体（県、東播地区市町、西播地区市町 等）
 - ② 奉仕団の雇用（日本赤十字社 等）
 - ③ 自主防災組織
 - ④ 自衛隊
 - ⑤ 民間企業

10 標 識

(1) 腕 章

本部長、副本部長、本部員、班員は、災害時において非常活動に従事するときは原則として災害対策本部用の腕章をつけるものとする。

第2節 本部室及び各部の編成並びに事務分掌

第1 災害対策本部

【本部長】市長

災害対策本部		災害対策本部員
事務分掌		①災害対策本部の設置 ②災害対策活動の総括 ③配備体制の決定 ④避難情報の発令 ⑤各班の災害対策活動における重要事項の決定 ⑥災害対策に関する国・県との調整 ⑦支援要請の決定（自衛隊・国・県・市町）

第2 本部室

【室長】市民安全部長、総合政策部長

防災班		(担当) 市民安全部 (班長) 防災リーダー
事務分掌		① 災害対策本部の庶務・総合調整に関すること（以下「に関すること」省略。） ② 水位・雨量等の情報収集・分析 ③ 鴨川・大川瀬ダム放流情報の収集 ④ 国交省・気象庁からの情報収集・分析 ⑤ 被害状況の把握と取りまとめ ⑥ 市長等の命による避難情報の市民への伝達（安全安心メール、緊急速報メール等） ⑦ 市長等の命による警戒区域の設定等の伝達 ⑧ 警察・自衛隊等の連絡調整・派遣要請 ⑨ 県、他市町及び防災関係機関への協力要請及び連絡調整 ⑩ 県へ災害対応状況報告（フェニックス防災システム入力） ⑪ ライフライン関係機関との連絡調整 ⑫ 本部長等の特命事項、その他災害応急対策全般の調整 ⑬ オペレーション室での電話対応及び「防災情報システム」への入力
秘書班		(担当) 秘書課 (班長) 秘書課長
事務分掌		① 本部長の指示、命令等の伝達を行う。（各班への伝達） ② 国県関係災害視察者等の連絡 ③ 本部長及び副本部長の被災現地視察 ④ 市町見舞金 ⑤ 防災功労者のほう賞 ⑥ 一般見舞金の応接

第2章 動員の実施 第2節 本部室及び各部の編成並びに事務分掌

企 画 班		企画政策リーダー 協働参画リーダー (担 当) 総合政策部 (班 長) プロジェクト推進リーダー 交通政策リーダー
事務分掌	① 指揮命令の伝達（関係機関への通報連絡） ② 応急対策の把握と取りまとめ ③ 被害状況、応急対策等の記録 ④ 関係機関、所管施設との連絡・調整（避難所開設） ⑤ 防災班の支援 ⑥ 交通施設の被害調査及び応急対策 ⑦ 災害復興計画の総合的な企画 ⑧ 部長の特命事項	
環境業務班		(担 当) 市民安全部 (班 長) 生活環境リーダー
事務分掌	① 衛生施設の被害状況調査及び災害応急対策実施状況の取りまとめ ② 災害による廃棄物の収集、処理、清掃及び計画 ③ ガレキ、廃棄物処理計画 ④ 火葬計画 ⑤ 仮設トイレ設置及び管理	

第3 総 務 部

【部 長】総 務 部 長

総 務 班		(担 当)	総 務 課	(班 長)	総務課長
事 務 分 掌	① 職員の出動状況の把握及び記録 ② 労務者の人事管理 ③ 従事命令その他の応急措置 ④ 他機関の応援職員の厚生 ⑤ 市議会及び県への報告 ⑥ 各部の業務調整、相互応援 ⑦ その他部長の特命事項				
情報収集班		(担 当)	ICT 推進課	(班 長)	ICT 推進課長
事 務 分 掌	① ホームページ等による災害、被害、避難所情報の発信 ② 各種ネットワークの維持・管理 ③ 各種データの保全				
広 報 班		(担 当)	市民サービス課	(班 長)	市民サービス課長
事 務 分 掌	① 避難情報、災害情報の伝達及び公表等 ② 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の発令に伴う広報（自治会等） ③ 報道機関との連絡並びに災害情報の広報活動 ④ 被災状況写真の撮影及び収集 ⑤ 宣伝、告示及び掲示 ⑥ 地域（自治会等）との連絡・調整 ⑦ 災害に係る問合せ、相談、要望等の対応 ⑧ 庁内連絡				
財政・輸送班		(担 当)	財 政 課	(班 長)	財政課長
事 務 分 掌	① 災害対策の予算措置 ② 防災資材の配分及び輸送 ③ 災害用公用自動車の配車、災害用自動車の借上げ及び運営 ④ 作業要員その他必要物資の輸送 ⑤ 災害対策用物資（食料・飲料水・生活物資等を含む。）の調達及び契約 ⑥ 庁舎内外の警備、管理				
会 計 班		(担 当)	会 計 課	(班 長)	会計管理者
事 務 分 掌	① 見舞金及び義援金の募集、収入及び配分 ② 災害費支払いの検収審査及び支払い ③ 指定金融機関との調整 ④ 現金の確保と保管				
応 援 班		(担 当)	税 務 課	(班 長)	税務課長
事 務 分 掌	① 避難情報発令時の避難誘導 ② 住家等の被害状況調査及び家屋被害認定並びに災害応急対策実施 ③ 被災者台帳の作成及び罹災証明の発行 ④ 災害による市税の減免 ⑤ 総務部事務分掌及び、避難所運営の応援				

第4 市民福祉部

【部 長】市民福祉部長

要配慮者支援・避難所運営班	市民課 社会福祉課 (担当) 子育て支援課 高齢介護課 市民課長 社会福祉課長 (班長) 子育て支援課長 高齢介護課長
事務分掌	① 民生委員へ要支援者の支援要請 ② 福祉避難所の開設及び運営等（協定施設含む） ③ 避難所の運営（教育委員会と連携して運営） ④ 要配慮者の支援 ⑤ 社会福祉施設等（※資料編 7に記載）の被害調査及び応急対策 ⑥ 社会福祉施設等の利用者の安全確保及び安全対策 ⑦ 被災住宅に対する特別融資 ⑧ 被災者に対する生活保護 ⑨ 被災者に対する世帯更生資金の貸付 ⑩ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付 ⑪ 被災者相談窓口の設置・運営 ⑫ 日本赤十字社との連携・調整
感染症対策班	(担 当) 健康増進課 (班 長) 健康増進課長
事務分掌	① 被災者の健康相談等 ② 災害時における感染症対策 ③ 災害対策用医薬品及び衛生資材の調達並びに配布 ④ 救護所の開設 ⑤ 医師会等との連絡調整 ⑥ 死体の感染防止処理 ⑦ 浴場開放等入浴サービス、公衆浴場の斡旋、仮設風呂の設置・運営 ⑧ 被災動物（犬・猫等愛玩動物）の保護

第5 地域振興部

【部 長】地域振興部長

道路河川班		(担 当) 道路河川課	(班 長) 道路河川課長
事務分掌	① 道路・河川応急対策、障害物除去 ② 道路、河川及び橋梁に関する被害状況調査及び災害応急対策の実施状況の取決め ③ 避難路及び救援路の安全確保 ④ 応急作業従事者の応援要請 ⑤ 道路及び河川の危険箇所の監視、巡回 ⑥ 樋門状況把握・監視		
まちづくり班		(担 当) まちづくり課	(班 長) まちづくり課長
事務分掌	① 被災建築物応急危険度判定 ② 被災宅地危険度判定調査 ③ 市営住宅等の被害調査及び応急復旧工事 ④ 応急仮設住宅の建設及び応急修理 ⑤ 民間住宅等の斡旋等住宅確保 ⑥ 住宅再建等の相談等 ⑦ 被災後の都市計画及び復興計画 ⑧ 都市公園施設等の安全確保 ⑨ 都市公園施設等の被害調査及び応急復旧工事 ⑩ 都市公園施設等の危険箇所の監視、巡回 ⑪ 宅地造成等による危険箇所巡視		
産業班		(担 当) 産業創造課	(班 長) 産業創造課長
事務分掌	① 農作物、農業用施設、家畜、森林等農林関係の被害状況調査及び災害応急対策実施状況の取りまとめ ② 被害農家に対する農業資金融資 ③ 砂防及び地すべりに関する被害調査 ④ 農業用水路、溜池、井セキ及び農道の被害調査及び応急復旧工事 ⑤ 農業用水路、溜池、井セキ及び農道の危険箇所の監視、巡回 ⑥ 商工業関係の被害状況調査及び災害応急対策の実施状況の取りまとめ ⑦ 中小企業の被害調査及び災害特別融資		
観光班		(担 当) 観光交流推進課	(班 長) 観光交流推進課長
事務分掌	① 広域支援の受入場所の確保及び運営管理 ② 宿泊施設の斡旋		

地域振興部 協力班		議会議務局 (担 当) 農業委員会 選挙・監査・公平・固定資産評価委員会	議会議務局長 (班 長) 選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長
事務分掌	① 地域振興部の所管する業務に協力する。		

第2章 動員の実施 第2節 本部室及び各部の編成並びに事務分掌

第6 水 道 部

【部 長】水 道 部 長

水 道 班		(担 当) 水 道 部	(班 長) 管理リーダー	工務リーダー
事 務 分 掌	① 本部室との連絡 ② 災害用非常給水 ③ 仮設トイレへの給水 ④ 上下水道施設の被害状況調査及び災害応急復旧対策 ⑤ 水質検査 ⑥ 施設の安全確保 ⑦ 応急処置用資器材の確保 ⑧ 部長の特命事項			

第7 消 防 本 部 ※ 消防計画及び水防計画の定めるところによる

【部 長】消 防 長

消 防 班		(担 当) 消 防 本 部
事 務 分 掌	① 本部室への災害通報、気象警報、気象情報及び災害情報等の相互連絡調整 ② 被害状況及び応急対策実施状況の収集 ③ 河川、土砂災害危険箇所等の監視、巡回 ④ 消防及び水防計画の実施 ⑤ 災害応急対策の実施 ⑥ 被災地における火災の防御及び人命救助 ⑦ 避難の指示 ⑧ 傷病者等の輸送計画 ⑨ その他被災における応急作業	

第8 教 育 部 ※ 教育防災計画の定めるところによる

【部 長】教 育 長、教育指導部長、教育管理部長

(担 当) 教 育 委 員 会	
事 務 分 掌	① 幼児、児童、生徒の安否確認と安全確保 ② 教育委員会の所管に係る文化教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策 ③ 被災児童生徒の応急教育対策 ④ 避難者及び罹災者に対する給食による炊出し ⑤ 避難所（教育委員会関連施設）の開設及び運営 ⑥ その他、教育防災計画の事務分掌 ⑦ 部長の特命事項

第9 医 療 セ ン タ ー 部 ※ 災害対応マニュアルの定めるところによる

【室 長】病 院 長、副 院 長、理事

(担 当) 北播磨総合医療センター	
事 務 分 掌	① 病院施設の被害調査及び応急対策 ② 医療及び助産の応援 ③ 病院長の特命事項

上記にかかわらず、災害状況等により必要に応じて、各部長の指示のもとに応援体制をとるものとする。

－ 第3章 災害情報等の収集・伝達 －

大規模な災害が発生した場合、正確、迅速な被災状況等の情報が的確な応急対策に繋がることから、情報の輻輳を避け、統制ある情報収集及び伝達のための計画を定めるものとする。

第1節 情報等の収集

第1 情報収集機関（市外局番：0794）

	電話番号	F A X
小野市役所	63 - 1000 （代表）	63 - 6600
市民安全部防災グループ （防災センター3階）	63 - 3387 （直通）	63 - 1093
消防本部	63 - 0119 （代表）	63 - 6699

（注）1 担当者が不在の場合は、電話を受けた者が責任をもって情報を受信すること。

2 上記以外の部署に連絡が入った場合は、その部署で情報を聞き取った後、担当の部署へ連絡すること。

第2 休日等における情報収集機関

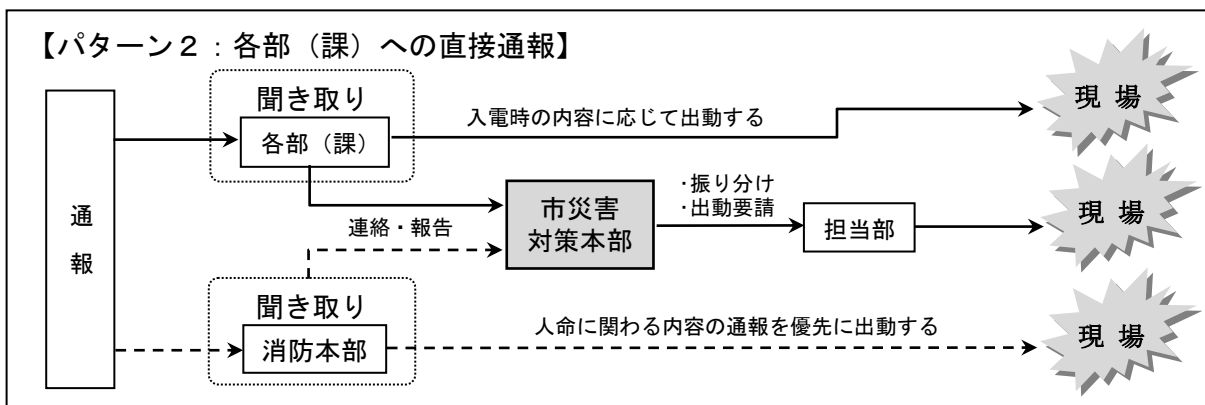
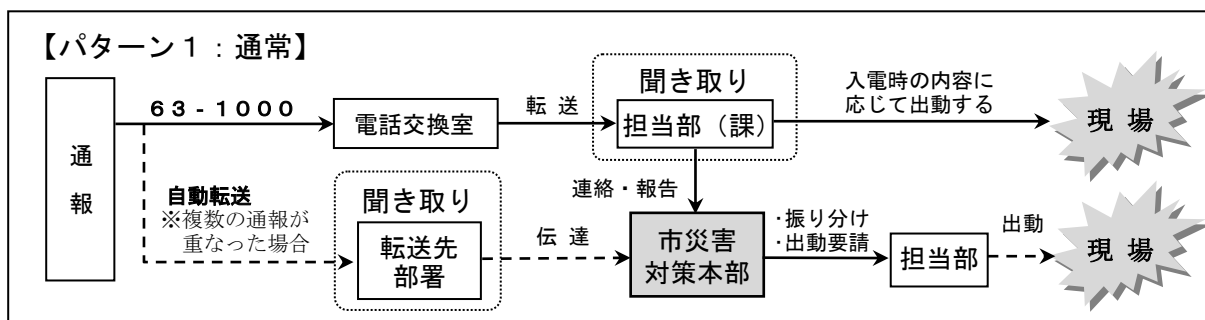
時間帯		午前 8:45～午後 5:15	午後 5:15～午前 8:45
平日	通常時	市民安全部防災グループ	消防本部
	災害対策本部設置後	災害対策本部	
土日祝祭日	通常時	消防本部	
	災害対策本部設置後	災害対策本部	

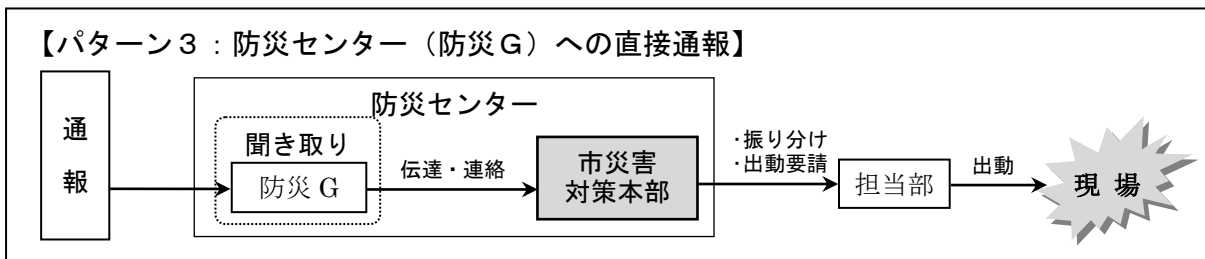
第3 市民等からの災害情報等の収集

災害が発生した際の市民等からの通報による災害情報の収集は、次のように行うものとする。

1 市民からの通報対応系統

(1) 本庁舎に被害がない場合（平日 8:45～17:15）





(2) 庁舎に被害がない場合（平日17:15～翌8:45、土日祝祭日）



※「パターン2：各部（課）への直接通報」、「パターン3：防災センター（防災G）への通報」は、平日と同様に取り扱う。

第4 収集する情報の種類

担当課の職員は、次の情報の収集を行なうものとする。

収 集 情 報
① 震度情報（地震） ② 気象情報（風水害） ③ 人的被害状況 ④ 家屋被害の状況 ⑤ 火災状況 ⑥ 道路交通の状況（道路陥没・亀裂、崖崩れによる道路障害、落橋等） ⑦ 交通機関の運行状況 ⑧ 電気、ガス、水道、下水道、通信等のライフラインの状況 ⑨ 公共施設の被害等 ⑩ その他市民生活に関する情報

（注）被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対応の時期を失することがないようにしなければならない。

第5 現場の被害状況等の収集

1 被害状況の報告

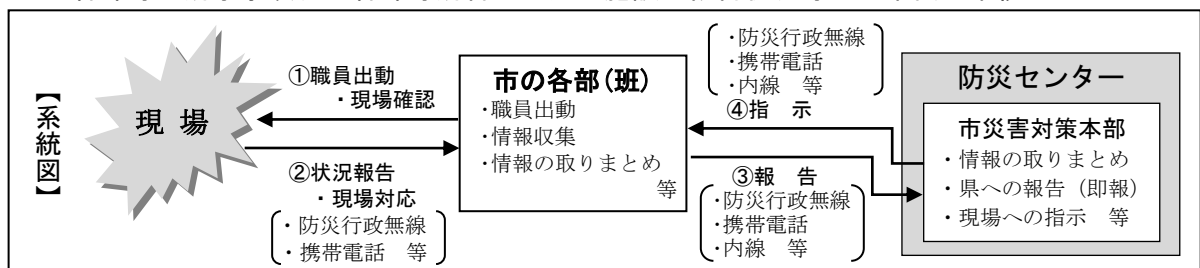
災害により人的被害又は住家その他に被害が発生したときは、次の区分及び各班の任務に従って本部へ報告するものとする。

	報告内容
① 発生報告	災害発生の日時、場所、災害の原因、人的被害、住家の被害状況、応急対策措置等の概況を電話、防災行政無線により伝達・報告する。
② 中間報告	被害状況が判明するに従って前号の要領で逐次報告する。
③ 決定報告	被害状況が正確なものと決定したときは、書面をもって本部室情報連絡班に報告する。
④ 災害発生、中間、決定の報告に基づき情報連絡班は全市被害状況調書を作成し、直ちに本部に報告しなければならない。	
⑤ 報告を受けた本部は、速やかに県災害対策本部へ報告するものとする。	

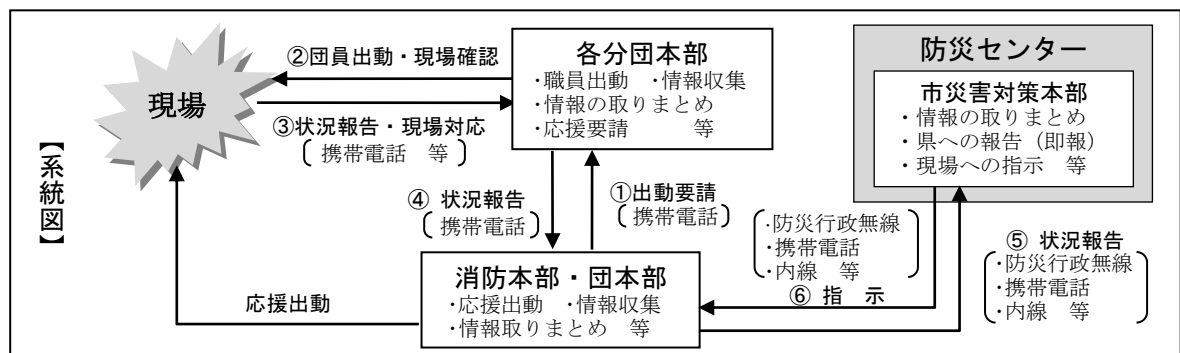
2 被害状況の収集系統

(1) 救助を要する一般被害に関する被害状況等の収集伝達系統 及び

各部等の所掌事項及び各部等所管の公共的施設の被害状況等の収集伝達系統

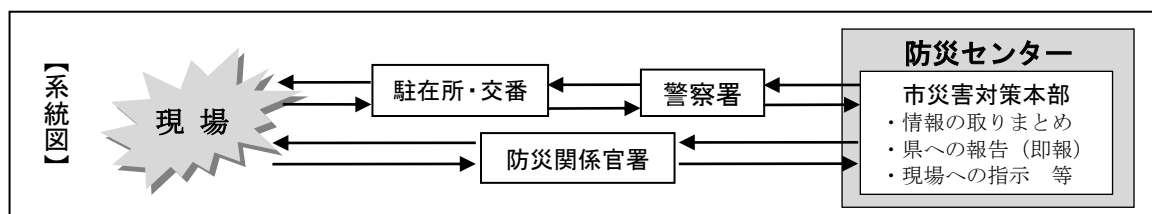


(2) 災害の種類を問わず、市民の生命、身体及び財産に係る災害及び市民生活に影響のある災害に関する速報的な被害状況等の収集伝達系統



(3) その他の収集系統

防災関係機関による災害対策本部への連絡及び収集伝達系統



(4) その他の機関への伝達計画

◆水防本部（災害対策本部消防部）	「小野市水防計画」に定めるところによる。
◆災害対策教育部本部 （災害対策本部教育部）	「小野市教育防災計画」に定めるところによる。
◆災害対策医療センター部 （災害対策本部医療センター部）	「北播磨総合医療センター災害対応マニュアル」に定めるところによる。

第2節 気象情報等の収集・伝達

第1 気象注意報及び気象警報の種別並びに発令基準

1 注意報

県内のいずれかの地域において異常気象等によって災害が起こるおそれがある場合に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき神戸地方気象台が発表するものをいう。

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を生じるおそれがある場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって一般の注意を喚起する必要がある場合
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

2 警報

警報とは、県内のいずれかの地域において異常気象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台が発表するものをいう。

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

3 特別警報

特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等について気象庁が警報するもの。

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。

4 火災警報

火災警報とは、神戸地方気象台が気象の状況が以下の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行い、知事は市町長に通報する。

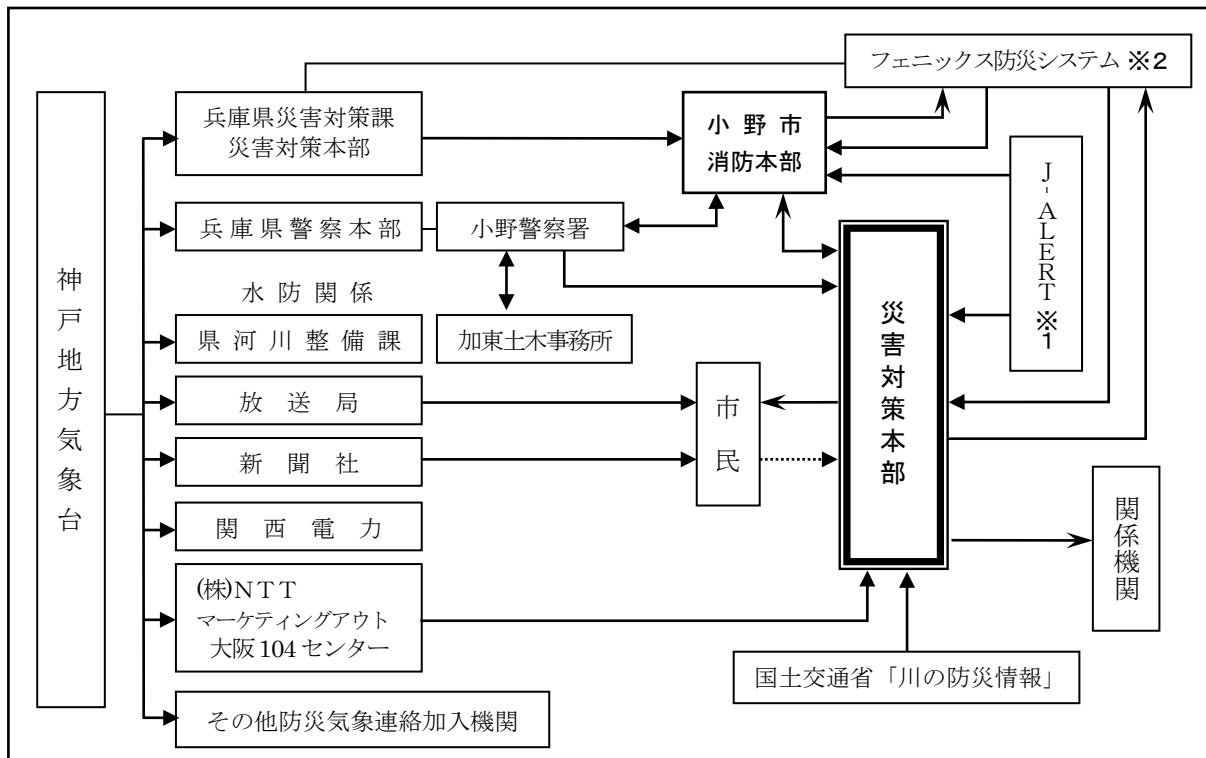
- ◆実効湿度が兵庫県南部60%、北部70%以下で、最小相対湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- ◆平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし降雨、降雪中は通報しないこともある。

5 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法（昭和24年法律第193号）第10条の4の規定に基づき発するものをいう。

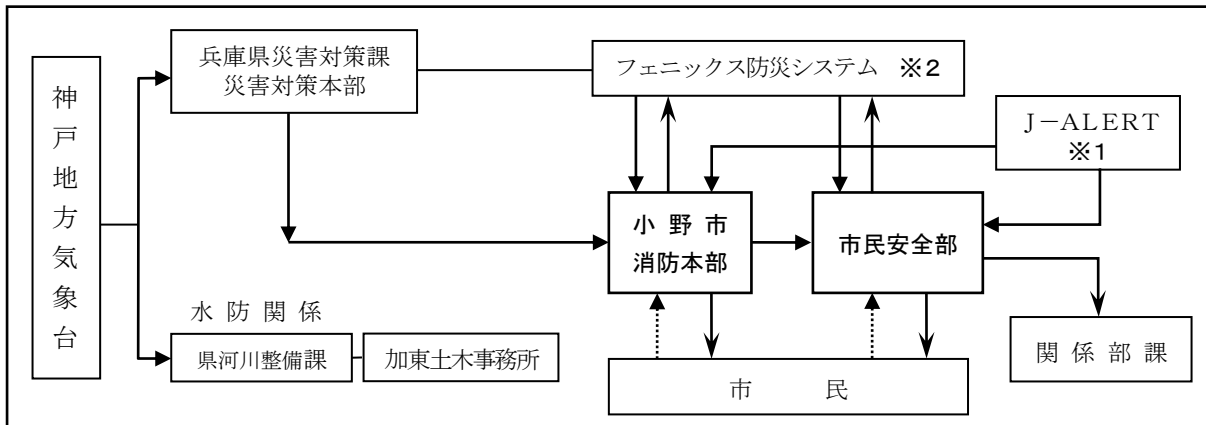
第2 気象情報等伝達系統図

1 災害対策本部設置後の場合



2 災害対策本部設置前の場合

台風・梅雨前線による豪雨等の水防関係の情報伝達は次の要領による。



※1 J-ALERT（全国瞬時警戒システム）

緊急地震速報、気象警報等を受信した場合は、自動的に庁内放送で市役所庁舎内の職員へ情報が伝達されるとともに、携帯メールにより部長等にも伝達される。

※2 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（以下：フェニックス防災システム）

地震情報は本市設置の計測地震計により直接得られるとともに、オンライン及び電話等により、兵庫県、消防庁へ伝達される。

同時に各関係機関へも県から伝達され、各放送局（NHK、サンテレビ）のデータ放送に反映し、避難状況等が市民に伝達される。

第3 避難指示等の判断材料となる情報の提供

神戸地方気象台、近畿地方整備局、県は、フェニックス防災システム等により、河川水位等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市に提供する。

1 水害に関する情報

(1) 大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短期間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 河川水位（対象：水位周知河川）

河川管理者である国及び県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発令や氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の通知及び周知を行う。

【水位の種類】

氾濫危険水位	市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）
避難判断水位	市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）

① 国の機関が行う洪水予報

国土交通省は、大雨等による洪水で国民の経済上重大な損害が生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

② 知事が行う洪水情報

知事は、大雨等による洪水で相当な損害が生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

③ 洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	氾濫発生情報	◆氾濫が発生したとき ◆氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報	◆氾濫危険水位に到達したとき ◆氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫	◆氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき

第3章 災害情報等の収集・伝達

第2節 気象情報等の収集・伝達

	警戒情報	◆避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ◆避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ◆氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ◆避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	氾濫 注意情報	◆氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ◆氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ◆避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 （警報解除）」	氾濫 注意情報 （警戒情報解除）	◆氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ◆氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	氾濫 注意情報解除	◆氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

※堤防の損傷等により、氾濫の恐れが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事は、洪水、高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川等について水防警報を発する。

(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第1項に基づき指定した河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道関係の協力を求めて一般に周知する。

(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第2項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

このほか、水防法第13条第2項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。

2 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警戒対象地域	尼崎市、播磨町を除く兵庫県内の全市町	
発表単位	市町単位	
発表基準	警戒基準	実施要領により定める
	警戒解除基準	実施要領により定める

(2) 地域別土砂災害危険度

県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、

第3章 災害情報等の収集・伝達

第2節 気象情報等の収集・伝達

県ホームページから発信している。また、令和元年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示する。

(3) 注意警戒時系列

神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって注意警戒時系列を提供する。

注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象のピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

(4) 箇所別土砂災害危険度

県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市町に対して、順次、情報提供する。

箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域毎に、地形、地質情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。斜面を10kmメッシュ毎に色分けして危険度を表示する。

(5) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）を提供する。

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・ 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

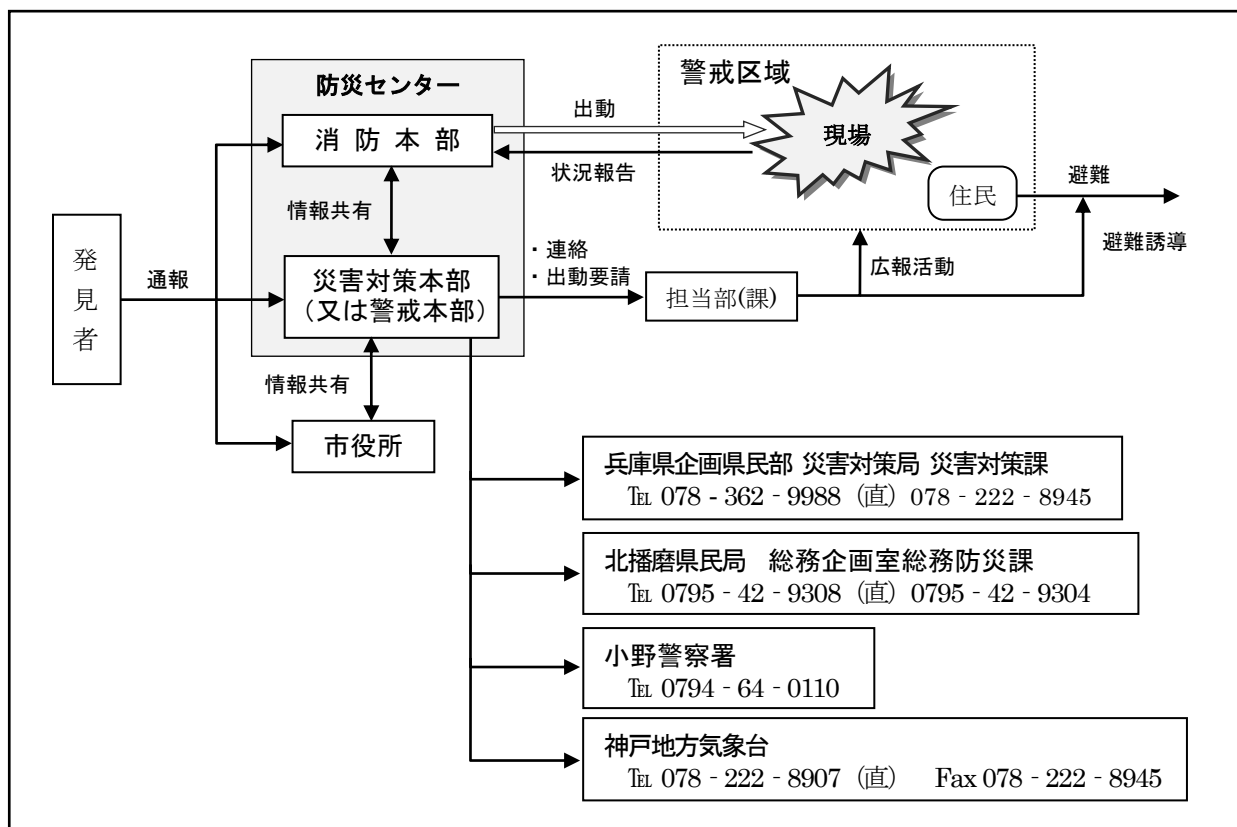
第3節 異常現象等の収集・伝達

市域において異常現象が発生した場合の対応について定める。

1 異常現象の範囲

	定 義
出 火	人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果がある者の利用を必要とするもの。
爆 発	施設、設備等の破損が伴うもの。
漏 え い	危険物、準危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他の有害な物質の漏えい。ただし、次に掲げる少量の漏えいで、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のものを除く。 (1) 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動又は操作によるもの。 (2) 発見時に既に漏えいが停止しているもの又は製造等施設設備の正常な作動若しくは操作により漏えいが直ちに停止したもの。
破 損	製造等施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するため、直ちに修復、使用停止等の緊急の措置を必要とするもの。
暴走反応等	製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によって制御不能なもの等、上記1から4に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とする。

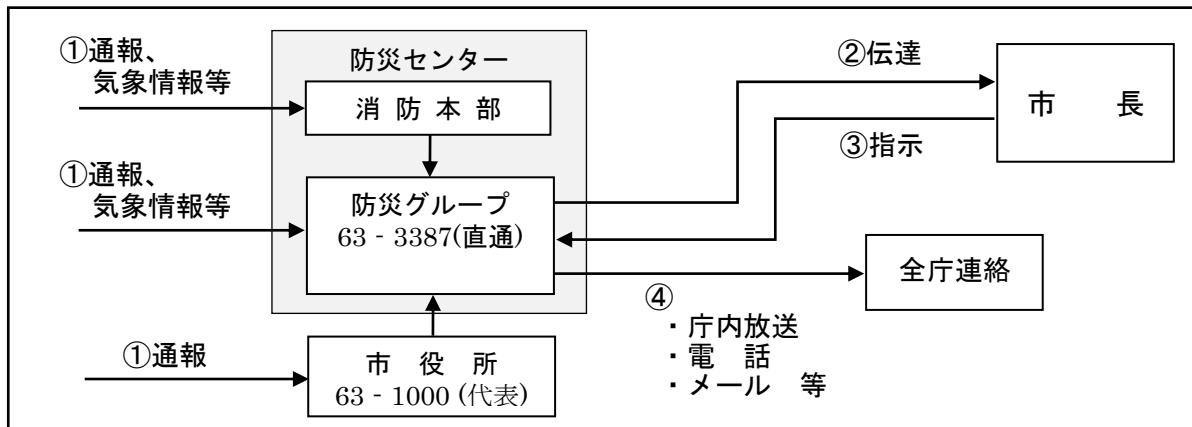
2 通報系統図



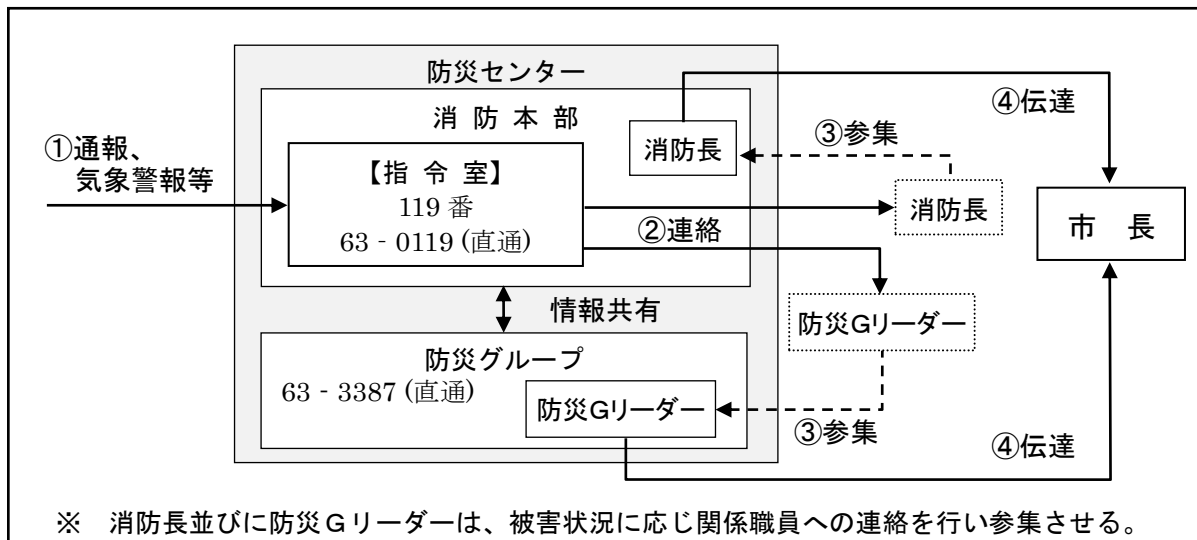
第4節 市組織内の情報伝達

気象予警報等の伝達は、注意報、警報及び重要なものについて行うものとする。

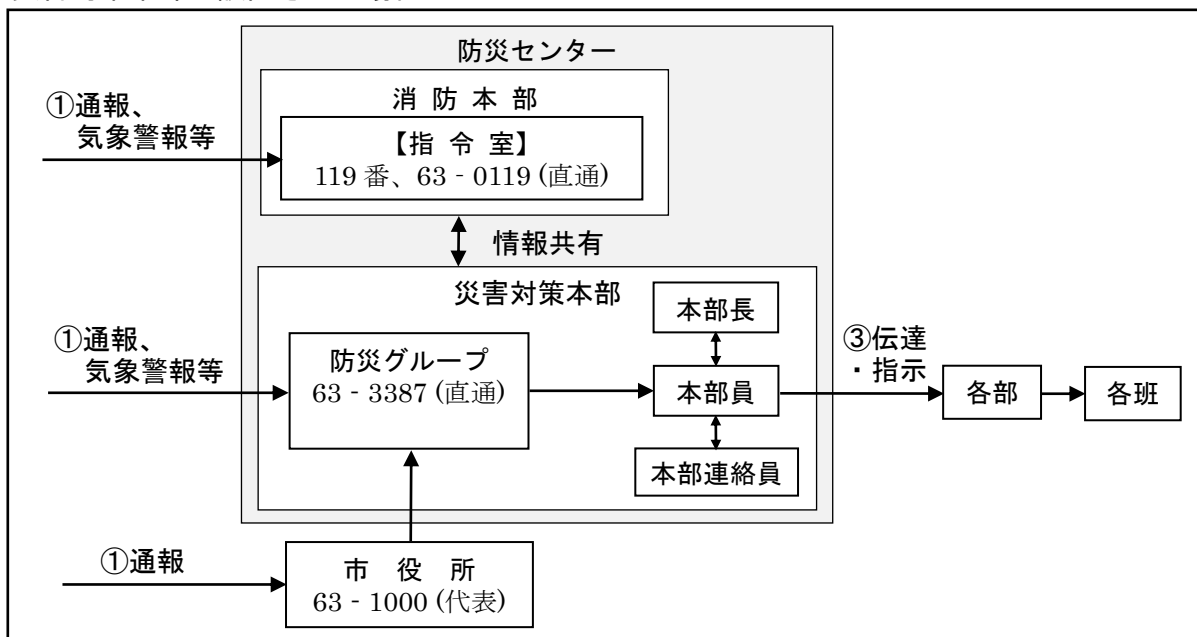
1 勤務時間内の場合（平日 8：45～17：15）



2 勤務時間外の場合（平日 17：15～8：45 及び 土日祝祭日）



3 災害対策本部が設置された場合



第5節 災害情報の収集・報告

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報の収集・報告に関する事項を定める。

第1 県本部に対する災害即報（防災班：市民安全部防災G）

1 実施機関

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が市の災害対応力を超え、十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県、内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するため情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

2 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

（一般基準）	
①	災害救助法の適用基準に合致する災害
②	災害対策本部を設置した災害
③	①又は②の定める災害になるおそれのある災害
④	自らの市内の被害が軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害が生じている災害
（風水害）	
⑤	崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
⑥	河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
（雪 害）	
⑦	雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
⑧	道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
（社会的影響基準）	
⑨	災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
（その他）	
⑩	災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

3 即報事項

災害即報は概ね次の事項について行うものとする。

ただし、下記事項のうち1項目でも災害対策本部において状況把握し、かつ、その内容が重要であると判断されるときはその都度即報するものとする。

事 項	例 示
① 市災害対策本部の設置状況 （設置日時、配備体制）	〇〇川の水位上昇及び〇月〇日までの総雨量〇〇ミリに伴い〇月〇日〇時、災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員〇名配置）を指示。
② 気象関係の情報 （雨量、風速等）	梅雨前線の活動により〇月〇日〇時から〇月〇日〇時までの間に総雨量〇〇〇ミリに達した。〇日〇時から〇時まで時間雨量〇〇ミリに達し、なお現在降雨が続いている。（なお今後降り続く見込みである。）地震による地盤亀裂箇所においては嚴重な注意を必要とする。
③ 主要河川、ため池の情報 （水位あふれる水箇所結果以下初頭）	〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在消防団員〇〇名が出動し応急復旧作業中。 〇〇池の堤体で亀裂発生、決壊防止のため樋門開放し、職員〇〇名で応急復旧作業中。
④ 主要道路、橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇号線は〇時頃がけ崩れのため〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明。〇時以降管内のＪＲ、神鉄、バス交通はすべてストップしている。

第3章 災害情報等の収集・伝達

第5節 災害情報の収集・報告

⑤ 電力、通信関係の情報 (停電状況、途絶状況等)	○時以降○○地区約○○○戸が停電中。復旧の見通しは不明。 ○時以降市役所と○○地区間の電信不通。 なお、衛星通信は正常に稼働している。
⑥ 水道施設関係の情報 (断水状況等)	○時以降停電に伴い○○地区約○○○戸が断水中、給水車○台を派遣し緊急給水中。(今後、自衛隊の派遣を要請するかもしれない)
⑦ ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	○時以降○○地区約○○○戸がガス供給停止。復旧の見通しは不明。
⑧ 避難関係の情報 ・避難命令発令状況 ・避難理由、避難世帯数 ・避難先	○○地区で越水による家屋浸水が発生。浸水範囲が広がる恐れもあり、○○地区約○○○世帯に対し避難指示を発令した。現在、約○○○世帯が小学校に避難中。
⑨ 死傷者の発生状況 (人数、原因、姓名、性別、年齢等)	○時頃○○地点においてがけ崩れのため男性○名が生き埋めになった模様。現在、消防職員○○名と地元消防団約○○○名が出動し救出にあたっている。
⑩ 住家の被害の概要 (全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水、床下浸水等の概況・原因等)	越水により○○地区において住宅約○○戸が全壊、半壊住宅は約○○戸と推定される。 (災害救助法適用基準に達するかもしれない)

4 報告系統

市は、県に災害情報を報告することとする。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

県は、市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

市は、通信が不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告することとする。

※ 報告系統は、報告内容別に掲載

第2 報告内容

1 緊急報告

市において災害対策本部を設置し、又は特に報告する必要がある災害（震度4以上）等が生じたときは、県本部に対し災害即報を行う。

- (1) 市は、事務所周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告する。

また、フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみで、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。

- (2) 市は、地震が発生し当該市の区域内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

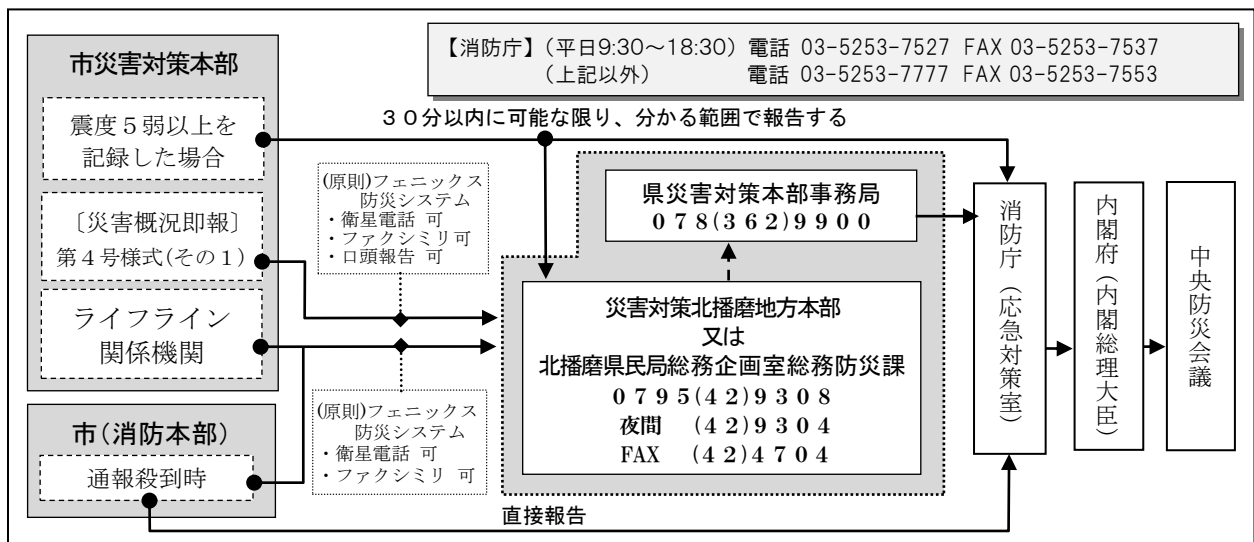
- (3) 市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁は問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨を県にもあとで報告する。

第3章 災害情報等の収集・伝達

第5節 災害情報の収集・報告

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等で最も迅速な方法で行うこととする。

- (4) ライフライン関係機関は、供給に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報することとする。
- ① 電話回線の障害状況
 - ② 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（高速道路、ＪＲ、私鉄等）
 - ③ 電力の供給状況
 - ④ 水道の供給状況
- (5) 緊急報告系統図



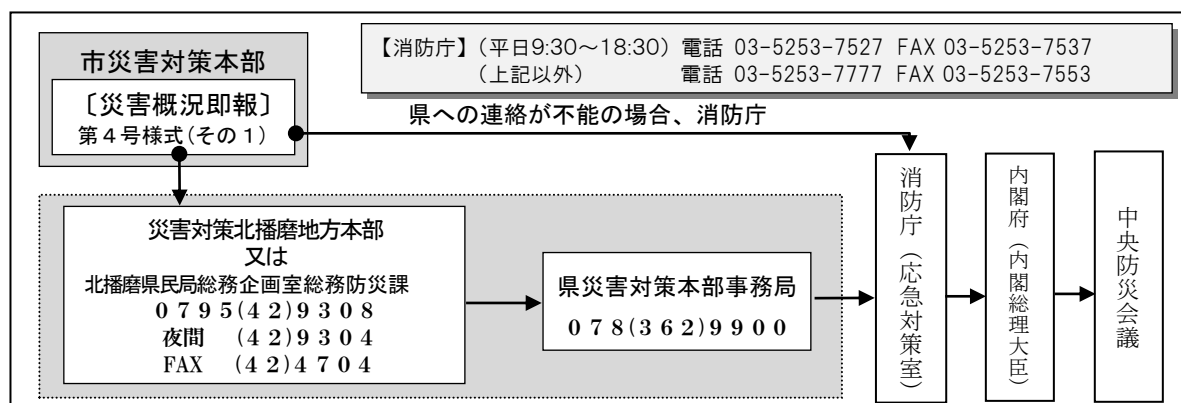
2 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況を十分に把握できない場合）

- (1) 市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害の状況が十分に把握できない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、被害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等で最も迅速な方法で行うこととする。

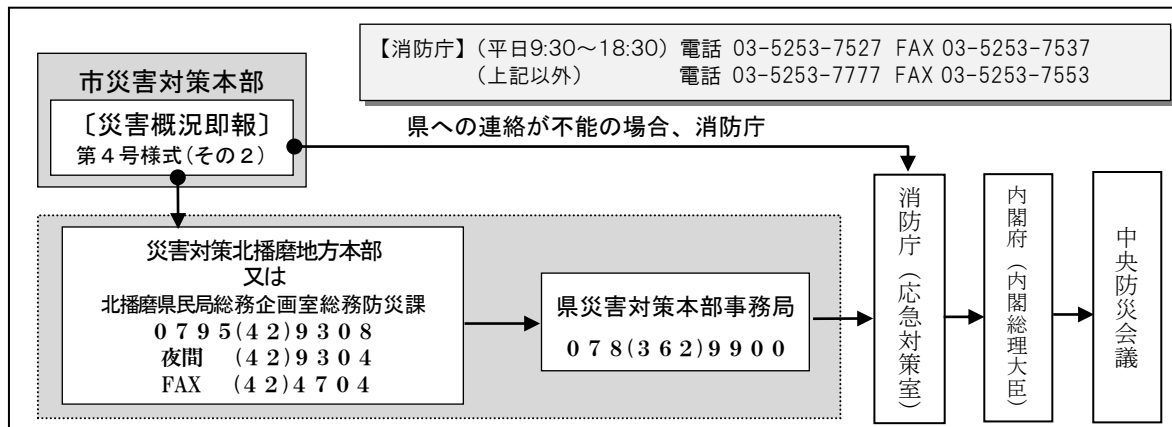
- (2) 災害概況即報系統図



3 被害状況即報

- (1) 市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で「被害情報即報」の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

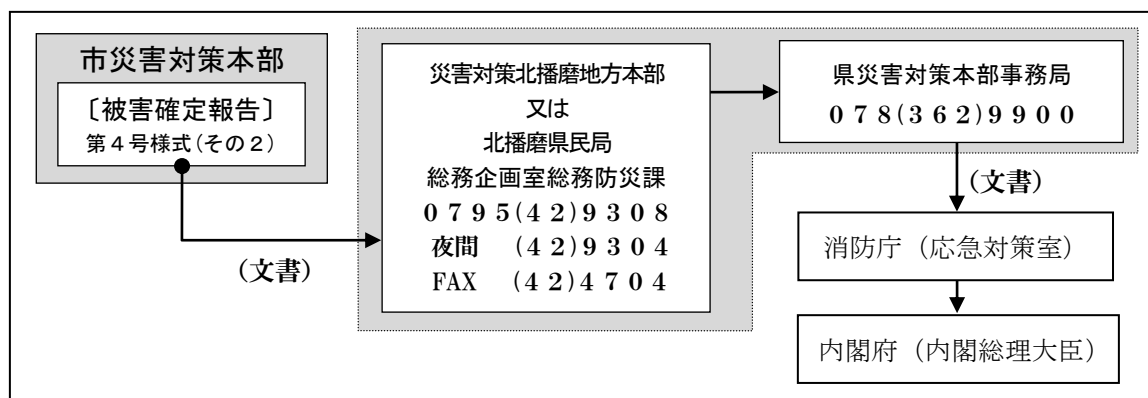
(2) 被害状況即報系統図



4 災害確定報告

- (1) 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

(2) 災害確定報告系統図



5 その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防台246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行うこととする。

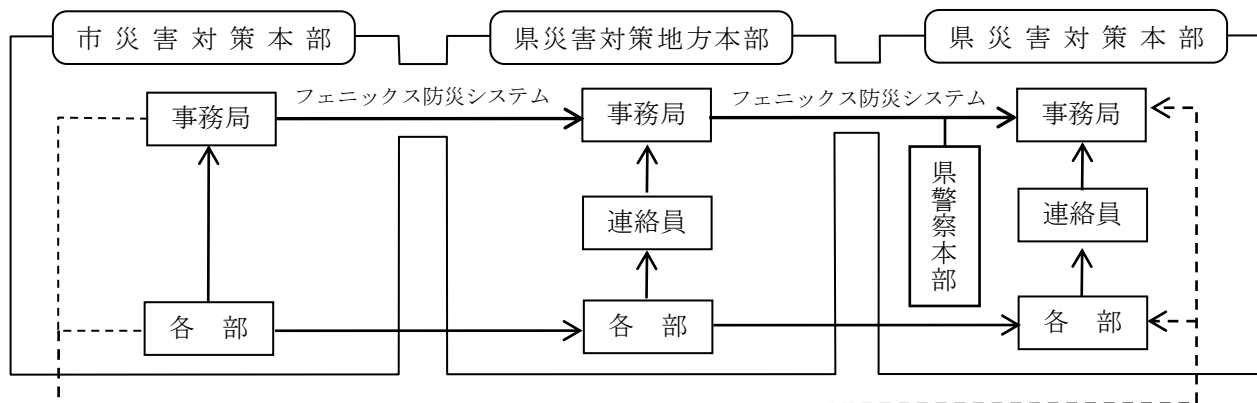
6 消防庁連絡窓口

		平日（8:30～18:15）	左記以外
NTT回線	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	90 - 49013	90 - 49102
	FAX	90 - 49033	90 - 49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN - 048 - 500 - 90 - 43422	TN - 048 - 500 - 90 - 49102
	FAX	TN - 048 - 500 - 90 - 49033	TN - 048 - 500 - 90 - 49036

7 災害情報の伝達手段

- (1) 防災班は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力する。
- (2) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力することとする。
- (3) 防災班は、必要に応じて優先若しくは無線電話またはファクシミリなども活用することとする。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫県衛生通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設を利用することとする。
- (5) すべての通信施設が普通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努めることとする。

8 県における災害情報の収集伝達



- (注) 1 緊急を要する場合については ----- 線の伝達経路によることがある。
 2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
 3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

○ 報告（調査）事項系統一覧

報告（調査）事項	報告（調査）系統
災害即報 (災害の全般的な状況)	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局 市〔緊急を要する即報〕 → 県災害対策本部事務局 消防本部 → 県災害対策本部事務局
人、住家等の被害 火災による被害	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局
避難所開設の状況	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局
危険物施設等被害状況	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局 消防本部 → 県災害対策本部事務局 〔重大事案のみ〕
ボランティア活動状況	市社会福祉協議会 → ひょうごボランティアプラザ → 県民生活課 → 企画県民部 ボランティアセンター (兵庫県社会福祉協議会) 総務課
健康福祉施設等の被害	市 → 健康福祉事務所(保健所)
火葬施設の被害	市 → 健康福祉事務所(保健所)
公共土木施設等の被害	加東土木事務所 → 河川整備課〔河川・ダム〕 → 県土企画局技術企画課 〔県工事〕 市〔市工事〕 → 下水道課〔下水道施設〕 港湾課〔港湾施設・海岸〕 砂防課〔砂防施設等〕 道路保全課〔道路〕 道路街路課〔道路〕
道路の不通状況	市〔市管理〕 → 土木局道路街路課 加東土木事務所等〔県管理〕 → 土木局 市〔市管理〕 → 土木局 国土交通省近畿地方整備局〔国管理〕 → 土木局 西日本高速道路(株) → 土木局 兵庫県道路公社 → 土木局 土木局道路街路課 土木局 道路保全課 土木局 道路企画課 県土企画局 技術企画課
市街地整備事業被害	施行者 → 市 → まちづくり局 → 県土整備部 市街地整備課 県土企画局技術企画課
公営住宅関係被害	市〔市営住宅〕 → 加東土木事務所等 住宅建築局 公営住宅課 住宅建築局住宅管理課〔県営住宅〕 → 県土企画局技術企画課
その他の建築関係被害	市〔民間宅地〕 → 県民局 → 住宅建築局 → 県土企画局 建築指導課 技術企画課
都市公園被害	市〔市管理〕 → 加東土木事務所 → まちづくり局 → 県土企画局 公園緑地課 技術企画課
市街地の被害	市 → まちづくり局土地対策室 → 県土企画局 都市計画課 技術企画課
農地、農作業用 施設の被害	市 → 加古川流域土地改良事務所 → 農林水産局農地整備課
山林等の被害	市 → 加東農林振興事務所 → 農林水産局治山課

○ 主な緊急対策支援要請の系統一覧 ※市に係る事項

報告(調査)事項	報告(調査)系統
自衛隊派遣 各種支援要請	市→地方本部→各主管課→各部総務課 ↓ 災害対策本部事務局
隣接市町での 避難所の開設	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→隣接市町
陸上鉄道輸送の要請	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→JR西日本 ↓ 私鉄各社
航空輸送の要請	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→大阪空港事務所 ↓ 新関西国際空港(株) ↓ 神戸空港管理事務所 ↓ 但馬空港管理事務所
陸上自動車輸送の 斡旋	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→トラック協会 ↓ バス協会 ↓ 警察本部→近畿運輸局
物資の斡旋	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→工業振興課→関係団体 ↓ 近畿経済産業局
物資の斡旋 (福祉関係機器)	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→障害福祉課→関係団体
放送要請	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→NHK神戸放送局 ↓ サンテレビジョン ↓ ラジオ関西 ↓ 兵庫エフエム放送 ↓ 毎日放送 ↓ 朝日放送 ↓ 関西テレビ放送 ↓ 読売テレビ放送 ↓ 大阪放送(ラジオ大阪) ↓ FM802(FM CO・CO・LO)
緊急警報放送要請	市→地方本部事務局→災害対策本部事務局→NHK神戸放送局
非常災害用木材の 調達・斡旋	市→県民局地域振興部→林務課→木材業協同組合連合会等 ↓ 農林(水産)振興事務所
ガレキ処理対策	市→県民局県民室→環境整備課→県内市町 ↓ 関係団体 ↓ 関係省庁 ↓ 他府県
ごみ処理対策	
し尿処理対策 (仮設トイレ斡旋等)	
建設資機材等の斡旋	市→事務局→県土企画局→建設業協会 ↓ 警察本部→契約・建設業室
被災宅地危険度 判定士の派遣	市→住宅建築局→近畿協議会→国土交通省 ↓ 建築指導課
応急仮設住宅の 建設支援	市→住宅建築局公営住宅課→プレハブ建築協会
公設住宅への 一時入居	市→県民局土木事務所→住宅建築局住宅管理課→各市町 ↓ 他府県
飲料水の供給	市→ブロック代表団体→水道課→隣接市町 ↓ 厚生労働省 ↓ 他府県 ↓ 日本水道協会 ↓ 自衛隊 ↓ 海上保安本部
給水車の派遣	
水道復旧工事に 関する人材派遣	災害対策本部事務局
医療用水の確保	各医療機関→地域医療情報センター→医療課→水道課→水道事業者 (健康福祉部生活衛生課)
警察官の協力要請	市→警察署
救助用建設資機材	警察署→市→県事務局→建設業協会

○ 防災関係機関の連絡先

機 関 名		電 話 番 号		F A X	備 考
市	防災センター (市民安全全部防災G)	0794-63-3387		0794-63-1093	
	小野市災害対策本部(本部室)				
	小野市役所	0794-63-1000 (市役所代表)			
	小野市消防本部	0794-63-0119		0794-63-6699	
	小野市消防署南分署	0794-63-0099		0794-62-6299	
	小野市消防署北分署	0794-63-3199		0794-63-0199	
兵庫県小野警察署		0794-64-0110			
陸上自衛隊第3特科隊		0792-22-4001			
陸上自衛隊第8高射特科群		0794-66-7301			
県	災害対策本部事務局	災害対策本部 設置時	078-362-9900	079-362-9911	
	兵庫県企画県民部災害対策局 災害対策課(防災課)	災害対策本部 未設置時	(時間内)078-362-9988 (時間外)078-362-9900	078-362-9912	
	兵庫県北播磨県民局 総務企画室総務防災課	0795-42-9308 0795-42-9309 (夜間)		0795-42-4704	
	兵庫県北播磨県民局 加東健康福祉事務所	0795-42-9355			
	兵庫県加東土木事務所	0795-42-5111			
	加古川流域土地改良事務所	0794-82-0520		0794-83-6835	
	加東農林振興事務所	0795-42-9423		0795-42-7232	
国	総務省消防庁 (直接即報時)	平日 9:30~18:30	03-5253-7527	03-5253-7537	
		平日(上記時間帯以外)	03-5253-7777	03-5253-7553	
		休祭日			
	近畿農政局兵庫農政事務所 地域第四課	0795-42-2411			
	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	079-282-8211			
西日本旅客鉄道(株) 神戸支社加古川管理駅		079-422-3460			輸送
神戸電鉄(株)志染駅		0794-85-5288			〃
神姫バス(株)三木営業所		0794-82-3126			〃
日本通運(株)西脇支店		0795-22-3001			〃
トールクス・レス・ジャパン(株)三木小野支店		0794-63-2001			〃
東播運輸事業協同組合		0794-62-3117			〃
関西電力送配電(株) 社配電営業所		0800-777-3081			電気
(有)保安センター東播		0795-23-1507			ガス
西日本電信電話(株) 兵庫支店		078-393-9440			通信
小野市・加東市医師会		0794-62-5280			医療

第6節 被災者支援のための情報の収集・活用

1 住民からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等に権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めることとする。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。

(被災者台帳に記載する事項)

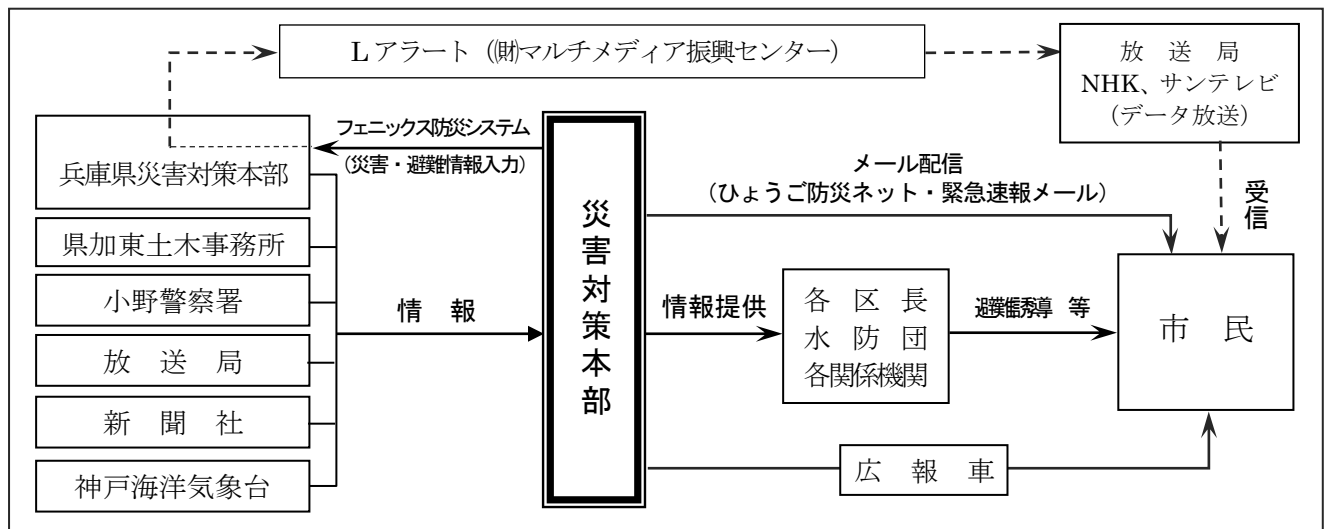
- ◆氏名 ◆生年月日 ◆性別 ◆住所又は居所 ◆電話番号その他の連絡先 ◆世帯構成
- ◆住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ◆援護の実施の状況
- ◆要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由 ◆罹災証明書の交付状況
- ◆市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先及び提供日時
- ◆その他被災者の援護の実施に関し市町が必要と認める事項

第7節 市民への伝達

特に必要な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法により周知するものとする。

- ◆ 広報車等の拡声装置の利用
- ◆ 区長（自主防災組織会長）等への連絡
- ◆ 消防団各部長へ連絡し、水防計画による音響サイレン、警鐘等の利用
- ◆ 電子メール、インターネットによる情報の連絡
- ◆ 公共情報コモンズによるテレビデータ放送の利用

【伝達系統図】



◇ Lアラート

フェニックス防災システムで災害及び避難情報を入力するとオンライン及び電話等により、兵庫県、消防庁へ伝達される。

同時に各関係機関へも県から伝達され、各放送局（NHK、サンテレビ）のデータ放送に反映し、避難状況等が市民に伝達される。

◇ 緊急速報メール（NTTドコモ、ソフトバンク、au）

緊急速報メールにより、強い揺れが予測される地域に緊急地震速報がそれぞれの受信が可能な端末に伝達される。

◇ ひょうご防災ネット

配信登録された住民に対し、防災・防犯等に関する重要な情報をメールで配信し提供する。

第8節 通信手段の確保

災害発生時の情報収集・伝達を迅速かつ的確に実施するための通信方法に関する計画を定める。

第1 通信連絡体制

1 災害時の通信連絡方法

- (1) 災害に関する予防、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話、I P電話）、携帯電話、無線通信のうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。
- (2) 有線が途絶した場合は、市防災行政無線、消防無線又は設置者の協力を得てその他の無線を利用する。
- (3) 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして伝達する。

2 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし必要に応じ相互協力を行う。

第2 災害通信の手段

1 防災行政無線（移動系デジタル H26年度更新）

防災行政無線（移動系）の運用については「小野市防災行政無線局管理運用規程」に基づき行う。

(1) 主な機器構成

基地局	簡易中継局	半固定型 無線送受信装置	移動局 遠隔制御装置	車載型	携帯型
1	1	3	2	16	34

(2) 無線機振分状況（各部）

	半固定型 無線送受信装置	移動局 遠隔制御装置	車載型 無線送受信装置	携帯型 無線送受信装置
防災センター （災害対策本部）	1	1	—	3
市民安全部	1	1	7	—
総合政策部	—	—	—	1
総務部	—	—	—	1
市民福祉部	—	—	—	5
地域振興部	—	—	—	9
水道部	1	—	9	3
教育委員会	—	—	—	9
消防本部	—	—	—	3
合 計	3	2	16	34

2 消防無線

消防通信の運用については、消防活動計画の定めるところによる。

基地局・固定局	卓上型	可搬型	車載型	携帯型
1	1	2	17	25

3 兵庫衛星通信ネットワーク

兵庫衛星通信ネットワークの運用については「兵庫衛星通信ネットワーク運用要領」による。

市町名等	課 名	地球局番号	地球局FAX
兵 庫 県 庁	災害対策局災害対策課	7 - 151 - 3140	7 - 151 - 6380
加 古 川 市	防災部防災対策課	7 - 210 - 52	7 - 210 - 61
三 木 市	総合政策部危機管理課	7 - 215 - 2425	7 - 215 - 5414
西 脇 市	くらし安心部防災安全課	7 - 213 - 52	7 - 213 - 61
加 西 市	総務部危機管理課	7 - 220 - 52	7 - 220 - 61
加 東 市	総務財政部防災課	7 - 341 - 52	7 - 341 - 61
小 野 市	市民安全部防災グループ	7 - 218 - 52	7 - 218 - 61

4 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムの運用については、「兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム運用要領」による。

5 Lアラート（災害情報共有システム）

マスコミ等報道機関等へは、Lアラート（災害情報共有システム）により、対策本部の設置、避難所開設、避難勧告等の情報を伝達する。

6 無線局等への依頼

災害の状況により、市内のアマチュア無線局又は各種事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

【業務無線局一覧表】

氏名又は名称	所 在 地	電話番号	備考(基地局周波数等)
小野タクシー(株)	本町 5-1	63 - 1401	

7 その他

(1) 近畿地方整備局との協定（TEL 06 - 6942 - 1575）

◆情報通信支援

- ・衛星通信車を用いた緊急電話回線の構築
- ・被災地映像情報をリアルタイムで被災自治体を含む関係機関に伝送

要請方法「第3編 災害応急対策計画 第4章 防災関係機関等との連携促進 第1節 応援要請 第7」に掲載

(2) 避難所における特設公衆電話の事前設置（NTT西日本）

大規模な災害が発生した際に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的としてNTT西日本が行う事業で、兵庫県下の各避難所に特設公衆電話を設置するための引き込み線を事前に設置するもの。

【設置避難所】小野市内の拠点避難所27箇所（福祉避難所3箇所を含む）に設置済み

	施 設 名	回 線		施 設 名	回 線
1	小野市立小野小学校	3	15	小野市立匠台公園体育館アクト	3
2	小野市立小野東小学校	2	16	コミュニティセンターおの	3
3	小野市立河合小学校	2	17	コミュニティセンターかわい	1
4	小野市立来住小学校	2	18	コミュニティセンターきすみの	1
5	小野市立市場小学校	2	19	コミュニティセンターいちば	1
6	小野市立大部小学校	2	20	コミュニティセンターおおべ	2
7	小野市立中番小学校	2	21	コミュニティセンター下東条	2
8	小野市立下東条小学校	2	22	小野市伝統産業会館	2
9	小野市立小野中学校	2	23	あお陶遊館アルテ	2
10	小野市立河合中学校	2	24	うるおい交流館エクラ	3
11	小野市立小野南中学校	2	25	児童館チャイコム	2
12	小野市立旭丘中学校	2	26	兵庫県立小野高等学校	3

第3章 災害情報等の収集・伝達

第8節 通信手段の確保

13	小野市立小野特別支援学校	2	27	兵庫県立小野工業高等学校	3
14	小野市立総合体育館アルゴ	3			

第3 災害通信の要領

災害時の通信については通話時間の短縮を心掛けるほか、次の要領により実施する。

- 1 通信内容が特に多いものについては、有線電話及び携帯電話を使用し、緊急用無線電話の確保に努める。
- 2 災害時の通信は、問い合わせ、指示、報告等の内容の重複、又通信の幅輳が伴うので、通信統制を行う。
- 3 報告、指令、照会等の取扱者を事前に指定し、これらの重複、誤報等を防止する。
- 4 通信内容の要点は必ず書面に記載し、復唱確認する。
- 5 通話開始時間、終了時間及び通話相手名は必ず記録する。

— 第4章 防災関係機関等との連携促進 —

大規模災害が発生した際に、市民の生命及び身体財産保護のため県、自衛隊、消防及び警察などの指定行政機関等に対する応援要請及び受援体制の概要を示すものである。

第1節 応援要請

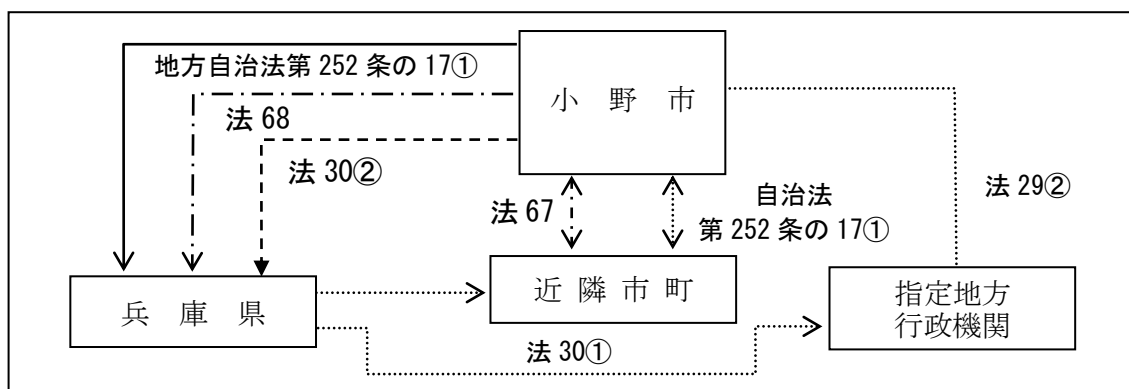
第1 知事等への応援要請

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対しできる限り次の事項を示し『ひょうご災害緊急支援隊』の派遣を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ◆派遣を必要とする理由
- ◆派遣を必要とする場所
- ◆その他応援に関し必要な事項
- ◆派遣を必要とする人員、資機材等
- ◆派遣を必要とする期間

なお、具体的な要請ルートは、県が定める「ひょうご災害緊急支援隊の派遣要請等」の要綱による。

第2 法律に基づく応援要請



《参考》

◆災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

◆災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）

都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

◆災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

◆災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

◆地方自治法第252の17第1項（職員の派遣）

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

第3 協定による応援要請

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり行政機関の協力が必要と認められる場合は、「東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定」及び「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、総務班から応援を求めるものとする。

第4 大規模災害時における広域消防応援体制

1 広域消防相互応援協定に基づく応援

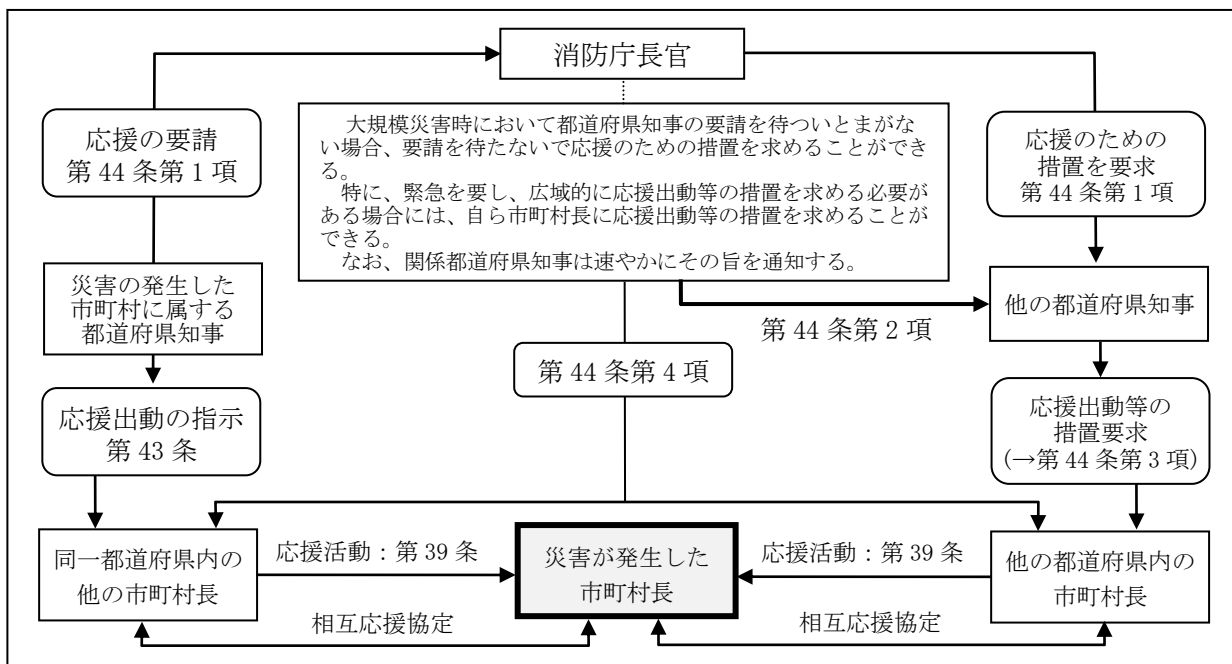
(1) 応援要請の手続きの概要

- ① 応援は、被応援市町等の消防長からの要請に基づき、行うこととする。ただし、災害の規模等により被応援市町等の要請をまたずに応援出動した場合には、被応援市町等の要請があったものとみなす。
- ② 応援要請に対しては、次の事項を連絡することとする
 - ・災害の発生場所及び概要
 - ・必要とする車両、人員及び資機材
 - ・集結場所及び活動内容
 - ・その他の必要事項

(2) 応援隊の派遣

応援を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被応援市町等の消防長に対してその旨を連絡する。

○ 広域消防応援体制



○ 緊急消防援助隊応援要請先

		平日 (8:30～18:15)	左記以外
N T T回線	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	90 - 49013	90 - 49102
	FAX	90 - 49033	90 - 49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN - 048 - 500 - 90 - 43422	TN - 048 - 500 - 90 - 49102
	FAX	TN - 048 - 500 - 90 - 49013	TN - 048 - 500 - 90 - 49036

2 消防応援要請

(1) 全国に応援を求める場合

消防組織法に基づき、本部長が県知事を通じ消防庁長官に要請する。

(2) 近畿地区に応援を求める場合

大規模災害消防応援計画に基づき、消防長が神戸市消防局長を通じ大阪市消防局長に要請する。

(3) 県内に応援を求める場合

兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、消防長が代表消防本部を通じ神戸市消防局長に要請する。

【消防応援要請系統図】

	応援要請者	市の応援要請先	最終要請先
全国への応援要請	本部長 ⇒	県知事 ⇒ 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 TEL 078 - 362 - 9988	消防庁長官
近畿地区への応援要請	消防長 ⇒	神戸市消防局長 ⇒ TEL 078 - 333 - 0119	大阪市消防局長
県内への応援要請	消防長 ⇒	明石市消防局（東播代表） ⇒ TEL 078 - 912 - 1111	神戸市消防局長

第5 消防防災ヘリコプター派遣要請

大規模な地震災害をはじめ大規模特殊災害の発生に際し、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合、兵庫県と神戸市が運航する神戸市消防局警防部航空機動隊・兵庫県消防防災航空隊（以下：消防防災ヘリコプター）のヘリコプター等の出動を要請するための計画である。

1 実施体制

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する者は、本部長又は消防長とする。また、要請はあらかじめ電話等で行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行なうこととする。

2 要請対象

◆救急活動 ◆救助活動 ◆火災防御活動 ◆災害応急対策活動

3 出動要請

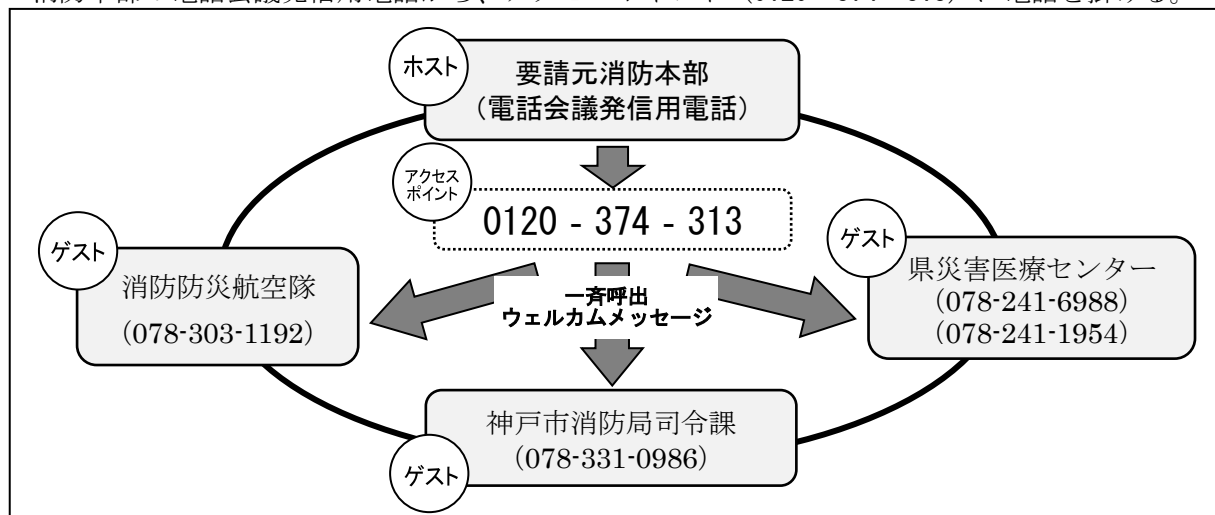
消防防災ヘリコプターの要請は、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づいて行うものとする。

4 要請に際し連絡すべき事項

◆災害の発生場所、災害の発生時間、災害の内容及び原因 ◆要請を必要とする理由
◆活動内容、目的地、搬送先 ◆現場の状況、受入れ態勢、連絡手段
◆現地の気象条件 ◆現場指揮者 ◆その他必要事項

5 連絡方法

消防本部の電話会議発信用電話から、アクセスポイント（0120-374-313）に電話を掛ける。



6 ヘリコプター降着適地

令和3年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大池総合公園 (※)	王子町917-1	62 - 7000
2	河合運動広場 (※)	河合中町48-2	66 - 5160
3	市民研修センター運動場 (※)	福住町247-5	67 - 0044

(※) は県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地である。

第6 自衛隊の派遣要請

大規模災害発生時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

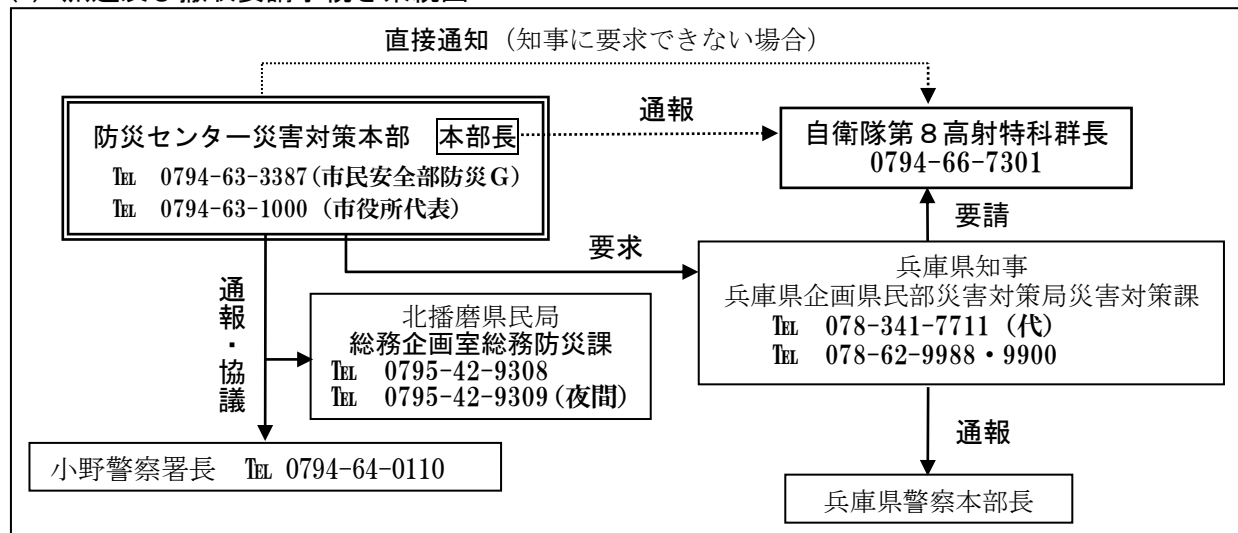
1 災害派遣要請の方法

本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請を求める。

ただし、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要請ができない場合には、本部長は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を報告する。

- ◆災害の状況及び派遣を要請する理由
- ◆派遣を希望する期間
- ◆希望する派遣区域及び活動内容
- ◆要請責任者の職氏名
- ◆災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ◆派遣地への最適経路
- ◆連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(1) 派遣及び撤収要請手続き系統図



(2) 関係機関連絡先等

	区 分	電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部 設置時) 災害対策本部事務局	(078) 362-9900 FAX (078) 362 - 9911~9912	(時間内外とも)
	(災害対策本部 未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078) 362-9988 FAX (078) 362 - 9911 ~9912	(078) 362-9900 FAX (078) 362 - 9911 ~9912
	北播磨県民局長	(0795) 42 - 5111	(0795) 42 - 9309

第4章 防災関係機関等との連携促進

第1節 応援要請

警察	小野警察署長	(0794) 64 - 0110	同左
自衛隊	第3師団（第3部防衛班）	(072) 781 - 0021 内線 3734、3735 FAX 3724	(072) 81 - 0021 内線 3301（指令部当直） FAX 3301
	第3特科隊（第3科）	(0792) 22 - 4001 内線 650、238 FAX 239	(0792) 22 - 4001 内線 302（当直司令） FAX 398
	第8高射特科群第3科	(0794) 66 - 7301 内線235 FAX 430	同左 内線 235～239

（注）陸上自衛隊に関する窓口は、原則として第8高射特科群とする。

2 市の任務分担

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の設定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

3 撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるとき、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議のうえ、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じた撤収の連絡を行うこととする。

4 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、管区海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。

- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。

① 自主派遣の判断基準

災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

その他災害に際し、上記①から②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

5 活動内容

事 項	内 容
(1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助 (通常他の救援作業等に優先して実施)
(4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
(5) 消火活動	利用可能な消防車等その他防火用具(必要な場合は、航空機等)による消防機関への協力(消火剤等は、通常関係機関が提供)
(6) 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
(7) 応急医療、 救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策 (薬剤等は通常派遣要請者が提供)
(8) 通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
(9) 人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
(10) 炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
(11) 物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
(12) 危険物の 保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
(13) その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等(自衛隊装備に係るものを除く。)の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費(自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (5) 島岐に係る輸送費等

第7 近畿地方整備局(平成24年10月3日 協定を締結)

災害の発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、災害拡大を防ぐための緊急対応実施等(リエゾン(情報連絡員)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣を含む)の応援を行う。

1 応援内容

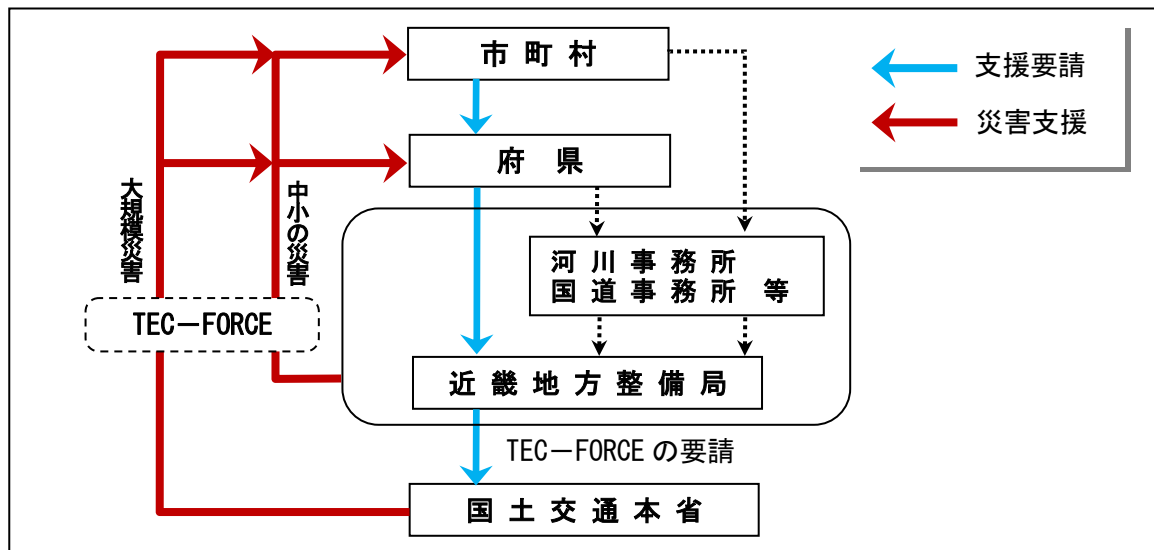
◆被害情報の収集 ◆災害応急復旧 ◆二次災害の防止 ◆その他必要と認められる事項

2 応援の要請

(1) 連絡先

兵庫国道事務所 防災情報課	Tel 078 - 331 - 4474
近畿地方整備局 企画部 防災課	Tel 06 - 6942 - 1575 FAX 06 - 6944 - 4741

(2) TEC-FORCEによる災害時支援体制



第8 病院の応援

	応援要請要領
県内の自治体病院に応援を求める場合	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、病院開設者が協定に定める連絡体系をもって県内の自治体病院開設者に要請する。
北播磨地域の医療機関に応援を求める場合	「北播磨地域災害救急医療マニュアル」に基づき要請する。

第2節 受援計画

他市町村、他都道府県及び自衛隊等、各行政機関からの応援派遣については、十分な計画のもとに受け入れることとし、業務の割り振り、派遣隊等の配置等に留意し、効率的かつ円滑な救援活動の実現に努めるものとする。

第1 派遣隊等の受け入れ

応援隊の派遣等が決定した場合は、受け入れを次のように行う。

- ◆ 他市町村等からの応援派遣の受け入れについては、総務班が総括的に対応する。
- ◆ 総務班に他市町村等からの応援派遣に係る総括担当者を置き、応援業務の割り振り、調整及びその他応援行政機関との連絡にあたるものとする。

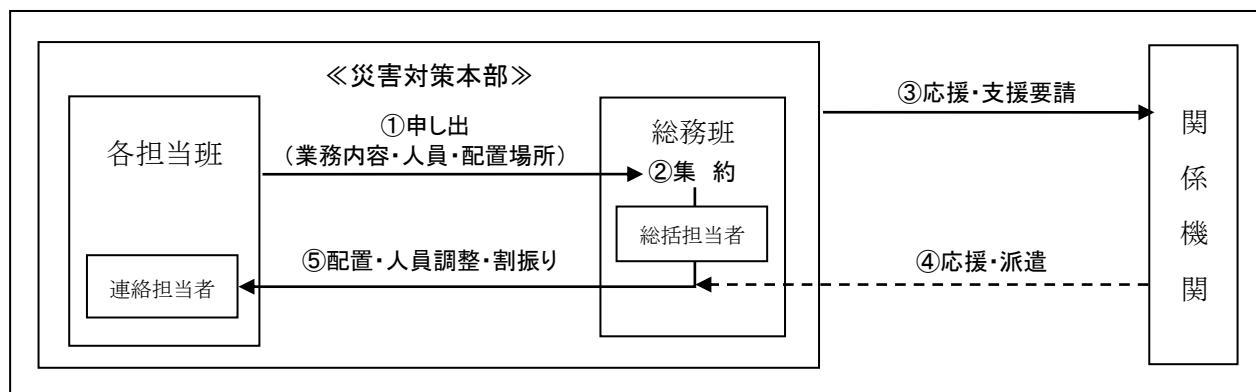
1 受け入れ体制

- (1) 派遣隊等を受け入れる場合は、支援を必要とする事項を各担当から総務班に申し出を行うものとする。ただし、応援協定等の協定による受援は、協定に基づき受け入れるものとする。

各担当班から総務班へ 申し出る事項	◇作業種類、活動場所、時間 ◇応援部隊の到着時間、人員数、責任者の氏名、連絡先 ◇活動・滞在期間、食料、飲料水の有無
----------------------	--

- (2) 総務班は、各担当班からの申し出を集約し、受け入れた支援隊を各担当班へ配属する。
- (3) 各担当班は連絡担当者を設け、配属を受けた派遣隊と業務、内容、配置場所等の連携を図りながら業務を遂行する。
- (4) 防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。
- (5) 各担当班は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容・場所、責任者及び連絡先についての必要な記録を行うとともに、必要に応じて活動状況を本部長へ報告する。

【応援要請の受け入れ体制系統図】



2 派遣隊等の食料、飲料水、宿泊等の準備

- (1) 応援派遣隊に係る食事、飲料水、宿泊所、寝具等は、当該応援行政機関が自主的に確保することを原則とする。

しかし、当該自主確保が困難な場合で、応援行政機関から申し出を受けた場合は、応援を求める業務の担当部課において対処するものとする。

- (2) 応援行政機関から活動拠点設置の申し出があった場合は、庁舎周辺市施設及び市駐車場を提供するものとする。なお、当該活動基地に係る部屋及び土地区画の割り当て等については、財政・輸送班において対応するものとする。

- (3) その他、応援隊等に係る派遣時の対応については、応援を求めた担当部課において行うものとする。

第2 奉仕団の受入れ

災害発生時に応急対策を実施するにあたり人手が不足する場合、或いは日本赤十字奉仕団をはじめ各種民間団体等から奉仕の申入れがあった場合は、民間の組織の応援を求め、又は受入れ、職員との協力・連携のもと効果的な救援活動を行うものとする。

1 奉仕団等の出動要請

災害の規模・程度によっては、自治会、日本赤十字団、婦人会及び学校等に対し協力を要請する。

2 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、主として次のとおりとするが、災害の状況、奉仕団の実情等に即したのものとする。

◆災害状況の報告	◆救護活動、炊き出し	◆飲料水の供給	◆清掃及び感染症対策
◆災害救援物資、資材の受入れ、整理、配分	◆軽易な事務補助	◆被災調査等	
◆応急復旧に伴う軽易な作業	◆その他上記作業に類した作業		

3 帳簿の整理

奉仕団の奉仕を受け入れた場合は、奉仕団の名称、人員、氏名、作業内容、期間、その他参考事項を記入した奉仕団受入れ記録簿を作成し整備しておくものとする。

— 第5章 災害救助法の適用 —

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とし、この救助の具体的な内容は災害救助法に定められており、その手順等を定めるものとする。

第1 適用基準

知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。（救助実施市を除く）

- (1) 市内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とすること。

（本市における適用基準）

第1号適用	市内の住家滅失世帯数が <u>60世帯以上</u> になったとき。 （人口30,000人以上50,000人未満の市町村）
第2号適用	（県下内の住家滅失世帯数が2,500以上の時） 市内の滅失世帯数が <u>30世帯以上</u> になったとき。 （人口30,000人以上50,000人未満の市町村）
第3号適用	県下の住家滅失世帯数が12,000世帯以上になり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
第4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき （県知事の厚労大臣協議が必要）

第2 適用手続

1 災害救助法の適用申請

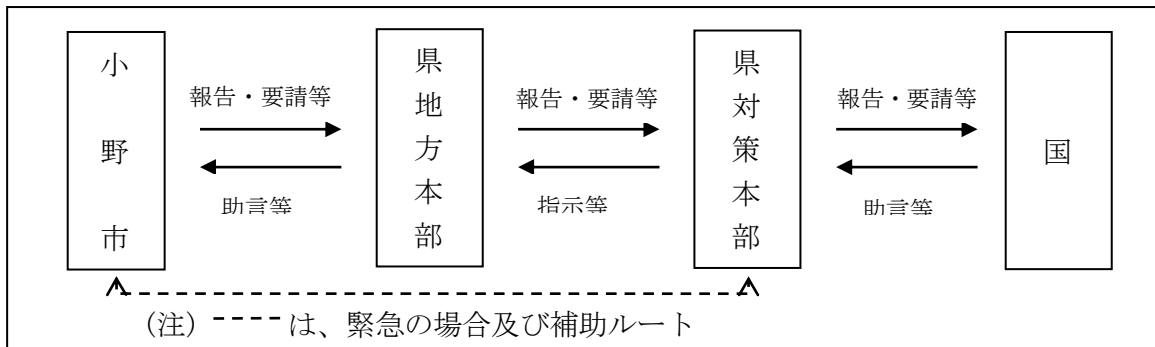
災害の発生に際し、市内における被害が、災害救助法施行令第1条の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちに次の報告事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

報告事項	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 法の適用を要請する理由 ④ 法の適用を必要とする期間 ⑤ 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置
------	---

第5章 災害救助法の適用

2 事務処理手順

災害発生から救助の実施に至るまでの事務手順は次のとおりである。



第3 救助の実施

1 実施機関

(1) 県

県は、市町を包括する団体として広域的総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適応する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町村長（救助実施市を除く）に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長（救助実施市を除く）に通知することとする。

- ① 市町長（救助実施市を除く）が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- ② 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県において困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(2) 市（救助実施市を除く）

- ① 災害救助法の適用を受けたときは、県知事が救助を実施し、県知事から救助を迅速に行うため権限の一部を委任されたときは、市長が行う。
- ② 災害の事態が急迫して、県知事による救助を待ついとまがないときは、市長は、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

(3) その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市町等、救助活動の実施機関に協力することとする。

(4) 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、他の市町は、被災市町の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

2 実施内容

- | | |
|--|---------------|
| ① 避難所の設置 | ② 応急仮設住宅の供与 |
| ③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | |
| ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | |
| ⑤ 医療及び助産 | ⑥ 被災者の救出 |
| | ⑦ 被災した住宅の応急修理 |
| ⑧ 学用品の給与 | ⑨ 埋葬 |
| | ⑩ 死体の搜索及び処理 |
| ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | |

第5章 災害救助法の適用

第4 被害世帯の算定及び被害認定基準

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が様でないので、次の被害認定基準に基づく。

被害世帯の算出方法	全壊・全焼・全流出の場合	1世帯
	半壊・半焼の場合	1/2世帯
	床上浸水等の場合	1/3世帯（一時的に居住できない場合）

【被害認定基準】

① 死 者		死体を確認したもの又は死亡したことが確実なもの
② 行方不明		所在不明で死亡の疑いがあるもの
③ 負 傷	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもので、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもので、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。
④ 全壊、全焼		ア 住家が基本的機能を喪失し、その部分が延床面積の全流失70%以上に達した者 イ 居住のための主要な構成要素の経済的被害が、その住家の50%以上に達したもの
⑤ 半壊、半焼		ア 住家が基本的機能の一部を喪失し、その部分が延床面積の20%以上70%未満のもの イ 居住のための主要な構成要素の経済的被害が、その住家の20%以上50%未満のもの
⑥ 床上浸水		ア 浸水水位が床板以上に達したもの イ 土砂、竹木の堆積により一時的に居住不能状態となったもの
⑦ 床下浸水		浸水水位が床板に達しないもの
⑧ 一部損壊		損壊程度が半壊に達しないもの

第5 救助の種類及び内容

災害救助法による救助の種類及び内容は次のとおりである。

平成26年6月6日改正（平成26年4月1日以降に発生した災害について適用）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 （加算額） 冬期：別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者に供与する	1 1戸当たりの規模は平均29.7㎡（9坪）を標準とする。 2 支出できる費用（1戸当たり）5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与機関 最高2年

第5章 災害救助法の適用

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害をうけ炊事ができない者及び一時縁故地へ避難する必要がある者	主食、副食及び燃料等の経費として 1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間(発災から7日)内に3日分を現物により支給することができる。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費 (水の購入費、給水又は上水に必要な機械又は器具の借上料、修繕費及び燃料に並びに薬品又は機材の費用)	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額に限る 2 現物給付に限る
		区 分		6人以上1人増すごとに加算
		全 壊		
		全 焼		
		流 出		
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	医療のため支出できる費用 1 救護班による場合…実費 2 病院又は診療所による場合…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	救護班において行うこと。 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	助産のために支出できる費用 1 救護班等による場合…使用した衛生材料費等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内	次の範囲において行うこと ・分べんの介助 ・分べん前の及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上

第5章 災害救助法の適用

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理 「半壊・大規模半壊」	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は住家が半壊して大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
被災した住宅の応急修理 「準半壊」	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 300,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は購入するための費用で、生業の見込みが確実な具体的な計画があり償還能力のある者に対して貸与する。 生業費 1件あたり 30,000円 就職支度費 1件あたり 15,000円	災害発生の日から1ヶ月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）、又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（特別支援学校、定時制、通信制高等専門学校、専修学校の生徒を含む）	教科書代 1 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 2 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 高等学校生徒 1人当たり 5,200円	災害発生の日から 1 教科書 1ヶ月以内 2 その他の学用品 15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のもの	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により、すでに死亡していると推定され	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している

第5章 災害救助法の適用

	る者			
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案 慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師及び歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,400円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

— 第6章 水防活動の実施 —

水防活動の実施については、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる小野市が、同法第32条第1項の規定に基づき、小野市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、小野市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とし、別に掲げる「小野市水防計画」に定めるところによる。

第1 水防の責任等

1 県（水防法第3条の6）

その区域における水防管理団体（水防の責任を有する市町及び水防事務組合をいう。）が行う水防が十分行われるように確保すべき責任

2 市町（水防法第3条）

その区域における水防を十分に果たすべき責任

3 気象庁長官（気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項、第11条第1号）

水防活動用の予報・警報を行うこと。

国土交通大臣と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うこと。

知事と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うこと。

報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知させること等

4 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条）

気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに知事に通知し、一般に公表すること。

あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事に通知し、一般に公表すること。

猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等

洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うことができる。

5 知事（水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、第13条の3、第16条第1項、第3項）

気象庁長官と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。

あらかじめ指定した河川、公共下水道等の排水施設等及び海岸について洪水、雨水出水及び高潮の各特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等

6 市町長（水防法第13条の2第2項）

あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等について雨水出水特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

7 水防管理者（水防法第17条）

水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるとき、水防団及び消防機関を出動させること等

8 警察署（水防法第22条）

水防管理者からの出動援助要請があったときの協力

9 量水標管理者（水防法第12条）

関係者に対する通報水位（水防団待機水位）及び警戒水位（氾濫注意水位）の通報及び公表

10 一般県民（水防法第24条、第29条）

常に気象情報、水防状況等に注意すること、水防に従事すること、避難のための立退きの指示に従うこと等。

11 水防協力団体（水防法第37条）

水防団又は消防機関が行う水防活動への協力等

第6章 水防活動の実施

第2 水防組織

水防に係る警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 水防本部

水防本部長	市 長
水防副本部長	副市長、防災監
水防本部付	教 育 長
総括部長	市民安全部長

2 消防水防部（消防長）

(1) 第1水防活動隊

総指揮者	活動隊長	班 編 成	
消防長	消防署長	第1本署隊（庶務班）	総務課（総務課長）
		第2本署隊（通信班）	指令室（指令係長）
		第3本署隊（情報連絡班）	指導係、査察係（予防課長）
		第4本署隊（消防活動班）	消防課（消防課長）、救急課（救急課長）
		分 署 隊（消防活動班）	南・北分署（分署長）

(2) 第2水防活動隊

総指揮者	活動隊長	班 編 成	
消防長	・ 消防団長 ・ 副団長	第1水防地区隊	小野地区（中分団分団長・副分団長）
		第2水防地区隊	下東条地区（東分団分団長・副分団長）
		第3水防地区隊	河合地区（西分団分団長・副分団長）
		第4水防地区隊	来住・市場地区（南分団分団長・副分団長）
		第5水防地区隊	大部地区（北分団分団長・副分団長）

3 その他の水防部 ※（ ）内は、災害対策本部設置後の体制

	水 防 部 名	編 成 部	事務分掌
	※下段は、災害対策本部設置後	※（ ）内は、所属部以外での活動を行う課	
1	市民安全部水防部 (本 部 室)	市民安全部、秘書課、総合政策部	地域防災計画に掲げた内容に準ずるものとする。
2	総務部水防部 (総 務 部)	総務部、(市民サービス課)	
3	市民福祉部水防部 (市民福祉部)	市民福祉部	
4	地域振興水防部 (地域振興部)	地域振興部、(議会事務局)、(農業委員会) (選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局)	
5	水道水防部 (水 道 部)	水道部	
6	教育水防部 (教 育 部)	教育委員会、(税務課)	

第6章 水防活動の実施

第3 水防体制

1 配備体制

種 類	発 令 基 準	水防本部長からの指令
連絡員待機	気象警報が発令されたとき	—
警 戒 配備体制	気象予警報に基づきいまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要がある場合において、少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる態勢	—
第1号 配備体制	災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等が推測困難な段階及び小規模の災害が発生した場合において、小規模の災害に対応するとともに、中規模以上の災害出動に備え待機するための人員を配備し災害に備える態勢	小野市水防指令第1号 又は第2号
第2号 配備体制	中規模の災害が予測される段階及び中規模の災害が発生した場合において、所属人員の5割以内の人員を配備し、防災活動にあたる態勢	小野市水防指令第2号 又は第3号
第3号 配備体制	大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した場合において、所属人員を配備し、防災活動の万全を期する態勢	小野市水防指令第3号

(注) 人員については気象情報等を考慮し、この表に依らず継続した事態に対応した配備も可能とする。

第4 国土交通大臣の発する水防警報

1 水防警報の対象区域

猪名川、藻川、加古川、東条川、万願寺川、揖保川、中川、元川、林田川、栗栖川、円山川、奈佐川及び出石川の国土交通省直轄管理区域

2 水防警報の種類

第1段階	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
第3段階	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。
第4段階	解除	水防活動の終了の通知を行う。

適宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

第5 知事の発する水防警報

(1) 水防警報河川

- ① 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。ただし、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

一級河川 (31河川)	竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川
二級河川 (40河川)	武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

② 水防警報の種類

第1号(待機)	事態の推移に応じ、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号(準備)	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号(出動)	水防活動に出動させるもの。
第4号(解除)	水防活動を終了させるもの。

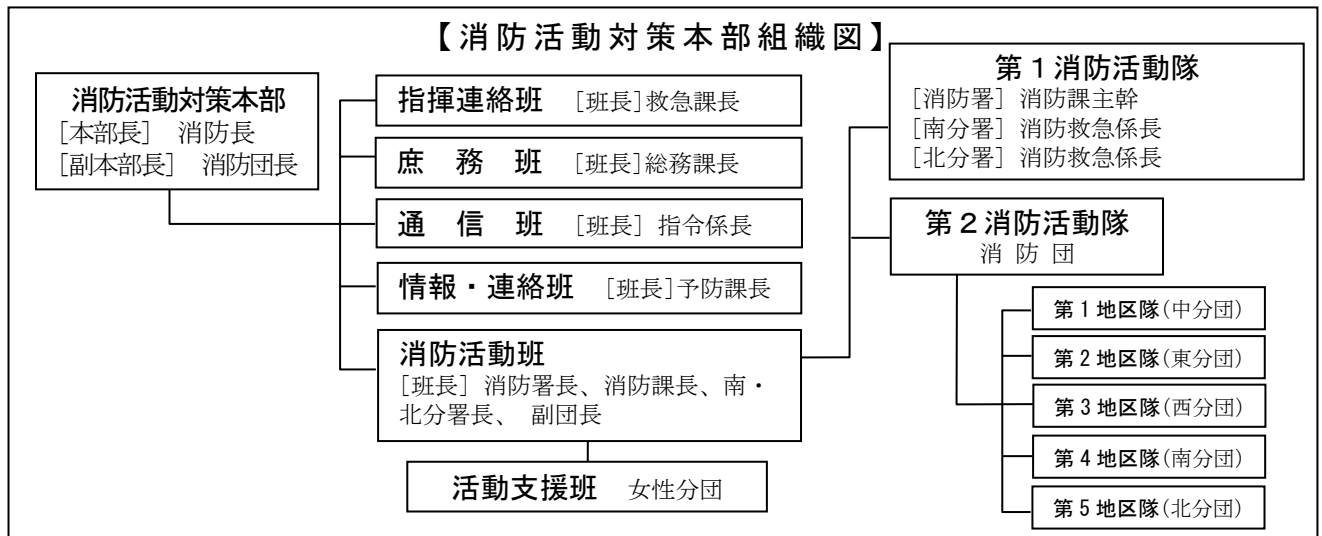
— 第7章 消防活動等の実施 —

災害により火災が発生した場合に、その鎮圧と被害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を保護するための計画を定めるものとする。

第1節 消防活動時における組織編成並びに任務分担

第1 消防活動対策本部

1 組織編成



※ 第2消防活動隊の各地区隊の編成表は別掲

2 任務分担

【本部長】消防長 【副本部長】消防団長

指揮連絡班		(担 当) 救 急 課 (班 長) 救急課長
事 務 分 掌	① 消防活動対策本部の開設、閉鎖に関すること。(以下「に関すること。」省略) ② 災害状況及び警防活動状況の把握並びに作戦 ③ 災害対策本部及び消防活動対策本部との連絡調整 ④ 職員の招集及び消防団員の動員 ⑤ 関係機関との連絡調整並びに要請、報告 ⑥ 応援要請 ⑦ 消防隊の活動記録 ⑧ その他の特命事項	
情報・広報班		(担 当) 予 防 課 (班 長) 予防課長
事 務 分 掌	① 警防活動に必要な資料の収集 ② 災害情報の収受 ③ 避難に関する広報及び勧告・指示 ④ 災害状況の集計及び記録 ⑤ 報道関係への広報 ⑥ その他の特命事項	
庶務班		(担 当) 総 務 課 (班 長) 総務課長
事 務 分 掌	① 車両・資機材及び燃料並びに食料の緊急調達・補給 ② 庁舎等施設被害の把握 ③ 職員及びその家族の被害調査並びに救護 ④ 応援隊の宿泊等 ⑤ その他の特命事項	

第7章 消防活動等の実施 第1節 消防活動時における組織編成並びに任務分担

通 信 班		(担 当) 指 令 係	(班 長) 指令係長
事 務 分 掌	①	通信運用及び通信の管理統制	
	②	災害情報の受理及び記録	
	③	非常招集	
	④	医療機関	
	⑤	その他の特命事項	
消防活動班		(担当) 消防署・南分署・北分署・消防団	(班長) 署長・消防課長・南・北分署長・副団長
事 務 分 掌	①	消防活動対策本部への報告及び連絡	
	②	消防隊の編成及び参集職員に対する任務指定	
	③	消防隊の運用	
	④	火災・救急・救助・その他消防活動の指揮及び実施	
	⑤	応援消防隊の指揮	
	⑥	災害の警戒・防ぎよ及び鎮圧	
	⑦	避難誘導	
	⑧	警戒区域設定範囲の決定	
	⑨	消防活動に支障となる物件の排除処置	
	⑩	災害の拡大を防止するために行う土地建物の使用・処分及び使用制限等応急措置	
	⑪	危険物施設等危険発生防止に係る応急対策及び指導・支援活動（後方）	

上記にかかわらず、災害状況等により必要に応じて、本部長又は副本部長の指示のもと応援体制をとるものとする。

第2 第2消防活動隊（消防団）

1 隊本部の任務分担

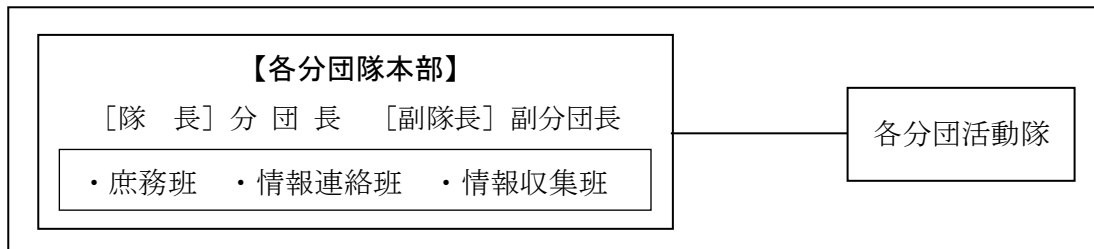
各分団長は、地震による災害が発生するおそれがあると判断した時は、早期に各隊本部内に庶務班・情報連絡班・情報収集班を開設するため分団員を配置し、消防活動対策本部と連絡を密にしながら災害対応にあたるものとする。

なお、隊本部へ配置する分団員を事前に指名しておくものとする。

【隊 長】分団長（各地区） 【副隊長】副分団長（各地区）

庶 務 班	
事 務 分 掌	① 団員の動員に関すること。（以下「に関すること。」省略）
	② 車両・資機材及び燃料並びに食料の調達・補給
	③ 地区隊本部の開設・閉鎖
	④ 災害状況及び警戒活動状況の把握並びに作戦
	⑤ 応援要請
	⑥ 団員及びその家族の被害調査並びに救護
	⑦ 地区隊の活動記録
	⑧ その他の特命事項
情報連絡班	
事 務 分 掌	① 消防活動対策本部との連絡調整
	② 関係機関との連絡調整並びに要請・報告
	③ 災害情報の収受
	④ 災害状況の集計及び記録
	⑤ 避難の広報及び指示
	⑥ 消防活動対策本部の指示・命令の伝達
	⑦ その他の特命事項
情報収集班	
事 務 分 掌	① 道路・橋梁等の交通障害状況の調査
	② 火災・救急・救助事象発生状況の調査
	③ 消火栓等消防水利の使用可否の調査
	④ 区域内住民の動向調査
	⑤ その他の障害状況の調査

2 隊本部の組織編成



3 各分団の活動隊の任務

- ① 隊本部との連絡体制の確立
- ② 管轄地域における救助及び消火活動
- ③ 管轄地域の避難行動要支援者の避難誘導の補助
- ④ 災害の情報収集と隊本部への連絡
- ⑤ 広報活動
- ⑥ その他、隊長の命による活動

4 活動隊の編成及び隊本部設置場所

	隊本部設置場所	組 織 編 成			
第1地区隊 (中分団) 13部	コミュニティ消防センター (中分団 特設部詰所) TEL 62-6626	特設部 長尾部 大開部 黒川部	日吉部 久下山部 中町部	葉多部 垂井部 浄谷部	神明部 栄部 天神部
第2地区隊 (東分団) 12部	東分団 特設部詰所	特設部 曾根部 住吉部	池田部 菅田部 万勝寺部	中番部 脇本部 福住部	中谷部 船木部 久保木部
第3地区隊 (西分団) 9部	西分団 特設部詰所	特設部 新部部 旭・井ノ口部	河合西部 三和部 栗生部	昭和部 河合中部	復井部
第4地区隊 (南分団) 10部	南分団 特設部詰所 TEL 63-4019	特設部 市場部 大島部	阿形部 榊部 池尻部	西脇部 山田部	黍田部 檜山部
第5地区隊 (北分団) 9部	北分団 鹿野部詰所 (または消防署北分署) TEL 63-3119	高田部 住永部 古川部	敷地部 広渡部	中島部 鹿野部	喜多部 王子部

第3節 火災防御計画

第1 異常時火災防御計画

火災警報 発令下の措置	1 火災警報が発令され気象条件その他により消防長が必要と認めるときは 1号ないし2号配備の指令を行う。 2 サイレン吹鳴、マイク車により一般市民に対する周知をはかる。 3 各機械器具の再点検を行うとともに、出動体制を整える。 4 条例に規定された火気使用制限の取締指導。
火災防御 要領	1 情勢に応じて時期を失しない応援要請を行うほか重要方面の各延焼阻止 を第一とする。 2 風向、風力による各延焼阻止を第一とする。
飛火警戒 要領	1 飛火警戒に必要な消防団員は炎上出動と同時に出勤させ、現場指揮者の命 により配置する。 2 飛火警戒の消防団員は、現場に即応した器具を携帯し、飛火の早期発見と 防火にあたるとともに、飛火による火災防止について附近住民に啓蒙する。
火災拡大後 の措置	1 延焼進展の速度と消防団員集結の所要時間、道路空地及び河川等の地物関 係を考慮し、延焼阻止を定めて応援部隊及び各隊の移動集結並びに防御場所 を指定して転進防御にあたる。 2 飛火警戒隊は更に風下に転じ、飛火警戒の重点措置を取るとともに避難住 民の誘導についても注意を払う。 3 消防器具又は水利の不足等で大火災を阻止するために他の手段がなく、かつ、 有効と認めた時は、風下方面に防御線を設置して消防団員を結集するほか 破壊消防を行う。

第2 危険物施設等の対策

大地震による災害発生で、被害の拡大が予想される危険物施設等に対し、的確な消火活動を行うための計画を定めるものとする。

1 大量危険物火災防御計画

(1) 防御上の留意点

- ① 到着と同時に対象物の施設関係者（所有者、管理者、危険物取扱者等）と接触または連絡を取り、危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速に見極め、状況の判断を正確に期する。
- ② 危険物火災といえども建物自体の燃焼、あるいは隣接建物に延焼危険がある場合は、一般建物火災の防御に準ずる。
- ③ 危険物の燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火剤、土砂等の緊急手配を考慮して計画的消火に努める。
- ④ 燃焼の際、有毒ガスを発生する性状を有する危険物火災は、風向き、風速、発散方向及びガスの濃淡に留意し空気呼吸器等を装着する。また、地域住民の安全を確保するため警戒区域の設定及び避難誘導に考慮する。
- ⑤ 油脂類の燃焼に対しては泡沫剤を使用し他の注水は規制すること。
- ⑥ 未燃焼の危険物施設、一般建物の延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
- ⑦ 大規模油類タンクの場合は、可能な限り移送減量を図り制圧する。
- ⑧ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して計画的消火を図るものとする。
- ⑨ 防油堤、配管部からの油類の流出を土俵等で築堤し流出拡大の阻止を取り、泡消火を行う。
- ⑩ 爆発、ボイルオーバー及び強烈なふく射熱等に備え、安全上十分な距離をとり活動を行う。
- ⑪ 爆発、飛散等による飛火警戒に留意する。

(2) 消防部隊の運用

- ① 部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱い状況、規模の大小、その他危険性（爆発性、引火性、有毒ガスの発生）等と周辺の消防事象とを判断して、有効と認める車輛、消火薬剤、資材を最大限に運用して化学消火を図る。
- ② 消火剤等の緊急輸送、消防警戒区域の設定手配、部隊の増強手配、消防相互応援協定都市への応援要請を図る。

(3) 市内の危険物貯蔵所等設置状況 (令和3年4月1日現在)

製 造 所		1 3	1 3	2 7 9
貯蔵所	屋内貯蔵所	5 8	1 6 5	
	屋外タンク	4 1		
	屋内タンク	3		
	地下タンク	3 8		
	簡易タンク	0		
	移動タンク	1 6		
	屋外貯蔵所	9		
取扱所	給油取扱所	4 4	1 0 1	
	販売取扱所	0		
	一般取扱所	5 7		

2 高圧ガス、液化ガス災害応急対策

(1) 液化ガス

- ① ガス漏出時は直ちに漏洩量、風向き、風速等を考慮して警戒区域を設定して、警察関係機関の協力を求め、一切の火気使用及び車輛の通行を禁止するとともに、人命の保護を優先し広報連絡、避難指示並びに誘導を行う。
- ② 施設関係者及び施設高圧ガス保安監督者、高圧ガス取扱（販売）主任者等のガス技術者と迅速に連絡をとり、実態の把握に努める。
- ③ 現場の出動車輛は、漏洩ガス拡散範囲外で防ぎょ部署、負傷者等の収容、現場広報等の活動を行う。
- ④ 火災現場の状況によりタンク等が既に誘爆、連続爆発を起こし、火勢が拡大しているときは、隊員の危害防止に留意し、放水砲等による遠距離放水による延焼防止を主にした冷却注水を行う。
- ⑤ 直接消火は消火後のガス噴出遮断手段の有無、周辺の状況を考慮して、消火の可否を決定し、適切な消火活動を図る。
- ⑥ 空気呼吸器、ガス検知器等の有効な使用を図る。
- ⑦ 漏洩ガスが燃焼していないときは、気化ガスの引火爆発防止に主眼を置き、避難誘導と併行して引火した場合の延焼防止体制をとる。

(2) 都市ガス等

- ① 都市ガス炎上時は直接ガスを消火せず、延焼防止を主としガス会社の関係者に遮断の処理を要請して2次災害の発生防止に注意する。
- ② その他 (1) の「液化ガス災害時の活動」に準じる。

第3 山林火災防御計画

- 1 指揮者は地元の山道案内人を求める。
- 2 昼間に発生した火災は日没までに鎮火させることを原則とする。
- 3 必要に応じ兵庫県消防防災航空隊及び隣接市町に応援を求め拡大が予想される場合においては、県下広域応援協定による関係市町、陸上自衛隊の応援要請（県消防課）をする。
- 4 夜間は原則として山林内へ消防隊員を入れない。
- 5 国有林火災防御計画
 - (1) 国有林の山林火災については、営林署に連絡を取るとともに、前記の火災防御を行う。

(2) 国有林の名称…前山(下来住町)、北山南垣内・南山(山田町)、西山・中山中越(万勝寺町)

6 防御帯造成要領

(1) 防御帯の巾は樹木の高さの最低2倍以上又は、草むらの10倍以上とし、最低10mは必要。

(2) 防御帯の位置は火流の前線より風下で200m、両側では15mを必要とする。

7 空中消火によるヘリコプターの発着場所

◆市内小・中学校	◆各高校の校庭	◆大池総合公園グラウンド	◆河合運動広場
◆市民研修センター広場	◆加古川河川敷		

8 空中消火による消火薬剤として燐酸系肥料を使用すれば効果が大である。

第4 乾燥時の火災防御計画

1 乾燥が長期にわたる場合は、当然水不足が予想され消防水利の確保にあたる。

2 広報車等により一般市民に対し啓発を行う。

3 乾燥注意報には、火災注意報又は火災警報が伴うので警報発令下の措置に準じた事項を重点的に実施して火災の予防警戒にあたる。

第8章 救助・救急、医療対策の実施

第1節 救助・救急活動

災害のため、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、または救出・保護するための対策について定める。

第1 人命救出活動の実施

1 実施機関

- (1) 市は救出活動を実施することとする。
- (2) 県、県警察本部、自衛隊は、市の救出活動に協力することとする。
- (3) 県は、救出活動の応援に際し、市との間の調整を行うこととする。
- (4) 市は、市内における関係機関の救出活動の調整を行うこととする。

2 初期対応

(1) 消防班

消防班は、救助隊を各現地へ派遣し次の事項を実施するとともに、自隊での救出活動が困難な場合は消防活動対策本部を通じ、災害対策本部へ連絡し応援を求めるものとする。

活 動 内 容	◆ 現場の状況把握 ◆ 負傷者の把握	◆ 救助・救出活動 ◆ トリアージ 等	◆ 応援要請の有無の判断
---------	-----------------------	------------------------	--------------

(2) 自主防災組織・事業所・住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するように努めるものとする。

活 動 内 容	◆ 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見 ◆ 救助用資機材を活用した組織的な救出活動を実施 ◆ 県警察本部、消防機関等への連絡
---------	---

3 活動支援要請機関及び支援内容

本部長は、市内の防災力では対応が困難と判断した場合、次の機関へ応援を要請するものとする。

(1) 県（兵庫県企画県民部 災害対策局 災害対策課 TEL 078 - 362 - 9988 (直)・078 - 362 - 9911)

支 援 内 容	◆ 県職員の派遣 ◆ 自衛隊に対する災害派遣要請 ◆ 兵庫県建設業協会に対する建設用資機材および労力の支援要請 ◆ 日本レスキュー協会との「災害時における災害救助犬の出動に関する協定に基づく救助犬の出動要請 ◆ 救出活動に関する総合調整	◆ 他の市町長に対する応援の指示 ◆ 緊急消防援助隊の出動応援要請
---------	--	--------------------------------------

(2) 警 察（兵庫県小野警察署 TEL 0794-64-0110）

支 援 内 容	◆ 負傷者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施 ◆ 必要な交通規制の実施
---------	---

(3) 自衛隊

県知事の要請等により救助・救出活動を実施することとする。

なお、自衛隊の要請については「第3編 災害応急対策計画 第4章 防災関係機関等との連駆促進」の「第1節 応援要請 第6 自衛隊の派遣要請・受入れ」を参照

(4) 緊急消防援助隊

県内の消防力では対応が困難な場合、県知事から消防庁長官に要請し他の都道府県の消防機関に応援を求める。

なお、消防機関の応援要請については、「第3編 災害応急対策計画 第4章 防災関係機関等との連駆促進」の「第1節 応援要請 第4 消防広域応援要請」を参照

(5) その他

救助活動に必要な人員、重機等の資材の確保について、関係機関との連携強化を行うものとする。

① 建設業界との協定（災害時における応急対策業務に関する協定）

小野市は、市内の建設業者で組織された「小野市応急対策緊急出動協力会」と協定を締結し、災害時に必要な人員、重機等の資材の支援・応援を求めるもの。

《小野市応急対策緊急出動協力会一覧》

大部地区担当 (8社)	板井建設(株)	63 - 2855	(株)中尾建設	62 - 4317
	岸本建設	63 - 6622	前田建設	63 - 6345
	(株)田村組	63 - 2332	前田土木	63 - 4752
	(有)田村興産	63 - 2959	善和建設(株)	64 - 7622
小野・市場地区担当 (5社)	(株)岡田組	62 - 6712	(株)小林建設	63 - 4970
	大西建設(株)	63 - 5200	広野開発(株)	63 - 2691
	加東建設(株)	63 - 2355		
河合・来住地区担当 (5社)	(株)池 安	66 - 7151	(株)秀 峰	66 - 2380
	梅田工務店(株)	66 - 7575	富嶋建設	66 - 6671
	(有)樫木建設	63 - 5123		
下東条地区担当 (6社)	(株)イズイ建設	67 - 1166	(株)長谷川組	67 - 0123
	坂本建設(株)	67 - 0264	長谷川建設(株)	63 - 6556
	(株)タカコー	67 - 0100	藤健建設(株)	62 - 4390

② 近畿地方整備局との協定 (TEL 06 - 6942 - 1575)

支 援 内 容

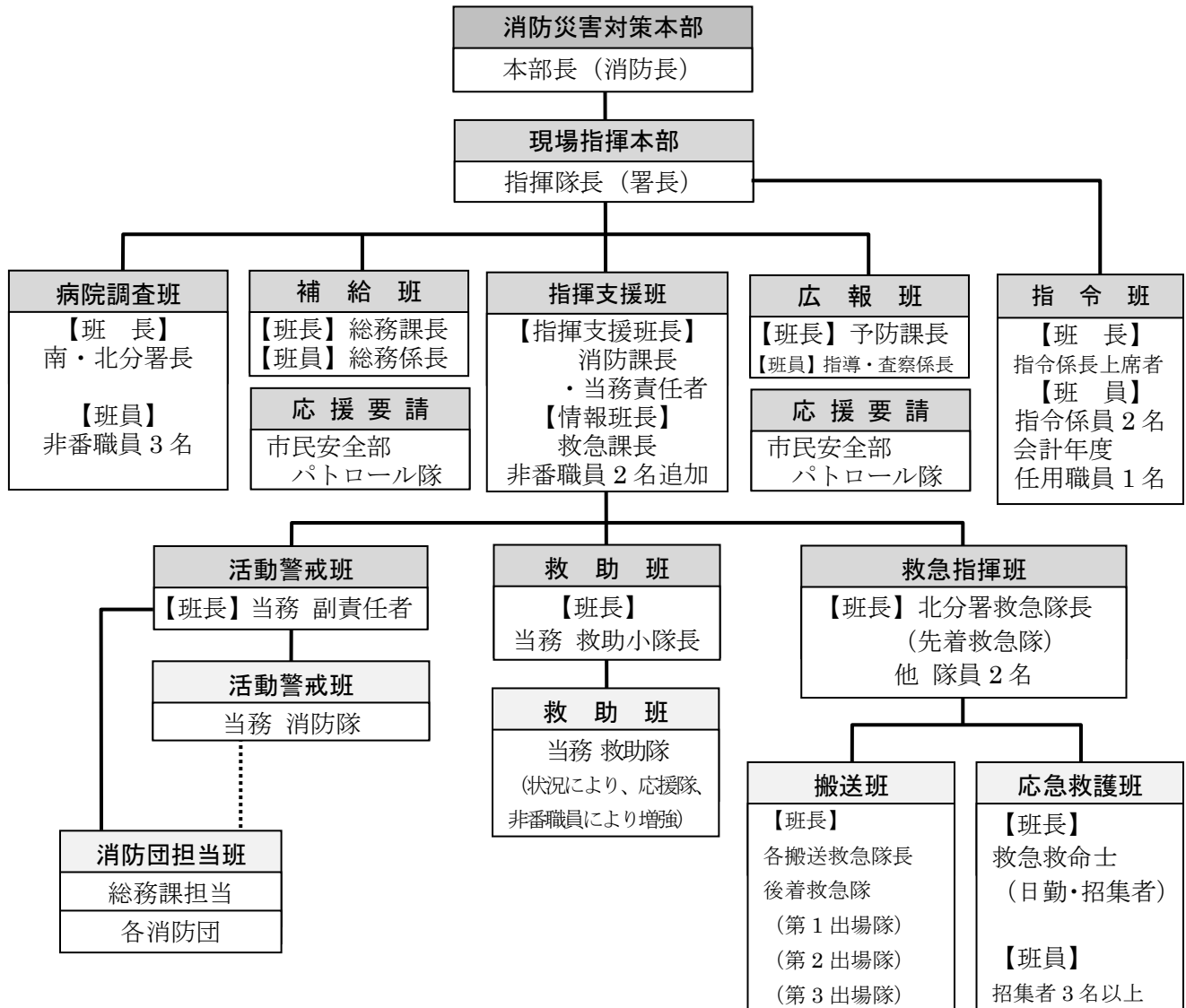
- ◆情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。）
- ◆職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。）
- ◆災害に係る専門家の派遣
- ◆保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- ◆保有する通信機械等の貸し付け及び捜査員の派遣
- ◆通行規制等の措置
- ◆その他必要な事項

第2 特殊救急業務計画

特殊な事故(集団災害)の救急業務については本計画により実施する。なお、詳細については小野市特殊救急業務計画及び同各班活動マニュアルに定める。

1 組織

(1) 指揮任務体制表



2 各班の任務分担

各班の任務分担については下記のとおりとする。

班	任 務
指 令 班	部隊の出場指令及び現場指揮本部（以下「指揮本部」という。）との連絡並びに関係機関への通報及び出動要請を行う。
指揮支援班	指揮隊長の下で現場指揮支援活動及び管制班との連絡調整を行う。
活動警戒班	災害の防除、災害の拡大防止、応急救護所の設営、担架搬送及び警戒区域を設定し、活動障害の排除等出動隊の安全管理、避難誘導、車両の進入路確保等を行う。

第8章 救助・救急、医療対策の実施 第1節 救助・救急活動

救 助 班	人命検索、救出等の救助活動を行い、事態終息後は他隊支援を行う。
救急指揮班	トリアージ、救急活動に関する全ての活動統制、ドクターカー（以下、「DC」という。）等の支援隊との連携調整、応急救護所における活動・管理を行う。
搬 送 班	応急救護所内での応急処置、病院その他の場所への傷病者の搬送を行う。
情 報 班	指揮支援班とともに災害情報の収集及び記録等情報収集、整理報告を行う。
広 報 班	住民及び報道機関に対して災害に関する現場広報の実施及び軽症で歩行可能な傷病者に対する受入れ可能な病院等の情報提供を行う。
病院調査班	傷病者が収容された病院に派遣し、人数、氏名の確認、負傷程度等の傷病者情報収集の収集、医療機関の追加収容能力情報の調査を行う。
応急救護班	応急救護所、傷病者一時収容所の設置及び応急処置を行う。
補 給 班	資機材、燃料、食料等の調達、搬送を行うとともに、消防本部内における連絡調整員として、市関係部局、市災害対策本部並びに県の関係部局への連絡、調整、報告を行う。
消防団担当班	消防団の災害活動の指揮・指導を行う。

3 応急救護所

指揮本部長は、傷病者の医療機関への搬送が限界となったとき又は医療機関の収容能力が限界となったと判断した場合は応急救護所を設置する。

また、応急救護所の設置場所は、次の中から指揮本部長が指定する。

番号	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	小野小学校	西本町 477	63 - 2725	
2	小野東小学校	天神町 1185-1	63 - 3192	
3	河合小学校	新部町 904	66 - 2913	
4	来住小学校	下来住町 1392	63 - 2735	
5	市場小学校	市場町 816	63 - 2745	
6	大部小学校	敷地町 866	63 - 2755	
7	中番小学校	中番町 18	67 - 0043	
8	下東条小学校	小田町 1655	67 - 0033	
9	小野中学校	本町 612	63 - 2720	
10	河合中学校	三和町 983-2	66 - 2907	
11	小野南中学校	大島町 598	63 - 2731	
12	旭丘中学校	古川町 940-1	63 - 2750	

4 医療機関

医療機関は消防本部から依頼された診療受け入れ可能病院リストを、搬送班長へ連絡する。

5 消防団の業務

消防団の業務は、消防組織法第1条の規定によるものとし、原則として管轄する地域に対し出動するものとする。

6 情報収集

災害情報を、現場指揮及び現場活動に必要な情報、傷病者情報、現場広報のため必要な情報を収集する。

7 広 報

災害を覚知した時及び災害発生から定期的に情報を整理し指揮本部長と協議のうえ現場広報を実施するものとする。

8 他機関との連絡調整

現場広報に関し、常に警察、市役所その他の災害関係機関との連絡を密にし、効率的な情報交換ができる体制をとるものとする。

また、警察、健康福祉事務所、医師会その他の関係機関と緊密な連絡を図り、災害発生時における救急・救助体制を協議するとともに消防団に対し、消防団への連絡方法、現場警戒区域の設定及び警戒要領並びに消防支援要領については協議しておくものとする。

9 訓練の実施

消防長は、この計画の効率的な運用を図るため、関係機関の協力を得て定期的に総合的な実地訓練を実施するものとする。また、署長は、図上訓練を定期的に、関係機関の協力を得て実施するものとする。

第3 救助・救急活動の原則

1 救助活動の原則

	原 則
同時に救助事案が多数発生している場合	多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救助活動を行う。
救助の優先順位	救命処置を必要とするものを優先救出し、その他の負傷者は、消防団員および付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。
火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合	火災現場付近の救出を優先して実施する。
救出した負傷者への対応	救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員及び付近住民に医療機関又は応急救護所等への搬送を依頼するほか、医師の派遣を要請する。

2 救急活動の原則

	原 則
傷病者の救急搬送	救命を必要とする者を優先として安全な医療機関若しくは後方医療施設に搬送する。 軽症者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。
傷病者の処置の優先順位	傷病者に対しては、救命処置を必要とする者を優先とし、その他の傷病者は、消防団員、付近住民等の協力を得て自主的な応急手当を行わせる。
傷病者が多数発生している場合	その現場付近又は消防署所に応急救護所もしくは仮救護所を開設し応急救護活動を行う。

第2節 医療・救護の実施

災害時における被災住民の健康や生命を守り適切な医療の提供を図るため、救急医療班の編成等により、緊急時の医療・救護計画を定める。

1 医療救護活動体制

医療救護活動における救急医療班の編成は、医師会の協力を受け医療センター部で対処する。

- (1) 入院患者の救急医療班の編成
- (2) 外来患者の救急医療班の編成
- (3) 救護班の編成

2 救護班の編成

被災の状況に応じ、医師会と協議し、救護班を編成して被災地域及び避難所の医療、助産の医療にあたる。

また、災害の規模及び発生状況に応じて、兵庫県等を通じ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するほか、小野市・加東市医師会及び国立病院機構兵庫あおの病院に対して救護班の増設を要請する。

- (1) 班の編成は、医師1名、看護師2名、事務員1名を原則とする。
- (2) 医療及び助産に必要な医薬品及び医療機材の調達は、3日分程度の備蓄又は、迅速かつ確実な確保の方法に努めるとともに、災害の種類、規模に応じて医師会及び兵庫あおの原病院に協力を要請する。

3 活動内容

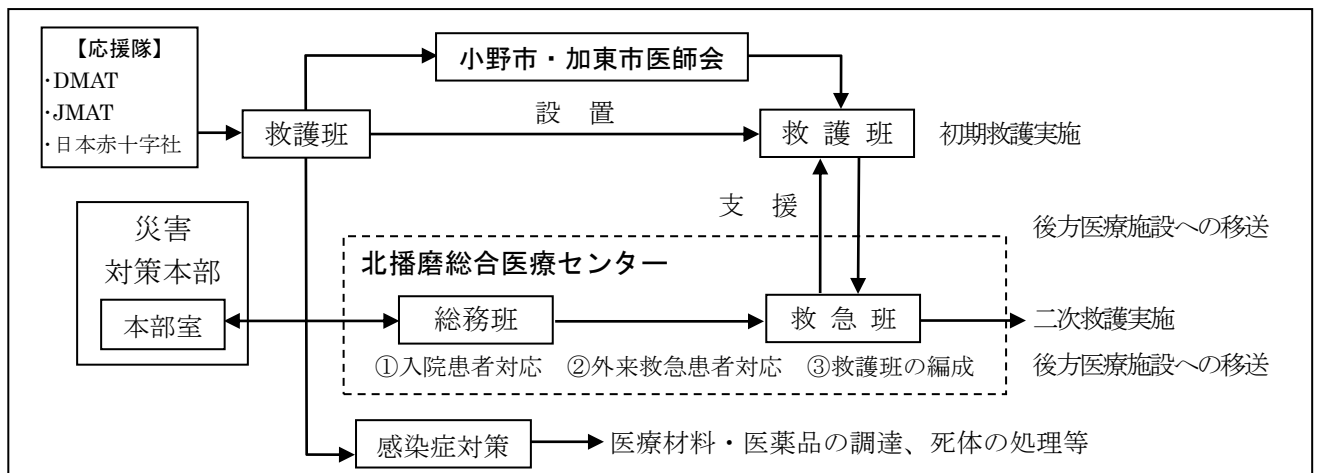
救護活動の実施内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 傷病者の重傷度の判定（トリアージタグの作成）
- (2) 救急救命医療の実施
- (3) 後方医療施設への移送指示
- (4) 助産活動
- (5) 死体の検案

【救護要請機関名】

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
兵庫県加東健康福祉事務所	加東市社1075-2	0795 - 42 - 9365	0795 - 42 - 4050
一般社団法人小野市・加東市医師会	中町323-13	0794 - 62 - 5280	0794 - 62 - 4921
国立病院機構兵庫あおの病院	市場町926-453	0794 - 62 - 5533	0794 - 62 - 5757

【救護活動の実施体制】



市の救護班のみで応急医療対策が困難であると北播磨総合医療センター部長が判断したときは、「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力協定」に基づき、応援を要請する。

4 救護所の設置

救護班は被害状況に応じ、災害対策本部の指示に基づき被災地付近の小・中学校など必要箇所に臨時に救護所を設置する。

被災者が疾病、傷病のため医療機関に収容する必要があるときは、迅速に最寄りの医療機関に収容する。

なお、ヘリコプターを利用して患者を移送する必要があるときは、防災関係機関の協力により指定のヘリポートを利用する。

【救護所設置予定箇所】

番号	名 称	所 在 地	電話番号	収容人員	備 考
1	小 野 小 学 校	西本町477	63 - 2725	200	
2	小 野 東 小 学 校	天神町1185-1	63 - 3192	150	
3	河 合 小 学 校	新部町904	66 - 2913	200	浸水想定区域
4	来 住 小 学 校	下住町1392	63 - 2735	150	
5	市 場 小 学 校	市場町816	63 - 2745	150	
6	大 部 小 学 校	敷地町866	63 - 2755	100	
7	中 番 小 学 校	中番町18	67 - 0043	150	
8	下 東 条 小 学 校	小田町1655	67 - 0033	200	
9	小 野 中 学 校	本町612	63 - 2720	200	
10	河 合 中 学 校	三和町983-2	66 - 2907	200	浸水想定区域
11	小 野 南 中 学 校	大島町598	63 - 2731	200	浸水想定区域
12	旭 丘 中 学 校	古川町940-1	63 - 2750	150	
13	小野特別支援学校	昭和町458	66 - 2571	100	
計				2150	

5 医療、助産の基準及び範囲

(1) 医療の範囲は、次のとおりとする。

- ① 診療（傷病者の重傷度の判定）
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(2) 助産の範囲は、次のとおりとする。

- ① 分娩の介助及び分娩前後の処置
- ② 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

6 医薬品の調達

(1) 感染症対策班は、医薬品卸売業者・薬局等と連携を図り、救護所で利用する医薬品を確保することとする。

(2) 感染症対策班は、市内で医薬品の確保が困難な場合、県へ供給の斡旋を要請する。

【救護活動における被災者搬送体制】

区 分	症 状	施 設 名	所 在 地	電話番号
初期救護	軽傷及び 応急処置	救 護 所	市内小・中学校 (救護所一覧表を参照)	
2次救護 (後方医療施設)	重傷及び 緊急治療	北播磨総合医療センター 兵庫あおの病院	市場町926-250 市場町926-453	88 - 8800 62 - 5533
被災地外の後 方医療施設	重傷及び 緊急治療	加東市民病院 市立加西病院 市立西脇病院 明石市立市民病院 加古川中央市民病院 高砂市民病院 県立加古川医療センター	加東市家原85 加西市北条町横尾1-13 西脇市下戸田652-1 明石市鷹匠町1番33号 加古川市加古川町本町439 高砂市荒井町紙町33番1号 加古川市神野町神野203	0795-42-5511 0790-42-2200 0795-22-0111 078-912-2323 079-451-5500 079-442-3981 079-497-7000

7 医師会の災害救護班の組織

【小野市・加東市医師会災害救護班組織】

救護対策本部長（会 長） 西山 敬吾
 ” 副部長（副会長） 岡村 龍一郎 ・ 田渕 光

○印は班長（拠点施設）、△印は副班長、下線は災害時優先電話、(携)は携帯電話

A 加東市（０７９５）東条地区		
○ 青山医院	青山 安治	46-0321
△ 東条診療所	富本 忍	46-0048
神 医院	神 弘久・神 弘文	47-0144
やすらぎの森診療所	藤本憲弘・小林一郎・松尾 明	40-8100
B 加東市（０７９５）滝野地区		
○ 田渕医院	田渕 光	48-0160
△ ますむら医院	増村 道雄	48-0704
加茂病院	細見 誠	48-3208
介護老人保健施設サスマイル北野	劉 燦太郎	48-2666
C 加東市（０７９５）社川北地区		
○ 山形整形外科	山形 健治	42-3215
△ うらべ耳鼻咽喉科医院	卜部 信行	42-5537
坂本医院	坂本 泰三	42-6660
門田眼科医院	門田 健・門田 正義	43-0101
井上医院	井上竜治・井上貴美子	42-1190
まつむら泌尿器科	松村 勝	42-7830
D 加東市（０７９５）社川南地区		
○ 曾野医院	曾野 瑞弘	42-6299
△ 吉川医院	吉川 大資	42-0105
ふるもとクリニック	古本 豊和	40-0202
松本小児科医院	松本 秀憲	42-5105
桂医院	桂 正剛	43-0252
松原メイフラワー病院	松原 司	42-8851
嬉野診療所	中條 武彦	42-8477
森下クリニック	森下 智行	42-0024
E 小野市（０７９４）河合地区		
○ 田中内科医院	田中 直祐	66-3456
土井病院	加納 純一	66-2119
復井診療所	新開 雅彦	66-7318
篠原医院	篠原 慶希	65-2810
老人保健施設オパール	木下 雅夫	66-0951
F 小野市（０７９４）小野北地区		
○ 岡村医院	岡村龍一郎	62-4300
△ わかば・産婦人科	河村 肇・幸村信行・富田悠介	62-6111
岡田整形外科	岡田 勝	62-2011
まつい 子どもクリニック	松井 忠孝	63-7366
清水内科クリニック	清水 伸一	62-1005
小林眼科	小林 定男	63-4130
柏木医院	柏木 有 二	67-0199
小島クリニック	小島 通真	64-2727
井岡医院	井岡 二郎	67-2367
いまむら皮膚科クリニック	今村 忍	64-0080
G 小野市（０７９４）小野南地区		
○ 育が丘クリニック	西山 敬吾・西山 茂敏	62-8112
△ 岡田内科医院	岡田 武弘	62-7366

第8章 救助・救急、医療対策の実施 第2節 医療・救護の実施

まえだクリニック	前田 一郎	64 - 0771
緑駿病院	天野 浩嗣	63 - 5577
H 小野市（0794）小野東地区		
○ 北野整形外科・外科	北野 達郎	63 - 1080
△ 三浦クリニック	三浦 基志	70 - 9288
田中皮フ科医院	田中 靖	63 - 7222
松尾内科	松尾 秀樹	64 - 0880
山口内科医院	山口 彰則	64 - 0202
オリーブ皮フ科	柳下 晃一	64 - 2700
かごたに眼科	籠谷 保明	64 - 0077
いのうえ耳鼻咽喉科クリニック	井上 博之	62 - 3387
平井小児科、アレルギー科医院	平井 孝長	63 - 2228
I 小野市（0794）小野西地区		
○ つばた小児科医院	坪田 徹	62 - 2752
△ 福岡クリニック	福岡 浩一	63 - 1600
ひまわりクリニック	西浦 嘉晃	62 - 7209
依藤診療所	依藤 光宏	63 - 0028
平出医院	平出 静生・平出 直也	62 - 2801
小野レディースクリニック	江見信之・小野吉行・岸 淳二	62 - 1103

- ・兵庫あおの病院（浅香 隆久）0794 - 62 - 5533（代）
- ・北播磨総合医療センター（栗野 孝次郎）0794 - 88 - 8800（代）
- ・加東市民病院（金岡 保）0795 - 42 - 5511（代） 5512 5514
- ・小野市・加東市医師会 0794 - 62 - 5280

小野市内医療機関一覧表

医療機関名	代表者	住 所	診療科目	電 話
北播磨総合医療センター	病院長 職務代理者 栗野 孝次郎	市場町	▼内科系診療科（15科） 総合内科、老年内科、糖尿病・内分泌内科、 循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液・ 腫瘍内科、腎臓内科、脳神経内科、リウマチ・ 膠原病内科、放射線診断科、放射線治療科、 小児科、皮膚科、精神神経科 ▼外科系診療科（17科） 外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、 心臓血管外科、整形外科、リハビリテーショ ン科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部 外科、泌尿器科、産婦人科、形成外科、麻酔 科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科	88 - 8800 （代）
兵庫あおの病院	浅香 隆久	市場町	内科・呼吸器科・循環器科・小児科・外科 ・整形外科・リハビリ科・放射線科・歯科 ・耳鼻咽喉科	62 - 5533
井岡医院	井岡 二郎	菅田町	外科・内科・肛門科・皮膚科・リハビリ科	67 - 2367
育が丘クリニック	西山 敬吾	榎山町	内科・外科・整形外科・胃腸科・放射線科	62 - 8112
いまむら皮膚科クリニック	今村 忍	敷地町	皮膚科	64 - 0080
いのうえ耳鼻咽喉科クリニック	井上 博之	黒川町	耳鼻咽喉科	62 - 3387
岡田整形外科	岡田 勝	王子町	整形外科・リウマチ科・リハビリ科	62 - 2011
岡田内科医院	岡田 武弘	市場町	内科・循環器科	62 - 7366
岡村医院	岡村 龍一郎	敷地町	内科・外科・呼吸器科・胃腸科・肛門科 皮膚科	62 - 4300
小野レディースクリニック	江見 信之	西本町	産婦人科	62 - 1103
老人保健施設オパール	木下 雅夫	復井町	介護老人保健施設	66 - 0951
かごたに眼科	籠谷 保明	黒川町	眼科	64 - 0077
柏木医院	柏木 有二	船木町	内科・小児科・消化器科	67 - 0199
北野整形外科・外科	北野 達郎	黒川町	整形外科・リウマチ科・リハビリ科	63 - 1080

第8章 救助・救急、医療対策の実施 第2節 医療・救護の実施

小島クリニック	小島 通真	王子町	内科・放射線科	64-2727
小林眼科	小林 定男	敷地町	眼科	63-4130
篠原医院	篠原 慶希	栗生町	内科・リハビリ科	65-2810
清水内科クリニック	清水 伸一	敷地町	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科	62-1005
田中内科医院	田中 直祐	新部町	内科	66-3456
田中皮フ科医院	田中 靖	中 町	皮膚科	63-7222
つばた小児科医院	坪田 徹	西本町	小児科・内科・アレルギー科	62-2752
土井病院	加納 純一	復井町	内科・リハビリ科	66-2119
オリーブ皮フ科	柳下 晃一	黒川町	皮膚科	64-2700
ひまわりクリニック	西浦 嘉晃	神明町	内科	62-7209
平井小児科、アレルギー科医院	平井 孝長	黒川町	小児科・アレルギー科	63-2228
平出医院	平出 静生	神明町	耳鼻咽喉科	62-2801
復井診療所	新開 雅彦	復井町	内科・消化器科・糖尿病内科・放射線科・リハビリ科	66-7318
福岡クリニック	福岡 浩一	神明町	外科・泌尿器科・胃腸科・内科・肛門科	63-1600
まえだクリニック	前田 一郎	大島町	外科・内科・消化器科	64-0771
まつい子どもクリニック	松井 忠孝	敷地町	小児科、アレルギー科	63-7366
松尾内科	松尾 秀樹	黒川町	内科・胃腸科・呼吸器科・循環器科	64-0880
三浦クリニック	三浦 基志	天神町	耳鼻咽喉科	70-9288
山口内科医院	山口 彰則	本 町	内科・消化器科	64-0202
依藤診療所	依藤 光宏	本 町	小児科・内科・リハビリ科	63-0028
緑駿病院	天野 浩嗣	匠 台	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科・放射線科・リハビリ科	63-5577
わかば産婦人科	河村 肇	敷地町	産婦人科	62-6111
栄宏会 小野病院	加納 純一	天神町	内科・呼吸器内科・糖尿病内科・消化器内科・外科・脳神経外科・消化器外科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科・小児科	62-9900

市内歯科一覧表

医 院 名	代表者	住 所	診療科目	電話
歯科石原医院	石原 洋子	池田町	歯科	67-0030
市浦歯科	市浦 誠	小田町	歯科	67-0733
うとう歯科医院	有藤 公夫	敷地町	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科	63-3667
大橋歯科医院	大橋 肇	王子町	歯科、小児歯科、矯正歯科	62-2445
かみもと歯科・小児歯科	紙本 敏彦	王子町	歯科・小児歯科、矯正歯科	64-2281
北山歯科医院	北山 佳正	栗生町	歯科・小児歯科、歯口外	66-2586
くすはら歯科医院	楠原 英明	黒川町	歯科・小児歯科	62-9420
幸田歯科医院	幸田 雄策	市場町	歯科	63-6116
芝本歯科医院	芝本 博文	黒川町	歯科	63-2935
田中歯科医院	田中 奨治	大島町	歯科	63-6486
坪田歯科医院	坪田 京子	本 町	歯科	63-4777
中塚歯科医院	中塚 周作	王子町	歯科	64-2217
長井歯科医院	長井 豊彦	市場町	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科	63-6428
ヒカリクリニック歯科	栗林 秀明	黒川町	歯科	64-2321
福岡クリニック歯科	福岡 優	神明町	歯科	63-1600
ふくおか歯科クリニック	福岡 博	育ヶ丘町	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科	63-8292
藤本歯科医院	藤本 勝利	鹿野町	歯科	62-4792
藤原歯科クリニック	藤原 市朗	神明町	歯科	63-1661
宮本歯科医院	宮本 章人	天神町	歯科・小児歯科	62-6711
森岡歯科医院	森岡 佳樹	黒川町	歯科・小児歯科	63-5885
よこた歯科医院	横田 裕一	育ヶ丘町	歯科・小児歯科・矯正歯科	62-3434
おうじクローバー歯科	多鹿 良裕	王子町	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科	63-9608
きらら歯科	森岡 亮	黒川町	歯科・小児歯科・歯科口腔外	63-1818
柳田矯正歯科かなこ小児歯科	柳田 剛志	大島町	小児歯科・矯正歯科	88-6716

薬品取扱機関一覧表 (薬局)

令和3年4月1日現在

薬 局 名		代表者名	薬局店舗住所	薬局電話
アルカ小野中央薬局		廣瀬 仁久	黒川町 1773	88－8451
育が丘グリーン薬局		椿野 陽子	育が丘町 1475 - 573	63－3741
榎本薬局		小島 充	上本町 250	62－2825
小野ひまわり調剤薬局 東店		岩田 功次	天神町 1024 - 2	62－3772
(有) 小野薬局		永木 准子	本町 329	62－2041
キリン堂薬局 小野本町店		鳥井 愛子	本町 648 - 6	70－0070
くるみ薬局		上谷 美保	栗生町 3610 - 2	66－0170
弘勢堂薬局		河島 久代	栗生町 790 - 2	66－2926
佐保堂薬局 神明店		山本 貴志	神明町 183－6	64－7600
センター薬局		大橋 哲	中町 321 - 1	70－0521
ひかり薬局 本町店		前田 千春	本町 254 - 8	62－0280
フタツカ薬局 小野店		西村 徹	敷地町 1603 - 1	62－3964
松原薬局		松原 ひとみ	中町 275 - 1	63－7573
みどり薬局		山里 真子	大島町 1656	64－9311
森薬忠堂薬局		森 千昭	上本町 71	62－2045
やよい薬局		松田 千佳	敷地町 1403 - 7	63－4252
クオール薬局小野店		藤井 智子	敷地町 1382 - 246	64 - 0189
ふじ薬局		藤原 寛二郎	船木町2	67 - 2008
あさひ薬局 敷地店		山本 浩正	敷地町1479 - 10	73 - 8803
大門調剤薬局		藤原 敦子	復井町916 - 1	66 - 6788
阪神調剤薬局 北播磨店		竹添 力三	市場町926-450	64－0111
日本調剤 北播磨薬局			市場町926-451	64－0130
阪神調剤薬局 小野店		熊谷 健祐	天神町南堂946-2	64－8551
イオン薬局 小野店		藤原 一宝	王子町868 - 1	62 - 0106
薬 店	キリン堂薬局 王子店		王子町 25 - 1	62－8566
	成光漢方(株)		育ヶ丘町 1475 - 430	62－3357
	アルカドラッグ 小野店		黒川町 1765	64 - 2686
	ドラッグ コスモス		王子町 152-1	64 - 9108

－ 第9章 交通・輸送対策の実施 －

災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、輸送手段や方法等の輸送体制を確保する計画を定める。

第1節 交通の確保対策の実施

災害時における交通規制は、災害対策本部の要請により、関係機関と協議のうえ、被害の防止、二次災害の防止、被災者の救出、救護及び救援活動等を確実にかつ速やかに行うため、関係法令に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行禁止または制限を行う。

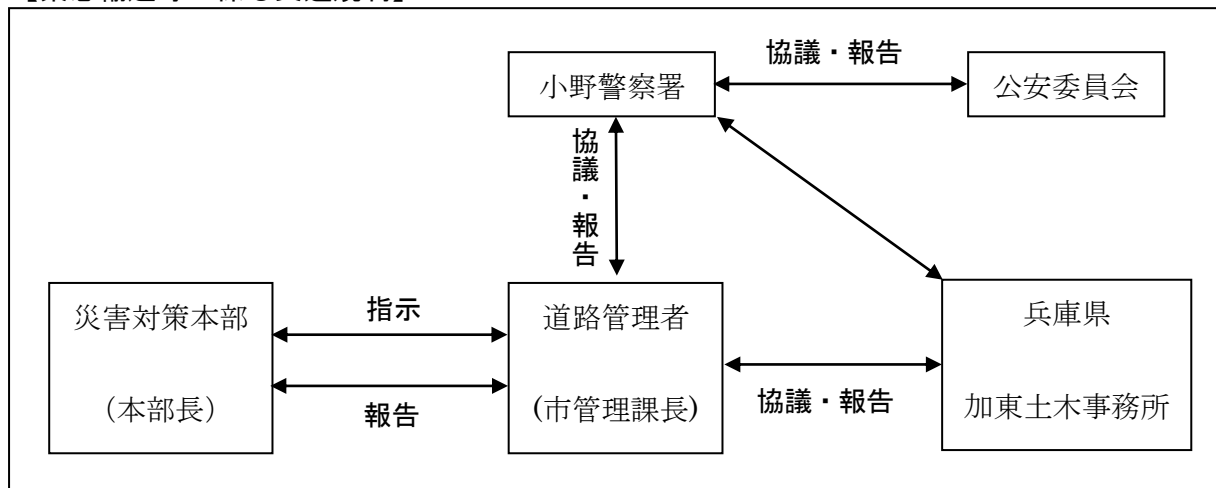
1 交通の規制

交通規制を実施するときは、交通規制の内容、区間等についての広報を行う。

【交通規制実施区分】

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
	① 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両 ② 措置命令に従わない時又は相手が現場にいない時、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる ③ 必要に応じて、他人の土地の一部を使用し、障害物を処分することができる	災害対策基本法 第76条の6
兵 庫 県 公安委員会	① 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるとき ② 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条第1項
小野警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	道路交通法 第6条第4項

【緊急輸送等に係る交通規制】



第2節 輸送路の確保

災害時における輸送路については下記ルートを原則とし、これらルートが河川、溜池の破堤、傾斜地の崩落、亀裂、埋没等により通行の障害が生じた場合には、隣接市町の応援、業者の協力を得て復旧し、輸送路として確保するものとする。

1 緊急通行路の指定

災害応急対策従事者、又は災害応急対策物資の緊急輸送、その他の応急措置をとるための緊急輸送に支障が生じないように、道路管理者及び小野警察署は道路被害状況、交通状況に関する情報を迅速に収集・協議し、緊急通行路を指定する。

ただし、下記ルートの被害が甚大で、他ルートによる方が迅速に輸送路として確保できる場合は、ルートの変更を行うこととする。

【災害時重要路線緊急ルート】

①神戸方面から	(主)神戸加東線 ⇒ (一)大畑小野線 (桃坂一軒家) ⇒ 市道 116 号線 (万勝寺) ⇒ 市道 108 号線 (北丘) ⇒ R175 号 ⇒ (主)三木宍粟線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
②神戸・三木方面から	R175 号 ⇒ (主)三木宍粟線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
③加古川方面から	(主)加古川小野線 ⇒ (主)三木宍粟線 (市場) ⇒ R175 号 ⇒ (主)三木宍粟線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
④加古川西部方面から	(主)高砂加古川加西線 ⇒ (一)小野志方線 (下来住) ⇒ (主)小野香寺線 (大住橋) ⇒ 片山高田線 (市道 107 号線・葉多) ⇒ 宮前葉多線 (市道 205 号線・葉多) ⇒ 天神葉多線 (市道 202 号線) ⇒ (主)加古川小野線(敷地)⇒小野市役所
⑤加西方面から	(主)三木宍粟線 ⇒ 小野市役所
⑥加西北部、 滝野方面から	(一)市場多井田線 ⇒ 市道 2127 号線 (新大河橋) ⇒ (主)加古川小野線 (高田) ⇒ (主)三木宍粟線 (敷地) ⇒ 小野市役所
⑦社方面から	R175 号 (古川) ⇒ (主)三木宍粟線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
⑧東条方面から	(主)小野藍本線 (吉井) ⇒ (主)神戸加東線 (大畑) ⇒ (一)大畑小野線 (桃坂一軒家) ⇒ 市道 116 号線 (万勝寺) ⇒ 市道 108 号線 (北丘) ⇒ R175 号 ⇒ (主)三木宍粟線 (浄谷) ⇒ 小野市役所

※ (主)…主要地方道(県道) (一)…一般県道

2 放置車両の撤去等

緊急通行路における撤去されない車両その他障害物については、道路管理者は小野警察署と協力して強制排除の措置を行う。

3 迂回路の設定

被災地域への一般車両の流入を抑止するため、小野警察署は道路管理者と協議し速やかに迂回路を設定したうえで、主要交差点に警察官を配置して交通誘導を行う。

4 案内誘導板の設置

道路管理者は、緊急通行路及び迂回路の案内誘導板を主要交差点に設置する。

第3節 障害物の除去

地震による災害が発生した場合、市民を安全な避難所まで避難させるための経路及び生活緊急物資等の輸送路にある障害物を除去し、市民の身体、生命の安全を確保するとともに、迅速な応急対策を実施するための計画を定める。

1 対策の内容

(1) 除去区域

- ① 第一次避難地から拠点避難所に至るまでの幹線避難路
- ② 緊急輸送路に指定された道路

(2) 除去する物件

- ① 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等
- ② ①に掲げるものの他、道路上に放置されている物件
- ③ 沿道にある構築物、工事用仮設足場等で、設置状態が不安定であるなど、災害のおそれがあると見受けられるもの

(3) 実施事項

地震発生時の障害物除去等の指示及び要請は原則として市長が行う。

- ① 道路管理者は、災害復旧に要する重機械、資機材、人員等の把握を行い、速やかに出動できる体制を整える。
- ② 道路工事等を施工中の者については、道路工事等を中止し、安全確認と応急措置を実施させる。

(4) 役割

市	◆避難路ごとに消防団員等を配置し、災害対策本部からの情報、命令の伝達にあたる。 ◆障害物の除去の指示又は要請 ◆車両運転の自粛呼びかけ
道路管理者	◆緊急出動体制の確立のための指示又は要請 ◆市長の要請に基づく障害物除去指示の代行（市長以外の道路管理者）
警察	◆緊急輸送及び避難路内への車両の流入の規制 ◆緊急輸送路及び避難路から一般道路への車両の誘導 ◆障害物の除去、交通規制の実施措置
自治会 ・自主防災組織	◆災害対策員（市職員）の指示に従い、軽微な障害物（車両を除く）の除去（主として人力作業）
民間企業等	◆警察官、市長の指示又は要請により主として重機械類を駆使した障害物の除去作業

(5) 障害物の処分

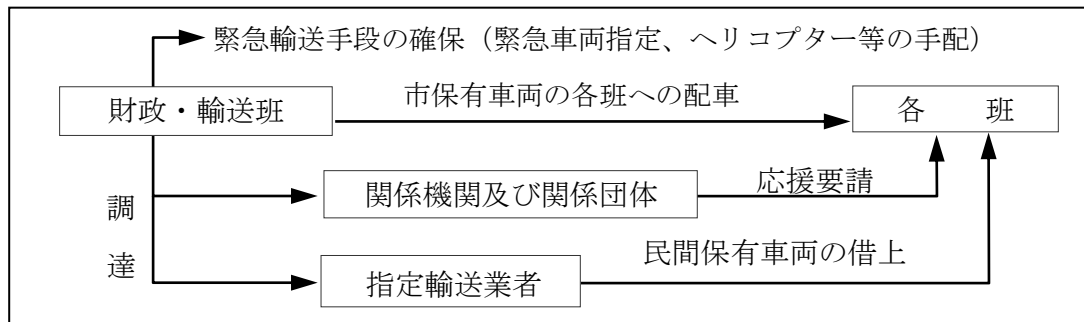
除外すべき障害物が多量で、かつ、処分が困難な地域においては、除去後の処分場所の確保に努め、緊急時において処分を行う場所がない場合は、避難路又はそれ以外の道路の路端で避難等に支障のない場所に処分する。

(6) 協定の締結

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、建設土木業者団体との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携に努めるものとする。

第4節 輸送体制の確保

輸送体制の確保は、財政・輸送班を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は、各所管部において実施し、その結果を財政・輸送班に報告する。



第1 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については、市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため、極力控えるものとする。

- | | | |
|---------------------|------------|-------------------------|
| ◆被災者の避難及び救出 | ◆給 水 | ◆救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送 |
| ◆食料、生活必需品などの生活物資の搬送 | ◆公共施設の応急復旧 | ◆遺体の移送 |

第2 輸送の手段

1 車両による輸送

- (1) 車両の使用はその目的、期間、台数等必要事項を明らかにしたうえで、各班からの要請を財政・輸送班が承諾し行う。
- (2) 市保有車両は、あらかじめ定められた各班への配車を原則とするが、災害状況により財政・輸送班が必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 指定の輸送業者等からの車両の調達は、各班からの要請に応じて、財政・輸送班が調達し、配車する。
- (4) 財政・輸送班において必要台数の車両の確保が困難な場合は、関係機関や関係団体に対して応援要請を行うとともに、民間保有車両の借上げを実施する。

【指定輸送業者一覧表】

	業 者 名	所 在 地	電話番号	種 別
1	西日本旅客鉄道(株) 加古川管理駅	加古川市加古川町篠原町 30-1	079 - 422 - 3460	鉄道
2	神戸電鉄(株)志染駅	三木市志染町西自由が丘一丁目 836	0794 - 85 - 5288	鉄道
3	神姫バス(株)三木営業所	三木市平田 568	0794 - 82 - 3126	バス
4	小野タクシー(株)	本町 5 - 1	63 - 1401	タクシー
5	トールエクスプレスジャパン(株) 三木小野支店	樫山町 1471 - 40	63 - 2001	通運
6	三平運送(株)	高田町 1836 - 137	63 - 1123	通運
7	土江運送(株)	黒川町 34-1	63 - 1331	通運
8	日本通運(株)(西脇支店)	西脇市平野町 522 - 5	0795 - 22 - 3001	通運

2 緊急通行（輸送）車両の事前申請（財政・輸送班）

【緊急通行車両の事前届出制度】

災害等発生時における緊急通行車両確認事務の省力化・効率化を図るために、災害対策活動に使用される車両について事前に届出をする制度

(1) 市の保有車両

緊急輸送を行うため使用する必要がある車両については、事前に兵庫県公安委員会に対し、緊急輸送車両であることの確認申請を行う必要がある。

(2) 緊急輸送車両であることが確認された場合は、緊急通行車両事前届出済証が交付され、災害時には最寄りの警察署又は検問所でこれを提示すると、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

(3) 通行が禁止又は制限されている道路を通行するときは、この標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

第3 その他の輸送手段

車両では一定の輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案したうえで、次に定める輸送手段を活用する。

1 陸上輸送

◆鉄道	◆自転車及びバイク
-----	-----------

2 航空（ヘリコプター）輸送

緊急を要する場合は、消防防災ヘリコプター派遣要請計画及び自衛隊の派遣要請により実施する。

第4 燃料の調達

車両による輸送用の燃料は、指定の燃料業者から調達を行う。

	組員名	給油所名	住所	TEL	FAX	備考
1	植田石油(株)	小野給油所	中 町 520-1	63 - 0771	63 - 0797	
2	尾花石油(株)	小野中央給油所	王子町 799-8	63 - 4626	63 - 4870	代表
3	〃	セルフ檜山給油所	檜山町 537-1	62 - 5653		
4	川一商会(株)		昭和町 960-2	66 - 7890	66 - 2943	
5	小林鋁油(株)		王子町 353-1	63 - 4004	63 - 4434	
6	(株)服部石油店	東条給油所	曾根町 207-3	67 - 0231	67 - 0231	
7	(株) 三元	小野給油所	王子町 601-1	63 - 1258	63 - 3773	

－ 第10章 避難対策の実施 －

台風及び前線の停滞の伴う降水量が増加により、河川水位の増加または堤防の決壊による災害から住民の生命を守るための高齢者等避難・避難指示、避難誘導について定める。また、倒壊、焼失等により住家を失った被災者を一時収容について定める。

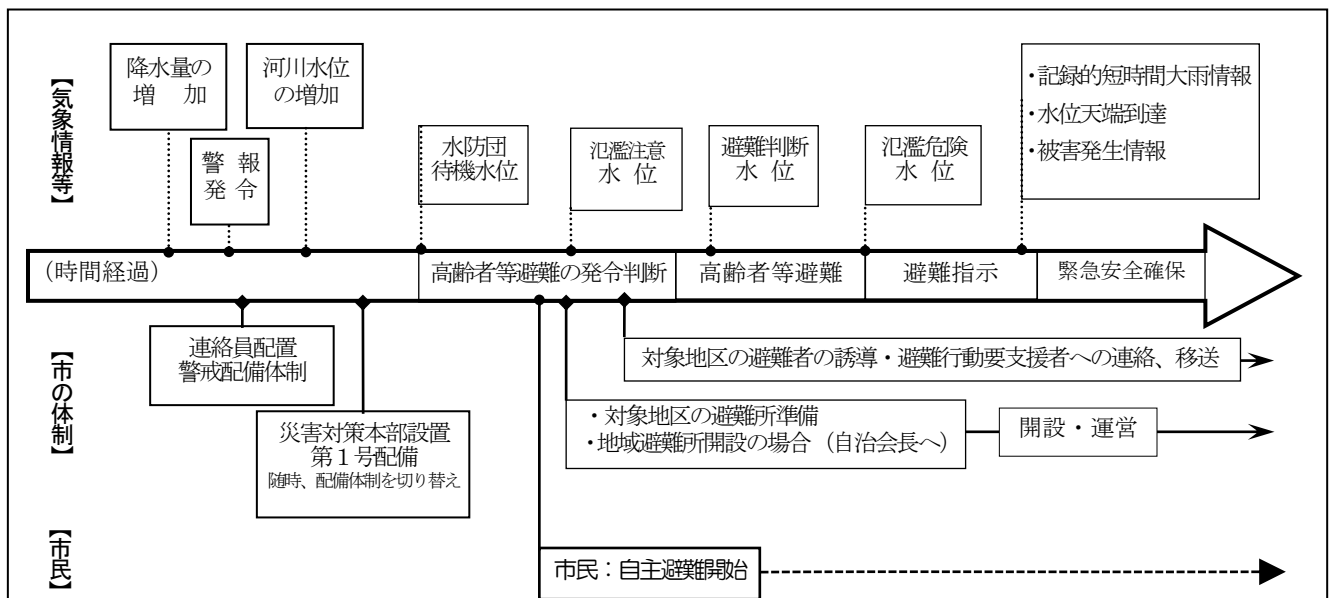
第1節 避難・誘導の実施

第1 実施体制

高齢者等避難・避難指示の発令に伴う避難所への誘導及び移送は応援班を中心にを行うものとする。

実 施 業 務	実 施 担 当
高齢者等避難・避難指示の発令	本部長
避難所への誘導・移送	応援班(税務課) ※ 必要がある場合、警察官・消防団員・自主防災会等に協力を求める。

第2 避難の流れ（水害）



1 一時避難（市民の自主的な避難）

降雨が続き河川のはん濫のおそれがある場合又は火災や土砂災害の危険が迫り、市民の自主的な判断で避難が必要な場合、及び市からの避難指示が発令された場合、自主防災組織又は町内会単位で一時的に最寄りの避難所・拠点避難所等の安全なスペースに避難する。

2 広域避難場所への移動

避難所付近に火災や土砂災害等により危険が迫った場合は、広域避難場所へ移動するなど危険を回避した後は、安全を確保された避難所へ最終避難する。

3 避難所の集約

避難所生活が長期化し、避難所によって避難者が少数な場合は避難所を集約し、避難所となっていた施設の本来の機能を回復させることとする。

第3 避難の指示等（根拠法：災害対策基本法第60条）

1 避難指示の概要

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体の保護、災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、必要がある地域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、また、急を要すると認められる場合は、避難のための立退きを指示することができるものである。その場合はその旨を速やかに知事に報告する。

第10章 避難対策の実施 第1節 避難・誘導の実施

発令にあたっては、空振りを恐れず早めに発令するものとする。

2 避難指示の実施

避難の実施は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊による。

(1) 実施責任者

災害の種類	区 分	実施責任者	根 拠 法
災害全般	指 示	市 長	災害対策基本法第 60 条
〃	指 示	警 察 官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条第 1 項
洪水・ 雨水出水	指 示	知事又はその命をうけた職員	水防法第 29 条
地すべり	指 示	知事又はその命をうけた吏員	地すべり等防止法第 25 条
洪水・ 雨水出水	指 示	水 防 管 理 者	水防法第 29 条
災害全般	指 示	自 衛 官	自衛隊法第 94 条

(2) 避難の指示権

- ① 市長の命を受け災害現場に派遣された職員
- ② 市長が不在時の本部長の命を受け災害現場に派遣された職員

(3) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難指示については、予め市長によりその権限を受任した者が事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合はその状況を速やかに市長へ報告し、以後の措置について指示を受ける。

3 発令時に求める行動

高齢者等避難及び避難指示は、別に定める『避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）』に基づき行い、次の避難行動を市民に求める。

種 類		発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5	緊急安全確保	・既に災害が発生している又は切迫している状況	・避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第10章 避難対策の実施 第1節 避難・誘導の実施

第4 警戒区域の設定（根拠法：災害対策基本法第63条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入り制限、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができるものである。

1 設定権者

災害の種類	設定権者	根拠法
災害全般	市長 又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員	災害対策基本法第63条第1項
	警察官	災害対策基本法第63条第2項
	自衛官	災害対策基本法第63条第3項
火災	消防吏員・消防団員	消防法第28条第1項
	警察官	消防法第28条第2項
水害	水防団長・水防団員	水防法第21条
	警察官	水防法第21条第2条
	消防吏員・消防団員	水防法第21条
火災 ・水害以外	消防吏員・消防団員	消防法第36条
	警察官	消防法第36条

※ 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

2 警戒区域設定の内容

- (1) 警戒区域の設定は、地域的な立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者の保護を図るものである。
- (2) 警戒区域の設定は、災害により被害が急迫している場合に行使される。
- (3) 警戒区域の設定に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保とするために、その違反に対しては罰則が科せられる。

第5 避難誘導

1 避難誘導及び移送の実施（応援班：税務課）

避難誘導及び移送は、応援班を中心に対応し、必要があるときは警察官及び消防団員等の協力のもとに実施する。ただし、自主的に避難を実施している住民に対しては、適切な避難所への誘導、若しくは避難所の責任者又は避難誘導要員との連絡体制の確保を図る。

また、今後の災害応急復旧活動の交通手段となりうる主要な道路においては、警察等と協力し、自動車による避難の可否を判断し、自動車の使用を抑制するよう努める。

2 市民への事前準備と周知

避難を安全かつ効率的に行うため市民に対し次の点を周知し、準備をさせるものとする。

火元等の始末の徹底	避難に際しては、必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。 特に通電後の出火に備えるため、電気ブレーカーで切電する。
非常持出品 ・非常備蓄品の準備	◆非常持出品（避難するときに持ち出す最小限の必需品） ・水 ・非常食 ・ヘルメット ・救急医薬品、常備薬、貴重品・携帯ラジオ ・懐中電灯（予備電池）・生活用品 ・歯ブラシ、マスク、生理用品（女性）、パンツ等、粉ミルク、哺乳ビン（乳幼児） ◆非常備蓄品（災害復旧までの数日間を自活するためのもの） ・水3日分（1日1人3ℓ目安）・非常食3日分 ・生活用品 ・工具類 等 ※必要に応じ必要に応じて防寒雨具を携行すること。
氏名票を携行する	水に濡れても大丈夫なもので、個人の情報（住所、氏名、年齢及び血液型）を記入したものを準備し携行する。
事業所及び工場	浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の安全措置を講ずること。

3 避難の優先順位

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難行動要支援者（病人、老幼者、身体障害者、妊産婦及びその介助者等）② 一般市民③ 防災従事者 |
|---|

4 避難者誘導方法及び輸送方法

避難者の誘導は、応援班が行う。必要があるときは、警察官等の応援を求めて行う。

- (1) 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- (2) 避難経路中に危険箇所があるときは、明確に表示しておく。特に重要な箇所には誘導員を配置し、避難中の事故防止に努める。
- (3) 必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。
- (4) 誘導員は、出発及び到着の際、必ず人員点検を行う。
- (5) 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。
- (6) 避難所が遠い場合及び避難行動要支援者等の避難には、適宜車両輸送を行う。

第2節 避難所の開設及び管理・運営

第1 避難所の開設・運営体制

実施業務	実施担当
避難所の開設決定	本部長
避難所の開設・管理運営	・教育部 ・要配慮者支援・避難所運営班 (市民課、社会福祉課、高齢介護課、子育て支援課) ※ ただし、地域避難所の開設は、自治会及び施設ごとに決められた者が行う。
避難所の運営	市民、自主防災会、自治会
避難所の運営補助	ボランティア

第2 避難所の開設

1 開設の基準

地震が発生した場合において、住民の安全を確保するために、避難所を開設する必要性が生じたときは、関係班に避難所の開設を指示する。

2 収容対象者の条件

- (1) 住居に被害を受け、居住スペースを失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者
- (3) 高齢者等避難及び避難指示の発令により緊急に退避する必要がある者

3 開設方法

高齢者等避難・避難指示を発令した場合や市民が自主的に避難を開始した場合には、速やかに当該施設の管理者等は、担当職員を派遣し避難所を開設する。ただし、自主避難者が収容を求めた場合など、急を要する時は施設管理者が開設し、関係班長に連絡し担当職員の派遣を要請する。

なお、コロナ禍における避難所の開設にあたっては、避難者の健康状態を確認できる受付スペースの設置や、発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保する等、以下の点に留意する。

(1) 避難者を振り分ける総合受付の設置

総合受付においては、濃厚接触者と一般の避難者や要配慮者、発熱者等を振り分けるために、対応する受付場所の表示を分かりやすく掲示したり、受付待ちの避難者が身体的距離を確保できるように、テープなどで床に線を引いたり、カラーコーンを設置する等の目印を付してあらかじめ準備する。

(2) 避難所の衛生環境の確保

- ・避難者の出入口、トイレ周辺、休憩スペース等には手指消毒液を設置し消毒を促す。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最小限にするよう配慮する。
- ・十分な空間(世帯間で1～2m以上の間隔、一人当たり4㎡程度を目安)を確保できるよう準備する。また、避難が長期にわたる場合は、パーティションメントなどで仕切る。

(3) 専用スペースの確保

避難所内で専用スペースを設け、発熱等の症状が出ている人が行動するゾーンおよび動線分けを行い、他の避難者と接触することが無いよう検討する。

4 臨時避難所

地震により事前に指定の避難所が使用不可能になり不足する場合は、指定していない市の施設を充てるほか、被災地外の他の公共及び民間機関に対し、臨時避難所としての施設提供を要請し、担当職員を配置するものとする。

なお、防災の中核施設である市役所庁舎、防災センターは極力避けることとする。

5 公園等による代替え措置

第10章 避難対策の実施 第2節 避難所の開設及び管理・運営

倒壊、延焼等の危険が予測される場合、付近の避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用するほか、天幕を設営する等の措置を講じるものとする。

6 避難所の適否

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所の設置・維持することの適否を検討するものとする。

第3 避難所の管理運営

避難所の開設・運営については、教育部、要配慮者支援・避難所運営班、当該施設管理者及び住民等が連携して運営にあたる。その際、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努める。

1 避難所の管理

避難所担当職員が管理を行い、施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

2 避難所の運営

自主防災組織を中心とした市民組織が自主的に運営することを原則とする。ただし、発災後の初期の段階では、避難所担当職員及び施設管理者が運営に協力する。

なお、コロナ禍における避難所の運営にあたっては、避難者の受付時の対応や避難所内の清掃及び消毒等、以下の点に留意する。

(1) 避難所の受付時の対応

「健康チェックリスト」を活用して発熱、咳、くしゃみ等の風邪症状がないか聞き取りを行い、検温を行う。受付後に「避難者カード」を渡し、受付に人が留まらないよう収容先等で記入してもらい、「避難者収容名簿」で管理する。

※対応する職員等は、フェイスシールド、マスク、感染防護衣を着用し、感染防止に努める。

(2) 避難所内の清掃及び消毒

- ・施設内は界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・複数の人の手が触れる場所は適宜消毒する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。

(3) 発熱者等が出た場合の措置

- ・速やかに専用スペースに誘導し、症状を聞き取った上で、災害対策本部に連絡する。
- ・発熱者等が利用したエリアは消毒する。

3 ボランティアの協力

ボランティアは、各避難所の管理担当職員と避難者と協議しながら、避難所運営の補助にあたる。

4 避難所における救援活動

自主防災組織や自治会を中心とした住民組織やボランティアにより運営し、教育部、要配慮者支援・避難所運営班及び施設管理者はこれを補助、支援する。

第4 避難所の運営管理における留意事項

避難所を運営するにあたっては、要配慮者及び女性や子育て家庭のニーズに十分配慮したものとする。

第10章 避難対策の実施 第2節 避難所の開設及び管理・運営

- 1 生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。
 - 2 食事の供与、トイレの設置等の状況を把握し、必要な対策を講じる。
 - 3 避難の長期化等に応じ、プライバシーの確保、入浴施設の設置、洗濯機等の設置、医師・看護師による巡回診療、暑さ・寒さ対策、ごみ処理など避難者の健康管理と衛生状態の管理の把握と必要な対策を講じるよう努める。
 - 4 必要に応じ、避難場所に犬、猫等のペットのためのスペース（原則屋外）の確保に努めるものとする。
 - 5 運営には女性の参画を求め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- | | |
|-----------------------|---------------|
| ◆ 女性専用のもの干し場 | ◆ 更衣室、授乳室等の設置 |
| ◆ 生理用品、女性用下着等の女性による配布 | ◆ 避難場所での安全確保 |

第5 避難所での業務

第1段階 (開設～3日)	◆ 施設管理者との施設使用等の調整と協力依頼 ◆ 本部と担当職員間の連絡体制の確立 ◆ 傷病者等の把握と応急措置 ◆ 避難者数の把握と名簿の作成及び本部への報告 ◆ 要配慮者の把握 ◆ 収容被災者及び在宅被災者への給食、給水、物資の配給等の実施 ◆ 仮設トイレの設置等必要な措置 ◆ 安否確認等への対応 ◆ 本部への避難所情報・状況の伝達
第2段階 (4日～14日)	◆ 避難数の把握と名簿の点検及び本部への報告 ◆ 要配慮者及び女性への配慮 ◆ 安否確認等への対応と名簿の作成 ◆ 本部への避難所情報・状況の伝達
第3段階 (15日～)	◆ 避難数の把握と名簿の点検及び本部への報告 ◆ 施設内でのプライバシーの保護策について検討 ◆ 避難者の健康管理及び栄養指導 ◆ 仮設風呂、洗濯機の設置等衛生対策・生活環境の改善 ◆ 安否確認等への対応と名簿の作成 ◆ 本部への避難所情報・状況の伝達

第3節 避難所一覧

避難所は、急傾斜地等崩壊危険のある場所、ため池決壊や洪水等による浸水の恐れのある場所、火災の延焼危険のある場所等を避け、安全な公共施設、民間施設及び公園、広場等を設定し、災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活場所として設定する。

指定避難所（拠点避難所）のうち避難行動要支援者を対象とした福祉避難所を設けるものとする。

指定避難所とは、災害発生後に、被災者等を一定期間滞在させるための施設等。

指定緊急避難場所とは、災害から命を守るために緊急的に避難する場所等。

第1 Nコード

【Nコードとは？】 <http://www.ncproject.jp/ncode/>

全世界どんな場所でも、ブロック番号、ユニット番号、東西—南北それぞれのメッシュ番号を入力すると約5メートルの精度で位置検索ができます。常時使うNコードを登録しておく（ホームポジション）と入力が簡単になります。また画面上の中心点のNコードが右上部に表示されます。

【緊急消防援助隊の活動にはNコードマップとNポジは必需品】

被災地の地図は現地ですぐに手に入るものではなく、出発前に消防GISで派遣先のNコードマップを予め準備し、Nポジを携帯して、座標により行動をするようにしないと、目的地はおろか自分の居場所さえがわからないためまともな救助活動ができません。

【財団法人消防科学総合センターの「消防防災GIS」にNコードを採用】

同センターは全国自治体の消防防災機関が消防防災GISを無料でダウンロードできる消防防災GISを配信しており、その検索システムにNコードが採用され、Nコードメッシュ入りの地図が印刷できる機能が付けられました。これにより広域災害時における全国の消防関係者の位置連絡の方法がローカルな住所や目標物に代わって誰もが分かり易い座標によって情報共有が可能となる基盤整備が整いました。

第10章 避難対策の実施 第3節 避難所一覧

第2 指定避難所（拠点避難所/27箇所）・指定緊急避難場所（27箇所）※指定避難所・福祉避難所との重複あり

地区	施設名称	所在地	収容人員	電話	指定緊急避難場所（災害種別）			所在地（Nコード）			
					洪水	土砂災害	地震	ブロック	ユニット	東西	南北
小野	小野小学校	西本町477	310	63-2725	○	○	○	6A	4187	5531	9852
	小野東小学校	天神町1185-1	260	63-3192	○	○	○	〃	〃	5857	9717
	小野中学校	本町612	450	63-2720	○	○	○	〃	〃	5662	9781
	小野高校	西本町518	338	63-2007	○	○	○	〃	〃	5548	9824
	小野工業高校	片山町1034-1	520	63-1941	○	○	○	〃	〃	5443	9794
河合	河合小学校	新富町904	350	66-2913	×	○	○	〃	〃	5329	9168
	河合中学校	三和町983-2	380	66-2907	×	○	○	〃	〃	5312	9302
	小野特別支援学校	昭和町458-1	300	66-2571	○	○	○	〃	〃	5070	9170
	コミュニティセンターかわい	新富町907	100	66-2030	×	○	○	〃	〃	5317	9163
	あお陶遊館アルテ	栗生町1816-7	50	66-7789	×	○	○	〃	〃	5161	9580
来住	来住小学校	下来住町1392	160	63-2735	○	○	○	〃	4188	5219	0009
	コミュニティセンターきすみの	下来住町71-3	80	63-7082	×	○	○	〃	〃	5161	0037
	白雲谷温泉ゆぴか	黍田町1000-1	40	70-0261	○	○	○	〃	〃	5426	0314
市場	市場小学校	市場町816	230	63-2745	○	○	○	6A	4188	5674	0134
	小野南中学校	大島町598	590	63-2731	×	○	○	〃	〃	5480	0073
	コミュニティセンターいちば	市場町53	80	62-2454	×	○	○	〃	〃	5670	0237
	匠台公園体育館	匠台77	420	62-0001	○	○	○	〃	〃	6242	0242
大部	大部小学校	敷地町866	220	63-2755	○	○	○	〃	4187	5453	9479
	旭丘中学校	古川町940-1	340	63-2750	○	○	○	〃	〃	5823	9243
	総合体育館	王子町917-1	780	62-7000	○	○	○	〃	〃	5628	9607
	伝統産業会館	王子町806-1	230	62-3121	○	○	○	〃	〃	5536	9666
	コミュニティセンターおの	王子町801	139	63-1020	○	○	○	〃	〃	5501	9662
	コミュニティセンターおおべ	敷地町1570-1	140	63-6100	○	○	○	〃	〃	5627	9477
	図書館	中島町64	136	62-0456	○	○	○	〃	〃	5673	9576
下東条	中番小学校	中番町18	270	67-0043	○	○	○	〃	〃	6207	9038
	下東条小学校	小田上町1655	250	67-0033	○	○	○	〃	〃	6596	9003
	コミュニティセンター下東条	福住町247-5	360	67-0044	○	○	×	〃	〃	6407	8945

※指定緊急避難場所の収容人員については、資料編19 水防地区避難場所（指定緊急避難場所）参照。

第2-2 指定緊急避難場所（6箇所）

施設名称	所在地	人員	指定緊急避難場所（災害種別）			指定避難所
			洪水	土砂災害	地震	
大池総合公園（グラウンド）	王子町917-7	7,350	○	○	○	—
河合運動広場	河合中町48-2	3,900	×	○	○	—
ひまわりの丘公園	浄谷町1545-321	5,500	○	○	○	—
市民研修運動センター	福住町247-5	3,300	○	○	○	—
匠台公園	匠台77	1,200	○	○	○	—
小野希望の丘陸上競技場	浄谷町2233-1	7,000	○	○	○	—

第2-3 指定避難所（福祉避難所/3箇所）・指定緊急避難場所（3箇所）

1 公共施設（3箇所）

施設名称	所在地	収容人員	電話	備考	指定緊急避難場所（災害種別）			所在地（Nコード）			
					洪水	土砂災害	地震	ブロック	ユニット	東西	南北

第10章 避難対策の実施 第3節 避難所一覧

コミュニティセンターおの	王子町 801	50	63 - 1020	高齢者等	○	○	○	6 A	4187	5501	9662
うるおい交流館エクラ	中島町 72	100	62 - 5080	障害者等	○	○	○	〃	〃	5644	9573
児童館チャイコム	浄谷町 2859	50	63 - 8588	幼児対応	○	○	○	〃	〃	5921	9344

第2-4 協定による福祉避難所（9箇所）

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				電話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北		
青山荘	復井町 673 - 20	6 A	4187	5579	8697	66 - 7305	介護老人福祉施設
粟生逢花苑	粟生町 3610 - 1	〃	〃	5141	9577	65 - 2800	〃
ふたばの里	二葉町 80 - 123	〃	〃	5776	9929	70 - 0200	〃
ぬく森	久保木町 1561 - 24	〃	〃	5943	9216	64 - 0155	〃
シルバーランド	葉多町 261 - 1	〃	〃	5347	9768	63 - 5628	介護老人保健施設
オパール	復井町 916 - 1	〃	〃	5586	8714	66 - 0951	〃
薫楓苑	復井町 1741	〃	〃	5455	8577	66 - 2020	〃
くつろぎの杜	市場町 926-462	〃	4188	5873	0101	62 - 1560	〃
小野福祉工場	新部町 1320	〃	4187	5104	9119	66 - 4570	障害者支援施設
小野起生園	〃	〃	〃	5092	9132	66 - 6121	〃

第3 地域避難場所

一時的な集結の場所（集合場所）として、集合した人の安全をある程度確保できるスペースを持った施設で、集合する人々の生活圏と結びついた場所を設定する。

地域避難場所は、長距離の避難が難しい高齢者等の避難行動要支援者を優先に、収容能力に応じ地域住民を一時的に収容し、地域住民により運営・支援を行う避難所である。

1 小野地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容人員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
わか松幼稚園	西本町	6 A	4187	5521	9844	40	62-2113	
小野東幼稚園	黒川町	〃	〃	5709	9711	35	62-2666	
上新防災ふれあい広場	上新町	〃	〃	5551	9753	30		飲料水
光明保育所	神明町	〃	〃	5579	9910	30	62-6969	
小野保育所	黒川町	〃	〃	5717	9712	55	62-2881	
上本町公民館	上本町	〃	〃	5600	9754	175	63-7464	
本町会館	本 町	〃	〃	5603	9778	80	63-7525	
本町一丁目公民館	本町一丁目	〃	〃	5599	9830	20	62-6061	
西本町公民館	西本町	〃	〃	5569	9817	55	63-2835	
東本町公民館	東本町	〃	〃	5627	9825	25	63-7494	
丸山町公民館	丸山町	〃	〃	5512	9746	50	63-2606	
上新町公民館	上新町	〃	〃	5533	9722	20	63-1427	
神明町公民館	神明町	〃	〃	5549	9877	150	62-6957	
神明分譲地 ふれあい会館	神明町	〃	〃	5495	9904	60		
垂井町公民館	垂井町	〃	〃	5587	9971	50	63-3694	
中町公民館	中 町	〃	〃	5699	9800	120	63-7594	
天神町公民館	天神町	〃	〃	5788	9802	180	63-5638	
日吉町公民館	日吉町	〃	〃	6235	9803	35	62-8233	土砂災害警戒区域
長尾町公民館	長尾町	〃	〃	6204	9656	50	63-5210	
栄町構造改善センター	栄 町	〃	〃	6448	9488	20	63-7710	土砂災害警戒区域
大開町構造改善センター	大開町	〃	〃	6707	9788	20	63-4819	
浄谷町公民館	浄谷町	〃	〃	5909	9442	170	62-5108	
黒川町公民館	黒川町	〃	〃	5716	9668	65	62-4124	
葉多町公民館	葉多町	〃	〃	5359	9672	35	62-6279	
久茂町公民館	久茂町	〃	〃	5297	9734	30	63-7922	
下大部町公民館	下大部町	〃	〃	5260	9811	25	63-1061	
片山町公民館	片山町	〃	〃	5413	9848	80	63-1875	
田園町公民館	田園町	〃	〃	5334	9834	40		
北丘集会所	北丘町	〃	〃	6071	9357	10	62-6241	
小野ニュータウン公民館	天神町	〃	〃	5832	9904	30		

第10章 避難対策の実施 第3節 避難所一覧

2 河合地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
亀鶴保育所	河合中町	6A	4187	5419	8891	35	66-7808	浸水想定区域
中央保育所	新部町	〃	〃	5315	9171	35	66-2944	浸水想定区域
粟生こども園	粟生町	〃	〃	5189	9407	40	66-5947	浸水想定区域
復井会館	復井町	〃	〃	5506	8607	35	66-2445	
西山会館	西山町	〃	〃	5401	8618	20		
青野ヶ原会館	青野ヶ原町	〃	〃	5501	8756	35	66-7509	浸水想定区域
河合中町公民館	河合中町	〃	〃	5439	8887	45	66-7525	浸水想定区域
河合西会館	河合西町	〃	〃	5332	8991	40	66-7350	浸水想定区域
新部町公民館	新部町	〃	〃	5348	9119	30	66-4656	浸水想定区域
大寺公民館	新部町	〃	〃	5258	9093	40	66-4630	
井ノ口公民館	新部町	〃	〃	5370	9185	15	66-6964	浸水想定区域
旭町公民館	旭町	〃	〃	5360	9251	90	66-4631	浸水想定区域
昭和町公民館	昭和町	〃	〃	5146	9213	90	66-2166	土砂災害警戒区域
三和会館	三和町	〃	〃	5293	9251	25	66-5750	浸水想定区域
粟生会館	粟生町	〃	〃	5223	9430	60	66-2440	浸水想定区域
桜台青野原宿舎集会所	桜台	〃	〃	5360	8595	20		
青野ヶ原グリーンハイ集会所	粟生町	〃	〃	5032	9278	20		

3 来住地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
来住保育所	下来住町	6A	4188	5233	0014	60	62-4080	
黍田会館	黍田町	〃	〃	5444	0324	30	63-2908	
下来住町1組公民館	下来住町	〃	〃	5292	0102	45	63-3263	浸水想定区域
下来住町2組公民館	下来住町	〃	〃	5323	0054	40	63-4954	浸水想定区域
下来住町3組公民館	下来住町	〃	4187	5283	9967	40	62-7369	浸水想定区域
下来住町4組公民館	下来住町	〃	〃	5246	9979	30	63-4810	
来住町公民館	来住町	〃	〃	5119	9965	25		
阿形町公民館	阿形町	〃	〃	5107	9709	40	63-1554	浸水想定区域
西脇町公民館	西脇町	〃	〃	5011	9629	25	63-1874	浸水想定区域
福甸町公民館	福甸町	〃	〃	4875	9933	5		

4 市場地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
市場こども園	市場町	6A	4188	5688	0136	30	62-2044	
育ヶ丘保育園	育ヶ丘町	〃	〃	6002	0279	30	63-7010	
市場町公民館	市場町	〃	〃	5605	0190	65		浸水想定区域
市場町野入集会所	市場町	〃	〃	5659	0164	30		
市場町寺脇集会所	市場町	〃	〃	5616	0113	30		山田川増水時使用不可
檜山町公民館	檜山町	〃	〃	5756	0334	60	63-6346	
榊町公民館	榊町	〃	〃	6197	0231	30	63-7034	土砂災害警戒区域
大島町中公民館	大島町	〃	〃	5469	0032	65	62-6265	浸水想定区域
大島町西公民館	大島町	〃	4187	5405	9967	50	63-4035	浸水想定区域
大島町東公民館	大島町	〃	4188	5561	0048	35	63-1893	浸水想定区域
山田町集会所	山田町	〃	4187	6055	9967	35	63-7476	
池尻町集会所	池尻町	〃	4188	5724	0223	35	63-7910	広島川増水時注意
二葉町公民館	二葉町	〃	4187	5750	9998	15		
育ヶ丘自治会館	育ヶ丘町	〃	4188	5947	0327	85	63-7421	

5 大部地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
北辰保育園	高田町	6A	4187	5605	9215	55	62-2865	
白百合保育園	敷地町	〃	〃	5563	9543	25	62-2823	
小野ひまわり保育所	広渡町	〃	〃	5725	9422	35	62-5129	
高田町公民館	高田町	〃	〃	5528	9277	80	63-5660	
喜多町公民館	喜多町	〃	〃	5595	9139	35	62-6689	浸水想定区域
鹿野町公民館	鹿野町	〃	〃	5578	9339	45	63-4959	
敷地町公民館	敷地町	〃	〃	5502	9516	80	62-6377	
住永町公民館	住永町	〃	〃	5336	9437	40	63-7677	浸水想定区域
王子町公民館	王子町	〃	〃	5470	9598	55	62-6468	
中島町公民館	中島町	〃	〃	5690	9481	30	63-2777	
広渡町公民館	広渡町	〃	〃	5668	9429	40	63-3753	
古川町公民館	古川町	〃	〃	5784	9083	50	62-6354	

第10章 避難対策の実施 第3節 避難所一覧

6 下東条地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
みやま保育園	中谷町	6A	4187	6946	9070	25	67-0158	
下東条中央保育園	小田町	〃	〃	6609	8985	50	67-0250	
下東条西保育所	住吉町	〃	〃	6161	8979	40	67-0312	
中谷町公民館	中谷町	〃	〃	6941	9074	50		
脇本町公民館	脇本町	〃	〃	6826	9440	30		
万勝寺地区構造改善センター	万勝寺町	〃	〃	6707	9459	50	67-1326	
池田町公民館	池田町	〃	〃	6848	9048	40	67-1191	
小野平集会所	池田町	〃	〃	6806	9197	65	67-2122	
曾根町公民館	曾根町	〃	〃	6694	8941	25	67-1493	
南小田公民館	小田上町	〃	〃	6628	9022	30	67-1365	
小田上町川北公民館	小田上町	〃	〃	6580	8934	45	67-1003	
小田下町公民館	小田下町	〃	〃	6507	8953	25	67-0720	浸水想定区域
船木町公民館	船木町	〃	〃	6450	9051	80	67-2510	浸水想定区域
福住町公民館	福住町	〃	〃	6340	8896	30	67-1057	
中番町公民館	中番町	〃	〃	6232	9015	50	67-0900	
菅田町公民館	菅田町	〃	〃	6245	9097			浸水想定区域
住吉町中央公民館	住吉町	〃	〃	6126	9009			浸水想定区域
久保木町公民館	久保木町	〃	〃	5943	9070			浸水想定区域
高山町集会所	高山町	〃	〃	6027	9279			

（備考）この表に掲載のない公民館（集会所）等も地域避難場所として開設することができる。この場合速やかに本部に報告するものとする。

第4 要配慮者利用施設への避難情報連絡

次の要配慮者利用施設は、洪水時の浸水や大雨による土砂災害の恐れがあり、迅速かつ円滑な避難を必要とするため、高齢者等避難の避難情報を迅速に伝達するものとする。

なお、「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行されたことにより、以下の施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施することとする。

施設の名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人員	連絡先 TEL	避難場所	関連河川
		ブロック	ユニット	東西	南北				
青山荘 （特別養護老人ホーム）	復井町 673-20	6A	4187	5579	8697	100	66-7305	・うるおい交流館エクラ ・2階以上への垂直避難	加古川
小野市デ・イサービスセンター （デイサービス）		〃	〃	〃	〃	19		・自宅 ・2階以上への垂直避難	
粟生逢花苑 （特別養護老人ホーム）	粟生町 3610-1	〃	〃	5141	9577	54	65-2800	・うるおい交流館エクラ ・2階以上への垂直避難	加古川 万願寺川 粟生川
粟生逢花苑 （デイサービス）		〃	〃	〃	〃	25		・自宅 ・2階以上への垂直避難	
オパール （老人保健施設）	復井町 916-1	〃	〃	5586	8714	70	66-0951	・うるおい交流館エクラ ・青山荘2階以上	加古川
オパール （デイケア）		〃	〃	〃	〃	50		・自宅 ・青山荘2階以上	
ふなき（小規模多機能型 居宅介護施設）	船木町 7-3	〃	〃	6427	9060	25	67-0900	・うるおい交流館エクラ ・コミセン下東条	東条川
あったかい家七宝 （デイサービス）	大島町 570-4	〃	4188	5477	0003	30	63-8805	・自宅 ・うるおい交流館エクラ	加古川、万勝寺川 大島川
こみなみ （デイサービス）	市場町 255	〃	4188	5617	0240	10	62-1111	・自宅 ・うるおい交流館エクラ	加古川 山田川
さわらびの郷	西本町 572	〃	4187	5508	9791	9	63-5101	・自宅 ・うるおい交流館エクラ	丸山町・西本町境 界の用水路
市立ひまわり園 （知的障害者授産施設）	河合中町 82-7	〃	4187	5575	8868	40	66-5181	・自宅 ・うるおい交流館エクラ	加古川
中央保育所	新部町 916-1	〃	〃	5315	9171	81	66-2944	・自宅 ・児童館チャイコム ・小野特別支援学校	加古川
粟生こども園	粟生町 2951-1	〃	〃	5189	9407	90	66-5947		
亀鶴保育所	河合中町 726-1	〃	〃	5419	8891	123	66-7808		
来住保育所	下来住町 1361-1	〃	4188	5234	0013	115	62-4080		

第10章 避難対策の実施 第3節 避難所一覧

下東条中央保育園	小田町 1687-1	〃	4187	6609	8985	81	67-0250		東条川
下東条西保育所	住吉町 16-4	〃	〃	6161	8979	115	67-0312		東条川
北辰保育園	高田町 1828-1	〃	〃	5605	9215	89	62-2865		加古川
シルバーランド (デイケア)	葉多町 261-1	〃	〃	5347	9766	60	63-5628	・自宅 ・うるおい交流館エクラ	加古川
復井診療所	復井町 916-12	〃	〃	5596	8709		66-7318		加古川

第11章 住宅の確保

－ 第11章 住宅の確保 －

災害により住宅が倒壊、焼失又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では再建又は修復ができない被災者を対象に、応急仮設住宅を供給するとともに被災住宅の応急修理を行うなど、居住の安定を図る。

1 実施体制

被災者に対する応急住宅対策は、まちづくり班を中心に小野市建設業組合等の応援協力のもと実施する。

2 応急仮設住宅の供給

供給基準は、応急仮設住宅の供給基準は、災害救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

入居対象	応急仮設住宅への入居は、次に定める者のうちから認定し入居させる。ただし、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合は、老人世帯や身体障害者世帯を優先的に入居させる。 ① 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。 ② 住居する住家がない者であること。 ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することができない者であること。
設置戸数	全壊、全焼又は流出世帯の合計数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引き上げを要するときは、県知事に対してその申請を行うものとする。
供給時期	応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに竣工させる。また、その供与期間は、完成の日から2ケ年以内を限度とし、その目的を達成した後の処分については、災害救助法及びその運用方針による。 (参照：建築基準法第85条第3項 仮設建築物に対する制限の緩和)

3 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、地域コミュニティ維持のため、被災地直近で自治会等が保有又は管理する空地（公民館用地、広場等）とする。地域において確保が難しい場合及び十分な面積が確保できない場合は、次の場所とする。ただし、被害の状況に応じて被災地に近い場所から建設していく。

小野地区	大池総合公園	31,000㎡	490戸
	天神町市所有地	4,800㎡	70戸
	ひまわりの丘公園（多目的広場）	12,000㎡	190戸
河合地区	河合運動広場	14,000㎡	220戸
来住地区	黍田町公園用地	2,400㎡	35戸
	鴨池グラウンド	7,700㎡	120戸
市場地区	－		
大部地区	コミュニティセンターおおべ運動場	3,000㎡	45戸
	市営住宅広渡団地	600㎡	14戸
下東条地区	市民研修センター運動場	12,000㎡	190戸
	小野市万勝寺ストックヤード	4,800㎡	30戸
計		94,500㎡	1,439戸

4 応急仮設住宅の構造等

- (1) 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。
- (2) 1戸当りの建設費用の限度枠は災害救助法に定めるものに準じる。

第11章 住宅の確保

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ応急仮設住宅における家庭動物（ペット）について、住民の合意の元、受け入れに配慮するものとする。

6 住宅の応急修理

対応基準は、災害救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

対象者	住宅の応急修理の対象者は、住家が半焼又は半壊し、そのままの状態では日常生活を営むことができず、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。
修理戸数	住宅の応急修理戸数は、半焼又は半壊世帯数の3割以内とする。 ただし、対象戸数の引き上げを要するときは、県知事に対してその申請を行なうものとする。
修理期間	住宅の応急修理は、災害発生の日からできる限り1ヶ月以内に完成させる。
住宅の応急修理の規模及び費用	住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分のみとする。 また、1戸当りの修理費用の限度額は災害救助法に定めるものに準じる。

7 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理に伴い発生する建設資材の供給は、建設業者から調達するものとする。

8 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理では住宅対策が進まない場合は、関係機関等への協力要請を行ったうえで、兵庫県及び県下市町が管理する公的住宅への入居斡旋を行う。

9 応急危険度判定の実施

地震災害により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、また、余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、兵庫県の協力を得て実施する。

－ 第12章 食料及び生活必需品の調達、供給 －

災害発生時における被災者及び応急対策活動従事者に対する迅速な食料の応急供給を行うため、次のとおり定めるものとする。

実 施 業 務	実 施 担 当
◇非常用食料・生活必需品等の備蓄・管理	防災班
◇必要物資全般の購入調達 （食料・生活用品・資機材 等） ◇備蓄食料の調達・あっせん （市、県の備蓄品の調達・搬送を含む）	財政・輸送班

第1節 食料の供給

第1 基本方針

- 1 市民は、自らが3日分（家族の人数分）の食料を備蓄し、災害時に活用することとする。
- 2 市は、被災者に対する食料の供給を次の方法で行う。

① 災害用備蓄食料	② 流通備蓄食料	③ 県、他市からの救援食料
-----------	----------	---------------

第2 供給期間

食料供給の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて供給期間を延長するものとする。

第3 供給対象者

- | |
|--|
| (1) 避難所に収容された者
(2) 地震により被害を受け炊事ができない者（在宅避難者 等）
(3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
(4) 救助作業その他応急復旧作業に従事する者で、給食を行う必要がある者
(5) その他本部長が必要と認める者 |
|--|

第4 供給品目

災害時における食料は、次の数量を目標に備蓄し調達するものとする。なお、被災者の2日分相当量（うち1日は現物備蓄）を備蓄目標とする。

- 1 大規模な地震発生直後は、可能な限り早い段階で備蓄非常食を供給し、食料の確保が安定するまでの間、段階的に供給を行うものとする。

第1次供給（発災後6時間を目安）	アルファ化米・クラッカーの供給
第2次供給（発災後12時間を目安）	パン、ミルク、米飯、塩、梅干し 等
定時供給	米飯又はパン等（食料の確保が安定するまでは1日2食を配給する）

- 2 地震発生直後に市が当面の食料を確保するため、市内又は全国規模の小売業者と協定を締結し、在庫食料を調達する。
- 3 備蓄品目については、高齢者や乳幼児等の様々なニーズに配慮することとする。

非常用備蓄品目	アルファ化米（アレルギー対応） クラッカー、ようかん（非常食用） 等
---------	---------------------------------------

- 4 避難所内の組織体制が整ってきた段階で、財政・輸送班が炊き出しの実施を検討するものとする。

第5 食料の調達

1 米 穀

小規模災害時は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達する。

また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、兵庫県を通じ農林水産省生産局に配給を要請するものとする。ただし、県と連絡がつかないときは、農林水産省生産局に直接要請し、要請後に県へ速やかにその旨を報告する。

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課	078 - 362 - 9988
農林水産省生産局	03 - 3502 - 8111 (代表)

久語米穀店	小野市王子町 927	62 - 2170
小林米穀店	小野市天神町 812 - 1	62 - 6848
中塚商店	小野市粟生町 727	66 - 2320
永井商店	小野市市場町 541	63 - 5858
服部米穀店	小野市小田町 1710 - 11	67 - 0175
(株)フジタ精米人	小野市河合中町 83 - 12	66 - 7321
藤本育ヶ岡店	小野市育ヶ丘町 1480 - 514	63 - 4520

2 パンの調達方法

市長は、必要に応じて市内のパン製造業者等に製造を依頼し、適宜調達する。

(有)小林製菓所	小野市住吉町 680	67 - 0313
(有)松井開盛堂	小野市復井町 430	66 - 7096
イオン小野店	小野市王子町 868-1	63 - 5121

3 育児用調製粉乳の調達方法

乳幼児のミルクは、市内の販売業者に依頼し、適宜調達する。

4 副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干等の副食、調味料については、市内の販売業者に依頼し、適宜調達する。調達が困難な場合は、県に対しその斡旋を依頼する。

品 名	荷 扱 機 関			備 考
	名 称	所 在 地	電話番号	
味 噌	兵庫県味噌工業 協同組合	神戸市兵庫区兵庫町 1-1-9	078-671-4197	
醬 油	龍野醤油 協同組合	たつの市龍野町島田 180-1	0791-62-1381	
	兵庫県醤油工業 協同組合	明石市本町 2-10-2	078-911-2412	
つけもの ・梅干し	兵庫県漬物事業 (協) (黒田食品株式会社)	神戸市兵庫区七宮町 1 丁目 5-11	078-651-3939	
即席めん	イトメン (株)	たつの市揖西町小神 841	0791-63-1361	
ハム ・ソーセージ類	プリマハム(株) 神戸営業所	神戸市須磨区古川町 1 丁目 3 番 15	078-731-8182	
	日本ハム西販売 (株) 神戸営業所	神戸市東灘区深江浜町 107	078-412-7440	
	伊藤ハム(株)神戸営業所	神戸市灘区備後町 3 丁目 2-1	078-851-8686	その他缶詰・ レトルト食品
育児粉乳 ・飲料	明治乳業 (株) 兵庫支店	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1-3	078-371-8500	
	森永乳業 (株) 神戸営業所	神戸市東灘区深江浜町 34-1	078-453-5111	
	(株) 共進舎牧農園	神戸市中央区橘通 1 丁目 2-12	078-371-1761	
調理缶詰	エム・シーシー食品(株)	神戸市東灘区深江浜町 32	078-451-1481	

(注) 上記調達先で物資の調達が困難な場合、適宜供給可能業者に依頼する。

5 備蓄食料の利用

被災者への即時供給に備え、防災センター東側の防災備蓄倉庫に備蓄している食料を必要に応じて利用する。

6 流通備蓄の利用

上記の関係業者のほか、災害時における物資の供給協力に関する協定書による業者からも調達する。

7 供給方法

(1) 避難所に収容された物

調達した食料は、避難所ごとに責任者を通じて配給する。

(2) 供給場所の指定

食料の配給は、各拠点避難所及び災害対策本部が指定する場所で行うことを原則とし、在宅避難者に対しての配達は行わないものとする。

ただし、要配慮者が在宅避難者の場合は、配達による供給を行うものとする。

第6 米飯の炊きだし

米飯の調達は、財政・輸送班が計画するものとする。

なお、食材及び炊具については、財政・輸送班の間で調整を図り調達するものとする。

- 米飯の調達は、学校給食センター納入業者の利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員等により副食の調理を行う。ただし、必要に応じて他の給食施設の専門職員が応援、協力するものとする。

また、災害の規模によっては、炊事用具を調達し、避難所又は被災地域の最も便利な場所（各地区のコミュニティセンター等）で炊飯を実施する。

名 称	所 在 地	調理能力	電話番号
市立学校給食センター	小野市古川町 955 番地	8,000 食／日	63-1026

(注) 調理能力は、学校給食における副食調理能力を示す。

(1) 炊 具

◆ 緊急用湯沸器具（ミルク処理を含む） ◆ カセットコンロ
◆ ミニボンベ ◆ やかん ◆ プロパンガス ◆ 食器（学校備品の活用）等

(2) 施設用

◆ 防水シート ◆ 発電機 ◆ 投光機 ◆ コードリール ◆ トランジスタメガホン
◆ 強力ライト

- 被害状況が比較的軽微な地域については、当該自治会等の住民による炊きだしを要請する。

- 市において、炊きだしが困難な場合で、米飯業者に発注することが実情に即すると認められる場合は、炊きだし基準を明示のうえ業者から購入し、配給するものとする。

【米飯業者】

業 者 名	所 在 地	電話番号	備考
(有)松井開盛堂	小野市復井町 430	66-7096	
(株)藤本食品	小野市住永町 26	62-0534	

第7 配給食料の搬送体制

食料の搬送は、パン、ミルク等の簡易食料を含め給食搬送車3台で対応するほか、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

なお、給食搬送車は、1車につき3人体制（運転手1名、補助員2名）とする。

第2節 生活関連物資の供給

地震災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものとする。

1 実施体制

被災者に対する衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、財政・輸送班を中心に、各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

2 供給対象者

- 1 住家が被害を受けた者
- 2 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- 3 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用を受けた場合の給与等の基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は概ね次に掲げるものとする。

(1) 給与又は貸与品

① 寝 具	◆就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
② 外 衣	◆作業衣 ◆婦人服 ◆子供服等の普段着 ◆防寒衣
③ 肌 着	◆シャツ ◆パンツ ◆ズボン下 ◆襦袢等
④ 身の回り品	◆タオル ◆手拭等
⑤ 炊事道具	◆なべ ◆かま ◆包丁 ◆バケツ ◆カセットガス器具等
⑥ 食 器	◆茶碗 ◆汁碗 ◆皿 ◆はし ◆哺乳瓶等
⑦ 日用雑貨品	◆石けん ◆ちり紙 ◆歯ブラシ ◆歯磨粉 ◆カイロ ◆生理用品 ◆紙おむつ等
⑧ 光熱材料	◆マッチ ◆ローソク ◆プロパンガス ◆灯油、軽油、ガソリン及び器具等

(2) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、必要に応じて給与又は貸与の期間を延長するものとする。

4 物資の調達及び供給方法

(1) 物資の調達・供給

市長は、生活関連物資の供給計画に基づき、必要な生活必需品等を調達協定業者や小売業者から調達し、業者の協力のもとに各避難所に搬送するとともに、在宅被災者に対しても供給する。

ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、県知事及び日赤兵庫県支部長に対して物資の調達を要請する。

業 者 名	所 在 地	電話番号
イオン小野店	王子町868-1	63-5121
マックスバリュ王子店	王子町591	63-5380
マックスバリュ黒川店	黒川町127	63-7890
ホームセンターアグロ小野店	王子町218	62-0333
フレッシュさとう小野店	王子町37	62-0310
麒麟堂小野本町店	本町648-1	62-0047
麒麟堂王子店	王子町25-1	62-8566
アルカドラッグ小野店	黒川町1765	64-2686
ドラッグコスモス王子店	王子町152-1	64-9108
フレッシュさとう小野黒川店	黒川町字馬渡り1251	62-3900
ダイレックス王子店	王子町163	70-8512

(2) 備蓄物資

市は、アルファ化米などの食料や毛布・携帯トイレなどの生活物資を計画的に備蓄するよう努める。

これら備蓄物資は、調達物資と同様に物資供給計画に基づき各被災者に配布し、不足分については、協定を結んだ店舗のほか、市内の量販店等から供給を受ける。

5 救援物資への対応

(1) 救援物資の受入れ

各市町や民間事業者等から寄せられる救援物資は、集出荷施設(大池総合公園)で受付、仕分け等の業務を行い、物資の搬入量に応じて集積場に移送する。

なお、救援物資は、民間事業者等から受け入れるものとし、個人からは原則として受け入れない。

- ① 救援物資の被災地への送付は、依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- ② 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記する。
- ③ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わないこと。

【物資集積場】

施設名	所在地	連絡先	備考
大池総合公園	王子町917-7	63—3193	
ひまわりの丘公園	浄谷町1545-321	62—1147	
小野八ヶ池自然公園	河合中町942	66 - 5550	
市民研修センター	福住町247-5	67 - 0044	

(2) 人員配置

- ① 人員配置については被害規模など状況に応じて、各集出荷施設及び集積場に物資受付員、運搬員及び仕分員を配置する。

- ② 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。

なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次災害対策本部に報告する。

(3) 配車

物資の輸送は、災害対策本部からの配車(運転手、助手各1名)を受けて実施する。なお、被災状況により、災害対策本部要員での輸送が困難な場合は、民間の配送業者等に協力を求めるほか、自衛隊への人員及び車両の応援を要請する。

第13章 上・下水道対策及び飲料水の供給

災害発生時又は警戒宣言が発令され地震災害発生のある恐れがある場合に、生活水の確保並びに被害施設の応急復旧に対処するため、水道部災害対策実施体制についての計画を定める。

これにより、給水及び浸水対策等の実施に必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、被害規模、態様に即した人の健康・安全等の対策を講じるものとする。

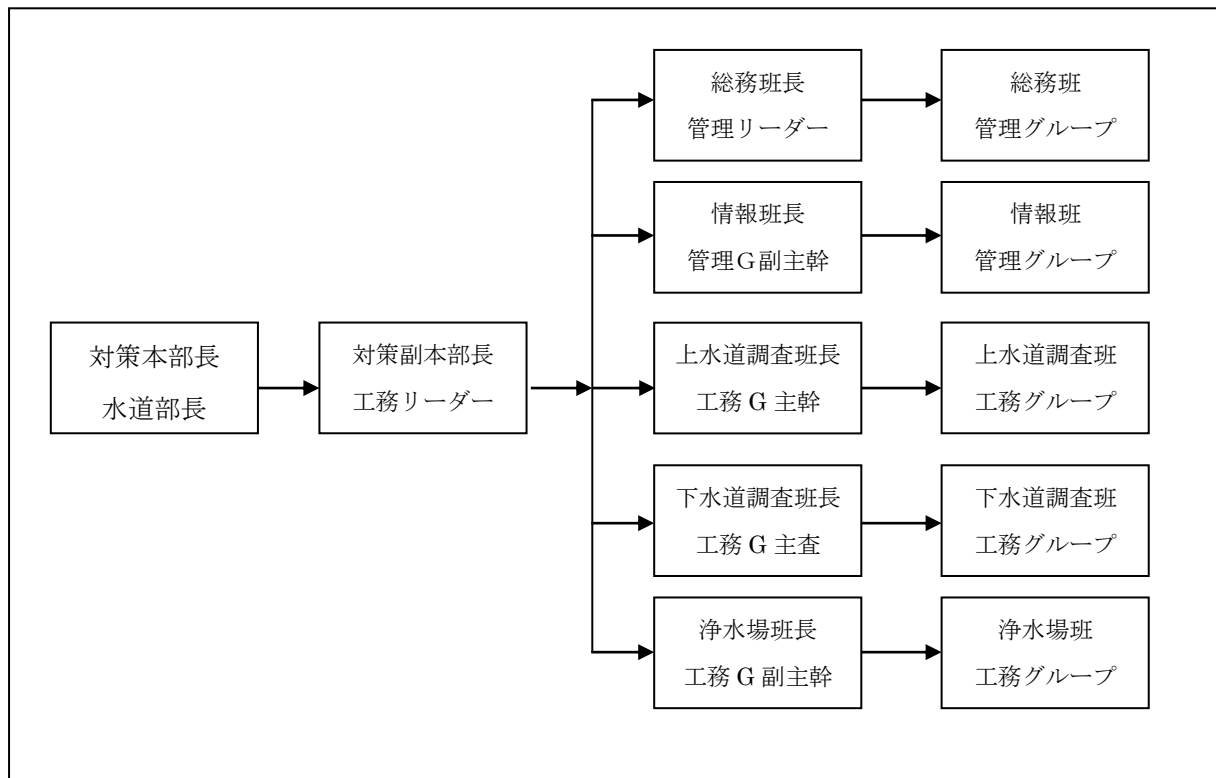
第1節 上・下水道災害対策

1 実施体制

次に定める組織体制により実施する。

実施の責任者は、水道部長とし、補佐及び代行は、管理リーダー・工務リーダーとする。

部長は、被害の状況に応じた非常配備体制に従い、職員を本庁職場に召集する。



2 水道部上下水道災害対策会議の開催

水道部上下水道災害対策会議は、部長、管理リーダー・工務リーダー、主幹、副主幹で構成し、被害状況調査の結果報告に基づき応急対策等について協議する。

3 被害状況調査の実施

被害状況調査は、次に定める体制により実施する。

- (1) 被害状況の総括及び市民からの通報受理は、情報班が行う。
- (2) 上水道施設及び下水道施設の被害調査は、上水道調査班及び下水道調査班が行う。

第2節 給水活動体制

1 飲料水の確保体制

(1) 耐震性貯水槽

貯水量	設置場所
100トン級貯水槽	大池総合公園内
40トン級貯水槽	上新防災ふれあい広場
40トン級貯水槽	小野市役所

(2) 配水池

貯水量	設置場所
7,000トン	万勝寺第1配水池（耐震性能有）
6,000トン	万勝寺第2配水池（耐震性能有）
3,600トン	焼山配水池（耐震性能有）

2 給水広報及び情報連絡

- (1) 給水広報及び情報連絡は、給水班が市災害対策本部を通じ、報道機関等の協力を得て実施する。
- (2) 一部の地域を対象とする広報は、拡声器付き自動車による路上広報、区長・自治会長を通じて行う文書広報及び給水所の標示等の広報とし、各班の協力を得ながら給水班が行う。

3 給水活動

給水対策は、水量の確保を図り、運搬給水と応急仮設給水により実施する。

(1) 運搬給水

被災のない配水池及び水源地等で浄水を確保し、医療施設及び福祉施設等からの要請を優先的に実施するとともに、避難所や地区公民館など地区拠点地に運搬し、消防団、自治会役員、住民及びボランティア等の協力を得て、応急給水を実施する。

なお、運搬車両は、小野上下水道工業協同組合を通じ、指定給水装置工事事業者等からの借上げ等により対処する。

① 各団体への協力、出動要請

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、市災害対策本部から東播磨ブロック代表を通じて兵庫県、日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体等の協力を求めるほか、状況に応じ自衛隊の派遣を要請する。

名 称	所在地	電話番号	備 考
兵庫県企業庁水道課	神戸市中央区下山手通 5丁目10-1	078-362-9377	県水道災害対策本部
加古川市上下水道局 経営管理課	加古川市野口町良野 398-1	079-427-9319	東播磨ブロック代表

② 給水搬送能力

給水量は、1日1人あたり最低3ℓを確保する必要がある、これを前提に15台で1日7回搬送することにより約35,000人への供給が可能となる。

搬送機器	内 容	借上げ台数	給 水 能 力
給水タンク	1 m ³ ×2個（市所有）	普通貨物車1台 市所有1台	全体で搬送車輛 15台
ポリタンク	1 m ³ ×5個 20ℓ×200個（市所有）	普通貨物車5台	
借上げタンク	1 m ³ ×8個 （応援市町から借り上げ）	普通貨物車8台	

③ 応急仮設給水

地域の被害状況により指定給水装置工事事業者等の協力を得て、被災を受けていない管路等から仮設配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置し、応急給水を実施する。

4 災害時市民開放井戸（平成25年5月1日～）

災害時における上下水道施設の復旧が長期間に至った場合を想定し、洗濯や手洗い、トイレ等に使用する生活用水の確保を目的とし、市民又は自治会等の所有する「井戸・湧き水」の所有状況を調査し、災害時に開放する意思のある市民の井戸等の水質調査を行い、安全な水質の井戸等を登録する取り組みです。

【登録状況】

(令和3年4月1日現在)

種 類		箇 所	小 計	合 計
井 戸 (個人所有)	小野地区	47	172	185
	河合地区	43		
	来住地区	14		
	市場地区	17		
	大部地区	28		
	下東条地区	23		
井 戸 (町所有)		8		
湧き水 (町所有)		5		

第3節 応急復旧工事

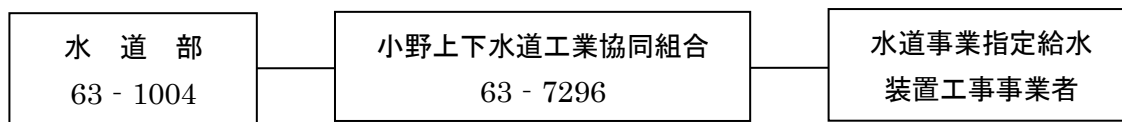
1 実施体制

(1) 初期の段階（被災後5日以内）

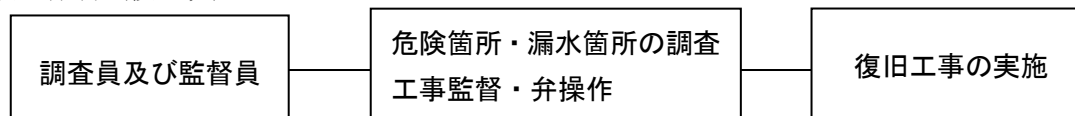
小野上下水道工業協同組合等に応援を求める。

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、工事支援を求める。

① 連絡体制



② 復旧体制（復旧班）



【小野上下水道工業協同組合等】

名 称	所 在 地	電話番号
小野上下水道工業協同組合	下大部町956-1	63 - 7296
(有) ハタヤ電設	本町647-3	62 - 2303
(株) 松沢産業	市場町133-4	62 - 2224
中島水道設備 (株)	上本町46-2	62 - 2613
(有) 三栄設備	敷地町1582-3	62 - 5256
小野燃料 (株)	復井町326	62 - 4966
藤井設備工業 (株)	敷地町1382	63 - 4912
三輪設備	久保木町218-2	62 - 4193
マツオ設備	黒川町468-5	62 - 5454
(株) 上野設備工業	下大部町956-2	63 - 3648
小林設備工業 (有)	河合西町238	66 - 2355

(2) 第2段階（被災後6日以降）

他部署の技術職員及び「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき各近隣市町に工事支援を求めて対応する。概ね10日以内に一次調査を実施する。

2 応急復旧工事の順序

(1) 浄水関係

① 初期段階

ア 取水及び浄水施設（ポンプ及び浄水機器等の点検及び応急修理）

【浄水場及び水源地（4箇所）】

（単位 $\text{m}^3/\text{日}$ ）

浄水場及び水源地名		浄水量等
船木浄水場	(ダム水)	6, 8 0 0
	(表流水)	4 0 0
市場水源地(浅井戸)		4, 9 0 0
河合第1水源地(浅井戸)		1, 1 0 0
河合第2水源地(浅井戸)		1, 7 0 0

第13章 上・下水道対策及び飲料水の供給 第3節 応急復旧工事

イ 配水施設（配水池の亀裂、漏水状況、電気計装設備等の点検及び応急修理）

【配水池一覧表】

(単位 m³)

配水池名	貯水量	総貯水量
焼山配水池	3,600	25,460
黍田配水池	500	
河合配水池	1,248	
万勝寺第1配水池	7,000	
万勝寺第2配水池	6,000	
日吉配水池	558	
中谷配水池	1,000	
中谷調整池	36	
育ヶ丘配水池	1,200	
榊配水池	3,300	
阿形配水池	400	
小田配水池	618	

ウ 加圧施設（加圧ポンプ、電気計装設備等の点検及び応急修理）

【ポンプ場一覧表（8箇所）】

① 焼山増圧	② 河合第1増圧	③ 西山増圧	④ 万勝寺増圧	⑤ 榊送水ポンプ
⑥ 来住増圧	⑦ 中谷増圧	⑧ 小田増圧		

② 第2段階

上記各施設の破損箇所について、緊急度の高い箇所から順次修復作業を行う。

(2) 管路関係

初期段階	① 仕切り弁を止める。 ② 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む） ③ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む） ④ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。）
第2段階	① 緊急に水を要する施設（病院・福祉施設等）に対しての給水については、仮設配管等で対応する。（漏水箇所が多いため、他市町の管工事組合の応援を受ける） ② 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ③ 学校、地区集会所の避難所等地区拠点において応急給水するため、仮設配管する。 ④ 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の繰り返し作業を継続する。（配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）
第3段階	① 各家庭に1栓（ビニール柱）を設置する。 ② 順次、宅地内漏水修理を行う。

3 応急復旧資材の調達

管路関係の資材については、小野上下水道工業協同組合、材料メーカーから調達を行う。

【調達先一覧】

業 者 名	所 在 地	電話番号
小野上下水道工業協同組合	小野市下大部町956-1	63-7296
安田(株)姫路支店	姫路市網干区浜田1223-23	079-274-5555
(株)関西水栓 加古川営業所	加古川市加古川町本町字谷田145-2	079-423-0620

第14章 保健衛生、感染対策、遺体の火葬等の実施

第1節 精神医療の実施

災害時の地域医療の中でも、特に長期にわたる精神医療対策活動が継続して実施できる体制を図るための計画とする。

1 精神保健活動機関の設置

健康福祉事務所と十分な連携をとり、精神医療関係者の協力を得て被災精神障害者の継続的医療の確保と避難所等の精神疾患の急発、急変への救護対策として、避難所巡回相談等を実施する。

2 配置スタッフ

精神科医、精神科ソーシャルワーカー(RSW)、心理相談員等のスタッフを配置する。

3 設置場所

原則として平時の精神保健活動の拠点となる保健センターとするが、避難所への精神科医の配置など、保健センターの保健師活動との連携を図る。

4 指揮、統制、通信、情報システム

精神保健活動の規模と内容が被災程度及び時間経過の中で変化する状況に応じ常に適正なものに保つため、指揮、統制等を司る「コーディネーションセンター」を設け健康増進課がそれを担うものとする。

5 医薬品の確保と保管

精神科救護で使用する向精神薬等の薬品を確保するとともに、健康増進課において厳重に保管する。

6 被災精神障害者の収容と安定ケア

被災地及びその周辺の公私立精神病院は、隣接非被災地の精神科病院との連携の下に速やかに空床の創出を依頼し、被災地に発生する患者の安全確保とケアを遅滞なく措置する。

7 「心のケアセンター」の設置

精神科救護の活動期間中、概ね3ヶ月程度の目安で被災者の一次予防を含む生活支援を継続するために「心のケアセンター」を設置する。

(1) スタッフの構成

精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理相談員、保健師、看護師等を配置する。

(2) 体系的、業務分担

本 部	心のケアセンター
① 問題発見のための情報収集	① 講演会、座談会の開催
② 発見された問題の特性研究	② 啓発パンフレットの配布

③ 関係職員の教育研修(ボランティアを含む)	③ 心のケア相談
④ 啓発用資材(パンフレット、ビデオ等)の作成	④ 救護所、仮設住宅への巡回訪問指導
⑤ PTSD等(心的外傷後ストレス反応)精神医学等に関する調査研究	⑤ 語らいの場の運営
⑥ ボランティアの確保	⑥ 被災者同士の自助グループの育成
⑦ 災害精神医学の臨床的知識の技術指導について、専門機関及び県、健康福祉事務所の支援を依頼する。	⑦ グループワーク、小規模作業所の運営支援

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、県を通じ消防庁等に対し、精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

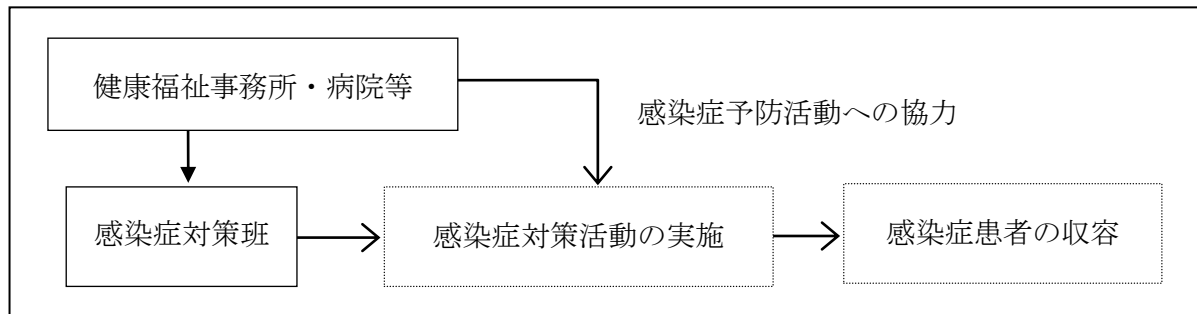
第2節 感染症対策・保健衛生

被災地においては衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延する恐れがあるため、被災者に対する感染症対策及び保健衛生活動を実施するための計画を定める。

1 実施体制

感染症対策及び保健衛生活動は、健康福祉事務所、病院等の応援協力のもと感染症対策班により感染症対策活動を行う。

感染症対策班は概ね運転手1名、作業員2名の計3名で10班編成により実施する。



2 実施期間

災害発生日から起算して概ね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

3 活動内容

(1) 被災地区における感染症対策（感染症予防法第27条）

被災地において感染症が発生し、又は発生する恐れがある区域を重点的に消毒作業、清潔作業を実施する。

消石灰、塩化ベンザルコニウム液の配付	① 浸水被害が発生した場合は、床下等の消毒剤として消石灰を配付する。 ② 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤として塩化ベンザルコニウム液を配付する。 ③ 消石灰、塩化ベンザルコニウム液等については自治会へ一括搬送し、各家庭への配付を依頼する。
---------------------------	--

(2) 避難所の衛生管理及び感染症対策指導

避難所内の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生管理並びに保健衛生上の注意事項等について指導を行う。

(3) 感染症患者の収容

- ① 被災地において感染症患者又は保菌者を確認したときは、直ちに健康福祉事務所へ報告し健康福祉事務所の入院勧告又は指示のもと以下のうち適切な病院に入院させるとともに予防措置を取る。

【入院先】

施設名	所在地	電話番号
加西市立加西病院併設 第2種感染症指定医療機関	加西市北条町横尾1-13	0790 - 42 - 2200

- ② 上記施設において対応できない場合は、次の各施設に入院治療を要請する。

施設名	所在地	電話番号
北播磨総合医療センター	市場町926-250	0794 - 88 - 8800
加東市民病院	加東市家原85	0795 - 42 - 5511
兵庫あおの病院	小野市市場町926-453	0794 - 62 - 5533

- (4) 予防教育及び広報活動

パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を被災者に対し周知する。

また、保健師による訪問健康相談等を実施し、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を行う。

4 感染症対策措置の報告

感染症対策活動が完了した時は、速やかに災害感染症対策完了報告書を作成し、管轄健康福祉事務所長を経由して県知事に報告する。

5 県に対する要請

市において感染症対策処理の実施が困難な場合は、原則として下記事項を整理のうえ県に要請する。

- (1) 感染症対策業務の内容
- (2) 感染症対策時間、期間
- (3) 感染症対策措置を必要とする世帯数
- (4) 必要な感染症対策用資機材等
- (5) 派遣場所

6 県が実施する感染症対策活動との協調

被災状況や感染症の発生状況に応じて、健康福祉事務所長が実施する被災地における疫学調査や健康診断、臨時予防接種等の予防措置に協力をする。

【感染症対策用資機材一覧表】

機械の種類	必要台数	備考
噴霧機	10	
煙霧機	10	
散粉機	10	

【感染症対策薬剤の在庫】

種類	必要数量	備考
消石灰	500kg	1世帯あたり10kg 50世帯分
クレゾール液	30本	500ml 700世帯分

第3節 食品衛生対策の実施

- 1 食料供給を米飯業者等に発注する場合には、その発注先に下記の事項を指示するとともに、その調製場所に対する食品衛生上の監視指導を強化するため、その発注先を健康福祉事務所に知らせる。また、避難所等において弁当等を保管する場合には、管理責任者を決め、冷蔵庫等により適正に管理する。
 - (1) 弁当等が調製後できるだけ早期に喫食されるよう、調製・搬入時間等を調整する。
 - (2) 消費期限は時刻まで記載し、当該時刻までに喫食するよう表示する。
 - (3) 弁当等の搬入はできるだけ保冷車等を使用するよう指示する。
- 2 財政・輸送班は、避難所生活者に対して次の事項を指導・啓発する。
 - (1) 食事前の手洗い・消毒を励行すること。
 - (2) 配付された弁当等はできるだけ保管しないで、早期に喫食すること。
 - (3) 食品の表示をよく見て、保存方法・消費期限等を遵守し、期限を過ぎた弁当等は速やかに処分すること。
- 3 弁当調製施設等の営業者だけでなく、ボランティア等による食品の提供行為についても、その衛生的取扱いについて指導・啓発を行う。

第4節 遺体処理・火葬等の実施

行方不明者又は死亡者が発生したときは、捜索、死体の処理、埋葬を感染症対策班及び消防部が中心となり、警察、自衛隊等の協力を得て遅滞なく処理し、民心の安定を図る。

1 実施体制

遺体捜索及び処理、火葬は感染症対策班と環境業務班が中心に行う。

2 遺体の捜索及び収容方法

死亡していると推定される者の捜索及び遺体の収容は、警察官、消防団等と協力して迅速かつ適切に実施し、発見された遺体は、被害現場付近の公共施設などの遺体収容所に搬送する。

3 遺体の収容

(1) 遺体の処置の内容

◆警察による検視及び医師の検案	◆遺体の搬送・収容	◆遺体の一時保存（仮安置）
◆遺体の納棺	◆遺体処理台帳の整理	◆遺族への引渡し

(2) 実施方法

- ① 遺体を発見したときは、速やかに警察の検視及び医師の検案を受ける。なお、発見された遺体については、警察と市が協力して身元確認作業を行う。
- ② 市は、検案後、遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車により、警察など関係機関と協力の上、遺体収容所に搬送、収容する。
- ③ 遺体は、遺体収容所に到着した順に一時保存し、仮安置する。
- ④ 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て処理を行う。
- ⑤ 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- ⑥ 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体収容所に掲載する。
- ⑦ 身元確定の遺体については、逐次遺族に引渡す。
- ⑧ 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

【遺体収容所】

地 区	名 称	所 在 地	責任者氏名	電 話	収容能力(体)
小野地区	徳 岩 寺	東本町	派遣係員	62 - 2806	1 5 0
河合地区	慶 徳 寺	河合中町	〃	66 - 7108	1 0 0
来住地区	養 父 寺	来住町	〃	62 - 5461	5 0
市場地区	来 迎 寺	市場町	〃	62 - 2070	1 5 0
大部地区	円 楽 寺	敷地町	〃	62 - 4822	5 0
下東条地区	金 剛 院	万勝寺町	〃	67 - 0040	5 0
計					5 5 0

※ 上記のほか、必要に応じて寺院、公共施設等を借上げるものとする。

第14章 保健衛生、感染対策、遺体の火葬等の実施 第4節 遺体処理・火葬等の実施

(3) 収容棺等

収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、次に定める市内業者及び近隣市町から調達する。

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
おのセレモニーホールみらい	小野市敷地町1504-1	0120-92-0231	
大部源商店	小野市本町373	0794-62-2101	
(株)兵庫みらいサービス	小野市上本町195-6	0794-63-1504	
兵庫葬祭	小野市高田町1834-205	0794-62-1340	
岡本華店	小野市王子町894-6	0794-62-8185	
(有)セレモニーセンター晴峰	小野市来住町76-2	0794-62-0228	
(有)フラワー森本葬祭事業部	加東市社749	0795-42-0008	
(有)セレモニーホールけやき	加東市上中3丁目67	0795-43-0034	
三木大和祭典	三木市加佐字宮前132	0794-86-2000	
(株)神戸祭典三木支店	三木市別所町小林734-357	0794-83-2400	

4 遺体の火葬

遺体の身元が明らかでない場合は、所定の手続きを経て火葬とする。

遺体の火葬は、小野加東斎場（湧水苑）に移送し、火葬台帳に記載のうえ火葬に付す。

(1) 小野加東火葬場

施 設 名	所 在 地	規 模	電 話 番 号
小野加東斎場（湧水苑）	小野市万勝寺町 字中山中越435-88	5 基	0794-67-0164

(2) 近隣公営火葬場一覧

施 設 名	所 在 地	規 模	担 当 課
三木市立みきやま斎場	三木市福井字三木山2465-3 TEL 0794-82-2496	5 基	市民課 0794-82-2000
西脇多可広域斎場 (やすらぎ苑)	西脇市寺内519 TEL 0795-22-3644	4 基	西脇多可行政事務組合 0795-22-3111
加西市斎場	加西市鴨谷町307-6 TEL 0790-44-0760	3 基	市民課 0790-42-1110
加古川市斎場	加古川市上荘町白沢259-27 TEL 0794-28-1915	8 基	市民部 0794-24-1151
高砂斎場	高砂市西畑4丁目15-22 TEL 0794-43-0093	5 基	生活環境部 0794-42-2101
稲美斎場ひじり苑	加古郡稲美町中一色285-2 TEL 0794-92-7551	4 基	加古郡衛生事務組合 0794-37-7578
神戸市立西神斎場	神戸市西区神出町南字美濃谷600 TEL 078-961-5251	11基	斎園課 078-322-5251
明石市立和坂斎場	明石市和坂1丁目1番12号 TEL 078-928-2640	11基	斎場管理センター 078-928-2640

第15章 生活救援対策の実施

被災者の当面の緊急生活支援として、下記事項を計画するものとする。

第1節 緊急生活環境の整備

災害により、家屋の全壊、半壊及びライフラインの寸断等により、入浴施設が使用不可能となった場合、衛生及び健康上の問題が発生することから入浴サービス及び応急仮設風呂の設置を行うものとする。

1 入浴サービス施設の確保

市内の大型浴槽を有する施設等が使用可能の場合、ゴルフ場等の施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。

原則として、ライフラインが復旧するまでの間の協力とするが、復旧の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、近隣市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求めるものとする。

区 分	施 設 名	住 所	電話番号
公共施設	市民研修センター	福住町247-5	67 - 0044
	白雲谷温泉ゆびか	黍田町1000-1	67 - 0261
ゴルフ場	小野グランド・カントリークラブ	中谷町1413	67 - 1500
	小野ゴルフ倶楽部	来住町1225	63 - 1212
	小野東洋ゴルフ倶楽部	日吉町570-1	62 - 6881
	播磨カントリークラブ	檜山町1889-31	63 - 1251
	富士O.G.M.ゴルフクラブ	長尾町835-15	63 - 1811
	ローズウッドゴルフクラブ	山田町1441-52	62 - 7515

2 交通手段の確保

入浴施設までの交通手段は、原則として利用希望者が独自で確保することとするが、病弱者や高齢者、身体障がい者などのうち、交通手段の確保が困難な者については、市マイクロバス等の活用を図る。

3 仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設等の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂の設置を自衛隊に要請するものとする。

第2節 義援金の受入れ、配分

1 義援金の受入

救援に際して寄せられてくる義援金については、市が緊急に設置する募集委員会で受領するものとし、会計班がこれにあたる。

また、義援金窓口を設けたことについては、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 義援金の配分

市は義援金配分委員会を設置し、被災者への配分を決定し、会計班が中心となって業務にあたる。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り公平、迅速な配分に努めるものとする。

3 広域にわたる義援金の取扱い

大規模災害の発生により義援金募集委員会を広域で設けた場合は、関係自治体と協調して処理にあたる。

第16章 要配慮者の支援対策

被災地で援護を要する要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等）、また滞在中の外国人に対する迅速・的確な対応について定める。

実 施 業 務	実 施 担 当
◇登録者の安否確認 ◇避難所への収容状況 ◇聴覚障害者に対する情報提供 ◇在宅の要配慮者の訪問等 ◇登録者に配慮した避難所運営 ◇社会福祉施設の被害状況の把握 等	・要配慮者支援・避難所運営班（市民課、社会福祉課、高齢介護課、子育て支援課）

第1節 要配慮者

第1 基本方針

1 地域住民の援助

災害の発生直後は、公共機関の救護活動に制約があるため、地域住民の自主的な活動により登録者の安否確認、救助及び避難誘導を実施することを基本とする。

2 行政と地域住民との連携

災害時における要配慮者への対応は、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設、市の関係部署等が連携して実施する。

第2 事前の予防対策

災害発生に備えた事前予防対策として、次の事項を推進する。

- 1 関係機関への情報提供（共有化）
- 2 自主防災組織等による援護・支援体制の整備
- 3 相談先等連絡網の確立
- 4 日常から避難口・避難経路等の確保と指導
- 5 災害を想定した日頃からの安全対策指導
- 6 民生委員やボランティア等による啓発活動の実施
- 7 要援護者を収容する施設リストの作成

第3 支援対策

被災地で援護を要する高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等を、福祉行政と地域組織が連携し、安否確認や緊急援助をすることにより、生命の安全と生活基盤の立て直しを支援する。

支援内容等は、次のとおりとする。

共 通 事 項	① 民生委員やボランティア等による支援、相談 ② 精神的ダメージを負った者の相談業務 ③ 巡回医療等の実施 ④ 仮設住宅や公共住宅への優先入居 ⑤ 必要物資等の確保及び供給 ⑥ 避難所における介護スペースの確保及び冷暖房等への配慮 ⑦ 在宅被災者の援護 ⑧ 緊急ケアセンターの設置（食事、入浴、医療、相談等） ⑨ 医療機関との連携
高 齢 者	① 避難する場合の隣近所の介護・支援体制づくり ② 寝たきり高齢者等の福祉施設への一時的入所措置 ③ 高齢者への食事の配慮 ④ ホームヘルパーや保健師、看護師等による公的サービスによる支援及び相談業務
障 害 者	① 重度障害者への介助・支援体制づくり ② 福祉施設への一時的入所措置 ③ 被災直後の安全対策の指導（火気の点検等） ④ 公的サービスによる支援及び相談業務
病 弱 者 (慢性疾患患者等)	災害に伴う直接的ストレス、避難所生活など生活環境の変化によるストレス、食生活の乱れ、治療中断等により、循環器疾患・糖尿病等の慢性疾患の病状悪化や新たな合併症が予測されるため、平時から体制を整備しておく外、災害発生時には病状の悪化や合併症の発生防止のための啓発を進めるとともに、相談・検診体制の強化を図る。 ① 平時からの体制の整備 ア 患者教育の実施（健康手帳等を活用して、病状や治療の経過、薬剤の種類や量、投与方法等を記録しておく。） イ 医療機関情報の把握・情報を提供する体制づくり ② 慢性疾患の悪化及び合併症の発症防止 ア 巡回健康相談の実施 イ 薬剤の確保や緊急時の対応、相談窓口の開設

第4 発災直後の対応

1 安否等の確認方法

要配慮者支援班は、事前に把握している避難行動要支援者に対し、自主防災組織、民生委員や関係団体等と協力し遺漏ないように安否確認を行うとともに、必要な場合は関係機関に協力を求め、救助活動や避難誘導を行う。

2 在宅者への配慮

自宅等で生活している者に対し、巡回し実態調査や相談に応じるなど心理的な支援や物資の確保等の必要な支援を行うものとする。

3 情報提供

要配慮者支援班は、避難行動要支援者に対して確実に情報を伝達するため、個々のニーズに応じた手段を用いて広報を実施する。

第5 避難所等での配慮

避難所での生活は次の事項に配慮する。

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ◆プライバシー及び暑さ寒さ対策等の環境整備 | ◆専用窓口を設置し、相談対応。 |
| ◆情報や物資の提供（様態に応じた食事や生活用品等の提供） | |
| ◆治療体制の確保（人工透析等の治療に必要な医療機関との連携） | |
| ◆バリアフリー等の機能を有した施設に使用 | ◆その他状況に応じた運営 |

第6 生活支援

次の事項に配慮し支援を行う。

生活必需品	◆おむつ ◆ポータブル便器等
食品・食事内容	◆粉ミルク ◆やわらかい食品 ◆アレルギーへの対応食品 等
ボランティア等の協力	◆手話通訳者 等
巡回戸別訪問指導	◆健康相談 ◆栄養相談
福祉サービスが必要な 独居高齢者や障害者	◆ケースワーカーの配置 ◆手話通訳者 ◆ホームヘルパーの派遣

第7 避難所巡回班の設置

避難所から災害対策本部に寄せられる要配慮者の要望に対応するため、市の保健師等で組織する巡回班を設置し支援にあたる。

第8 市外の宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- 1 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は対象施設等の広域的な確保に協力することとする。
- 2 要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとする。

第9 災害時における措置及び県、近隣市町村との協力体制

市は、隣接市町等の施設を避難所として利用する場合、県に対し次の事項を明らかにし要望する。

- | | | | |
|-----------|------------|--------|---------|
| 1 避難希望地域 | 2 避難を要する人員 | 3 避難期間 | 4 搬送の方法 |
| 5 その他必要事項 | | | |

第2節 外国人への情報伝達等

市は、外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。

1 外国人等の被災情報の把握

(1) 安否確認

県、県警察本部、市、外国人団体等は、相互に連絡し安否確認を行うものとする。

(2) 外国人への支援策

ボランティアの活用により可能な限り多言語により相談を行う。

① 外国人に対する日常の情報提供の体制づくり

② 災害時における情報伝達及び安否の確認

(3) その他の要配慮者

① 生活困窮者の相談業務

② 状況に応じたボランティアの確保・派遣

③ 法律相談窓口等の開設

第17章 災害情報の提供と相談活動

災害時に市民及び報道機関等に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と市民生活の安全、社会秩序の維持を図るための広報・計画を定める。

第1節 広報活動

第1 実施体制

災害時における広報活動は、広報班が行うものとする。ただし、災害の規模・状況によっては各所管部及び消防団等に協力を求め実施するものとする。

1 広報の方法

次に定める方法を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

交通・通信施設が利用できる場合	◆ 広報車、消防車等の利用 ◆ 広報紙、チラシ等の配布 (新聞折込、自治会配布、広報掲示板、避難所、公共施設等への掲示) ◆ 各避難所、地区連絡所等での広報掲示板の設置及び掲示 ◆ 公共情報コモンズによるテレビのデータ放送 ◆ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請 ◆ 電子メール・インターネット ◆ 必要に応じて、臨時災害放送局を設置
交通・通信施設が途絶した場合	◆ 消防無線（同報系） ◆ 防災行政無線により避難所、各地区連絡所に通報 ◆ オートバイ、自転車、徒歩等による周知 ◆ 自治会、自主防災組織等への連絡、チラシ配布、回覧等 ◆ サイレン、警鐘
そ の 他	◆ 直接住民から問い合わせに対する応対での伝達

2 広報の内容

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、本部会議の判断のもとに広報班を中心に実施する。

① 災害の概況	◆ 警戒宣言等の気象及び地象情報 ◆ 発生地域及び人的・物的被害の状況
② 避難に関する事項 (二次災害防止情報を含む)	◆ 発令者(実施責任者) ◆ 発令日時 ◆ 避難情報の種類(高齢者等避難、避難指示、警戒区域 等) ◆ 対象地域及び避難所の設置場所 ◆ 避難の時期・時間(速やかに避難してください 等) ◆ 避難の理由(余震、建物倒壊 等) ◆ 避難経路(道路の崩壊や危険な経路がある場合) ◆ 住民が行う避難時に実施すべき対策 (携行品、ブレーカーの切電、行き先の貼り紙 等)

第17章 災害情報の提供と相談活動 第1節 広報活動

③ 市民生活に必要なこと	◆ 安否情報に関すること ◆ 救護所の開設場所等の保健衛生等に関すること ◆ 自主防災組織に対する防災活動の要請 ◆ 生活必需品の支給等に関すること ◆ 被災者援護制度に関すること ◆ 被災相談所の開設に関すること ◆ その他必要な情報
④ 応急対策実施状況	◆ 交通機関、運輸、通信等の状況 ◆ ライフライン等の状況 ◆ 応急仮設住宅への入居募集に関すること

3 留意事項

広報の編集及び伝達等に関しては、特に留意する事項は次のとおりとする。

- (1) 市民が確実に理解できるように具体的で分かりやすく整理する。
- (2) 今後の動向（時間の経過に伴う危険性の拡大等）を検討し、被害防止に必要な事項を取りまとめる。
- (3) 統一化された正確な情報を伝達する。
- (4) 確実に伝達・周知できる方法を確保する。

4 広報の文例

《避難指示情報》

こちらは小野市（災害対策本部）です。○時○分に○○地区に避難指示を発令しました。○川の水位が上昇し、○○川が氾濫する水位に到達しました。速やかに避難してください。避難場所への避難が危険な場合は安全な場所か屋内の高いところに避難してください。

第2 報道機関への対応

広報班長は、報道機関に対し被害状況及び応急対策状況等について定期的に記者発表を行う。また必要に応じて随時発表するものとする。

【新聞報道関係連絡先一覧】

新聞社		所在地	電話番号
朝日新聞	西脇通信局	西脇市西脇 771-161	TEL 0795 - 22 - 2722 FAX 0795 - 23 - 4172
	姫路支局	姫路市総社本町 16	TEL 079 - 223 - 0434 FAX 079 - 224 - 0032
毎日新聞	西脇通信部	西脇市野村町 492-2-203	TEL 0795 - 22 - 3388 FAX 0795 - 23 - 6554
	姫路支局	姫路市三左衛門堀東の町 102	TEL 079 - 282 - 1221 FAX 079 - 288 - 2330
読売新聞	西脇通信部	小野市小田町 1911-58	TEL 0794 - 67 - 2526 FAX 0794 - 67 - 2527
	姫路支局	姫路市豊沢町 135 (大同生命ビル 2 F)	TEL 079 - 222 - 2431 FAX 079 - 222 - 5010

第17章 災害情報の提供と相談活動 第1節 広報活動

神戸新聞	小野支局	小野市王子町 22-1 ニーズハイツ王子 403	TEL 0794 - 63 - 2345 FAX 0794 - 63 - 2904
	北播総局	加東市社 1386-8	TEL 0795 - 42 - 5656 FAX 0795 - 42 - 4112
産経新聞	姫路支局	姫路市綿町 1 1 9 (姫路不動産ビル)	TEL 079 - 224 - 5551 FAX 079 - 226 - 3191

第3 Lアラート

Lアラートにより、NHK神戸放送局及びサンテレビのデータ放送を通じ、避難指示等、避難所情報、災害関連イベント情報等を放送する。

第4 災害時における記録写真

報告、記録等に供する写真は広報班が担当し、消防本部及び各部の被害調査員が撮影した写真を収録するとともに、民間人が撮影した写真についても極力活用する。

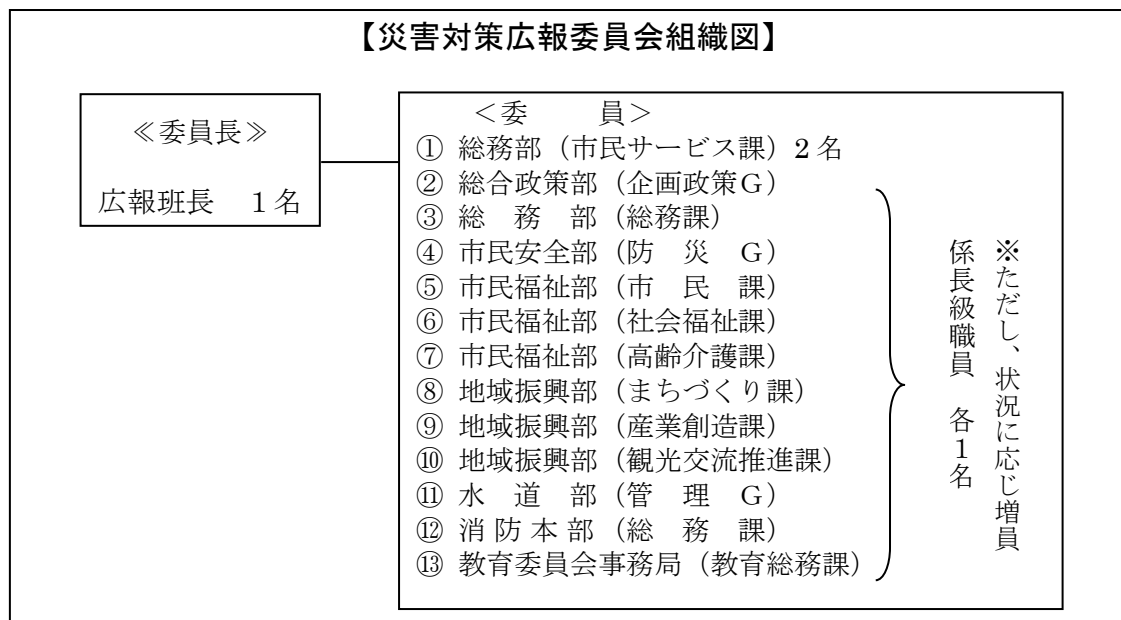
第5 庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。よって、災害対策本部の指示に従い、職員に対し適宜庁内広報ビラの発行及び庁内放送、ICT（庁内掲示板、庁内メール、携帯メール）により情報を配信する。

第6 災害対策広報委員会（初期の混乱期終了後）

1 広報体制

災害広報の編集にあたっては、次の15名をもって組織する災害対策広報委員会を設置する。

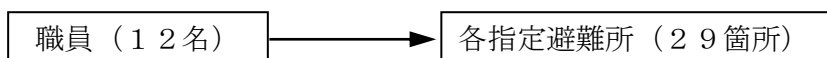


(1) 災害対策広報委員会の設置

- ① 本部室広報班長が統括する。
- ② 委員は、各部の情報を的確に把握し、原稿にまとめる。
- ③ 本部室広報班は、各部からの原稿を整理し、編集・印刷する。
- ④ 印刷した広報紙を速やかに配布する。

2 広報配布体制

- (1) 各避難所に必要部数を梱包し、職員（災害対策広報委員以外）がそれぞれ避難所に配布する。
- (2) 市内を6ブロックに分け、最短経路を設定し配布する。



※広報車配布経路（6班各2名）

班	地 区
1	小野地区（9箇所）
2	河合地区（5箇所）
3	来住地区（3箇所）
4	市場地区（4箇所）
5	大部地区（5箇所）
6	下東条地区（3箇所）

- (3) 自治会機能が維持されている地域及び災害の復旧により自治会機能が回復した場合には、通常の広報紙と同様自治会に依頼して配布する。

第2節 各種相談の実施

大規模災害時に人心の動揺、混乱に対する社会不安のおそれがあるため、被災者の問合せや生活相談等の広聴活動について定める。

1 実施体制

実 施 業 務	実 施 担 当
① 市民からの通報や問合せ対応	広報班（災害相談窓口を庁舎内に設置）
② 安否に関する問合せ対応	総務班（安否情報係を設置し、専属的に業務にあたる。）

※ この窓口には、専用電話、ファックスなどの有効手段を設置するとともに、各班から必要な人員を常時配置して対応するものとする。

大規模災害時には、被災者に対する災害支援に係る手続きについても、災害総合窓口を設置し、業務を一元化する。

2 相談業務の総合管理

広報班は、問合せや要望などの情報を総括管理する。

要望については、直ちに各班に対応依頼を行い、併せて依頼内容について防災班に報告する。

3 相談窓口の広報

広報班は、庁舎内に相談窓口を設置した場合には、広報誌や情報収集班によるＩＣＴ（情報通信技術）への情報提供等を通じ広報する。

4 安否情報

大規模災害が発生した場合には、被災した家族や親戚等の安否確認をするため、市内外から多数の問合せが一時的に殺到することが予想されるため、総務班は広報班と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認の受付体制を整備する。

5 安否情報の範囲

(1) 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この時期に安否情報として取り扱うものは警察等の検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

ただし、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録等にかかわらず、当市域で行方不明になったものについて、警察等を通じ収集に努めるものとする。

(2) 一定時間経過後

発災初期の混乱期が収束すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取り扱う。

- ① 死亡者
- ② 行方不明者
- ③ 避難施設等の避難者
- ④ 病院収容者

第3節 災害放送の要請

1 災害時における放送要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、次に掲げる事項を明らかにしたうえで知事を通じて行うこととする。

1 放送要請の理由	2 放送事項	3 放送希望日等	4 その他
-----------	--------	----------	-------

2 放送事業者との連携強化

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。

【テレビ、ラジオ報道関係連絡先一覧】

テレビ・ラジオ局	所在地	電話番号
NHK神戸放送局放送部	神戸市中央区中山通 2丁目24-7	TEL 078-252-5100 FAX 078-252-5110
毎日放送報道局 ニュースセンター	大阪市北区茶屋町17-1	TEL 06-6359-3555 FAX 06-6359-3559
毎日放送ラジオ局報道部		TEL 06-6359-3527 FAX 06-6359-3528
朝日放送報道情報局 ニュースセンター	大阪市福島区福島1丁目1-30	TEL 06-6457-5321 FAX 06-6458-1241
関西テレビ報道局報道部	大阪市北区扇町2丁目1-7	TEL 06-6314-8808 FAX 06-6314-8826
読売テレビ報道情報センター	大阪市中央区城見2-2-23	TEL 06-6947-2365 FAX 06-6942-7734
サンテレビ報道部	神戸市中央区港島中町 6-9-1	TEL 078-360-0343 FAX 078-360-0341
ラジオ関西 報道事業制作部	神戸市中央区 東川崎町1丁目5-7	TEL 078-362-7380 FAX 078-362-7403
Kiss FM KOBE 編成局編成部	神戸市中央区波止場町5-4	TEL 078-322-1003 FAX 078-322-1008

第18章 廃棄物対策の実施

災害時には、家屋の崩壊、火災及び浸水等によってゴミ等の災害廃棄物が大量に排出され、また、下水道施設の損壊や処理施設の損壊による処理能力の低下が予想され、倒壊家屋、焼失家屋及び浸水家屋等にあるし尿や避難所のし尿の処理需要が発生する。

このため、災害廃棄物等の処理について、広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うための計画を定める。

第1節 ガレキ・ごみ処理対策の実施

1 実施体制

災害時における廃棄物の収集処理及び清掃は、環境業務班が実施する。

なお、市のみにおいて収集困難な場合は、一般廃棄物処理運搬業者の応援を得るほか、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等により、県へ応援を要請する。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

水害の場合の廃棄物処理体制の詳細は、別に定めるとおりとする。

廃棄物のうちアスベスト、毒劇物等有害物質の処理については、健康被害及び環境被害に十分に配慮し、周辺住民への周知を行うとともに、処理業者等に対し、十分な安全対策をとるよう指導するものとする。

2 収集方法

市は被災地域、被害状況に応じて、収集、搬出計画を被災後早急に決定し住民に周知する。

- (1) 地域等で協力し、処理施設等へ自主搬入する。
- (2) 地域で一時集積場所を設け、重点的に収集、搬出する。

3 搬出及び処理等の方法

- (1) 被災避難者は、ごみの搬出抑制及び自己処理に努めるとともに、搬出にあたっては、可燃、不燃、粗大、家電4品目、パソコン、畳等、適切な分別を行い、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

- (2) 収集したごみは、小野加東加西環境施設事務組合及び小野市一般廃棄物最終処分場の施設において処理する。

ただし、処理場が被害を受け処理が不能になった場合または処理能力を超えた場合は、市有地等で仮置きする。

- (3) ガレキ、廃材等の処理

木くずは、小野加東加西環境施設事務組合において処理するほか、市の公園等仮置場に集積する。また、状況に応じて、民間業者及び近隣市町等に焼却処分を要請する。コンクリート等は選別して市の施設及び大阪湾広域臨海環境整備センターに運搬し、処理するとともに近隣市町及び民間業者に処分を要請する。

また、ガレキ、廃材等について小野加東加西環境施設事務組合及び小野市一般廃棄物最終処分場の処理能力を超える排出量は、暫定的に公園等の公共用地に仮置場を設けて一時保管するほか、必要に応じて民有地の借上げを行う。

4 仮置場の配置

- | |
|-----------------|
| ① 小野市万勝寺ストックヤード |
| ② 浄谷野球場 |

5 現有収集・処理能力等

(1) 処理能力

施設名	処理能力
ごみ焼却処理施設	110t／16h
粗大ごみ処理施設	35t／5h

(2) ごみ運搬車11台・重機3台

塵芥車	7台(4トン車5台、2トン車2台)
ダンプカー	1台(2トン車1台)
クレーン車	1台(4トン車1台)
軽トラック	1台
貨物車	1台(1トン車1台)
パワーショベル	2台(0.8m ³ 1台、0.09m ³ 1台)
ホイールローダー	1台(0.5m ³)

(3) 人員 17人

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

事業者名	所在地	電話番号
(株)巴山環境	小野市日吉町570-65	63 - 2910
(有)江金商店	〃 本町一丁目214-2	62 - 2049
(株)あさひ企画	〃 三和町879-2	66 - 2202

6 広 報

廃棄物の搬出、収集処理について、市から自治会長に電話、文書等により連絡、町区長（自治会長）から被災者に口頭、文章回覧等により情報を提供する。

第2節 し尿処理の実施

1 収集方法

被災地域の状況に応じて市の許可業者と緊密な連絡をとり、避難所など被害集中地区を重点に収集するほか、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等により、県へ応援を要請する。

2 処理等の方法

- (1) 被災避難者は必要に応じて避難所等に公共下水道（農業集落排水）直結型仮設トイレを設置し、処理する。また、非被災家屋についても汲み取り式以外は、同様の対応をとるよう指導する。
- (2) 収集したし尿は、北播衛生センターの施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等により、県へ応援を要請するほか、兵庫県下水道公社を通じて加古川上流流域下水道施設への投入を行う。

3 現有収集・処理能力等

処理能力	209kl／24h（北播衛生事務組合 南部衛生公園）
し尿収集車	—
人 員	—

【浄化槽清掃許可業者一覧】

事業者名	所在地	電話番号
(株)あさひ企画	小野市三和町879-2	0794 - 66 - 2202
新北播企業（株）	西脇市郷瀬町398-1	0795 - 22 - 5731
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒9-1	0790 - 42 - 4131
(株)大 洋	姫路市山吹二丁目11番12号	0792 - 97 - 5411
兵神浄化（有）	神戸市中央区脇浜町2-10-14	078 - 242 - 5345

4 下水道直結型仮設簡易トイレの設置

被災状況により、被災地区の収容避難所等の人員に応じて公共下水道（農業集落排水）直結型仮設簡易トイレを設置する。なお、状況により、汲取り式仮設トイレを設置する。

設置場所

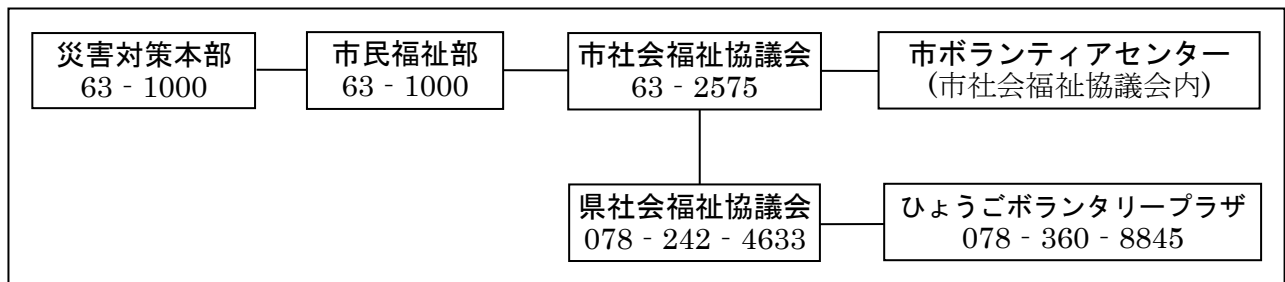
小野市役所	10基
大池総合公園（テニスコート北駐輪場）	10基
小野希望の丘陸上競技場	10基

第19章 ボランティアの派遣・受入れ

1 ボランティアの確保

本部長は災害状況等により要員に不足が生ずると判断したときは、予め協定を締結している災害関係団体や、ボランティアとして登録している民間団体又は個人に対し、救援活動への協力を要請する。また、自主的ボランティアの申出に対しては、専門分野別に登録を受け、関係部局から依頼を行うものとする。

【ボランティア団体との連絡網】



(1) 福祉ボランティア

市社会福祉協議会を通じてボランティアの募集を行い、要配慮者に対する救援活動を要請する。

(2) 専門的技能ボランティア

救援活動において、次の専門的分野のボランティア要請があったときは、活動内容に基づいて、関係団体又は報道機関等を通じボランティアの募集を行うものとする。

◆医療 ◆土木、建築 ◆外国語 ◆輸送 ◆情報通信 等

(3) 災害救援専門ボランティア

県が管理運営する「災害救援専門ボランティア」の派遣要請を県に対して行う。

2 ボランティアの受入れ体制及び派遣先の決定と自主防災組織との調整

ボランティアの受入れは、市民福祉部の指示により市社会福祉協議会及びボランティアセンターが受付窓口となり、各部局と調整のうえ、派遣の決定を行なうものとする。また、ボランティアと地域の自主防災組織の調整を行い、連携の円滑化を図る。

3 ボランティアの活動内容

活動項目	活 動 内 容 等
炊き出し (食料供給)	① 炊き出し拠点施設、避難所等 ② 炊き出しのための物資の調達、必要数量の把握
救援物資の 搬 送	① 救援物資集積場、避難所、公共施設での市民や他市からの物資の受け入れ及び搬入作業 ② 物資の数量、品目種類等の整理、把握 ③ 必要物資・数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配付
救援物資の	① 救援物資集積場を中心とした配送、地区拠点から避難所等への配送

第19章 ボランティアの派遣・受入れ

仕分け	② 輸送手段、要員等の計画・確保
義援金活動	① 義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ・取り組み
避難所の 運営・支援	① 指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 ② 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ③ 避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ④ 問い合わせ等への対応
救護所の 運 営	① 避難所及び予め指定した場所、緊急的に設営した施設等での活動 ② 医療関係者への協力、医療物資の搬送、調達、管理
医療・治療	① 救護所開設、避難所回診等、負傷者の介護・支援 ② 救護所・避難所での負傷者等の治療、高齢者等の健康チェック ③ 在宅者（負傷者・高齢者等）への対応・健康チェック ④ 医療機関等への支援、その他医療相談への対応
介助・支援	① 避難所・救護所等での負傷者、被災者、高齢者及び障害者等の介助 ② その他負傷者・高齢者・要援護者等に対する介助活動、健康チェック、相談への対応 ③ 要援護者の避難生活支援・介助、要援護者の自立のための支援 ④ 在宅居住被災者への支援
被災者の 受け入れ	高齢者・要援護者等で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象（施設・個人）
情報伝達 ・広報	避難所内及び災害発生地域での被害者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙配付等
情報収集 (調査活動)	① 被害実態、不足品調査、その他緊急に必要な措置、物資等の調査、災害発生地域 ② 避難所内及び災害発生地域での被災者情報・避難所情報等の収集及び災害本部への連絡

4 ボランティア活動対策室の設置

災害時、市民福祉部の指示に基づきボランティアリーダーが中心となった「ボランティア活動対策室」を設置し、活動の調整・指導を行うものとする。

ボランティア活動対策室は、活動分野別にボランティアを指示・統括できるリーダーを、活動者の中から選任する。

また、ボランティアに対しては、認定証及び、腕章等を発行するとともに、活動を記録する。

第20章 ライフライン応急対策の実施

第1節 上・下水道施設

「第13章 上・下水道対策及び飲料水の供給 第3節 応急復旧工事」によるものとする。

第2節 電気通信施設（西日本電信電話(株)兵庫支店）

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話(株)が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

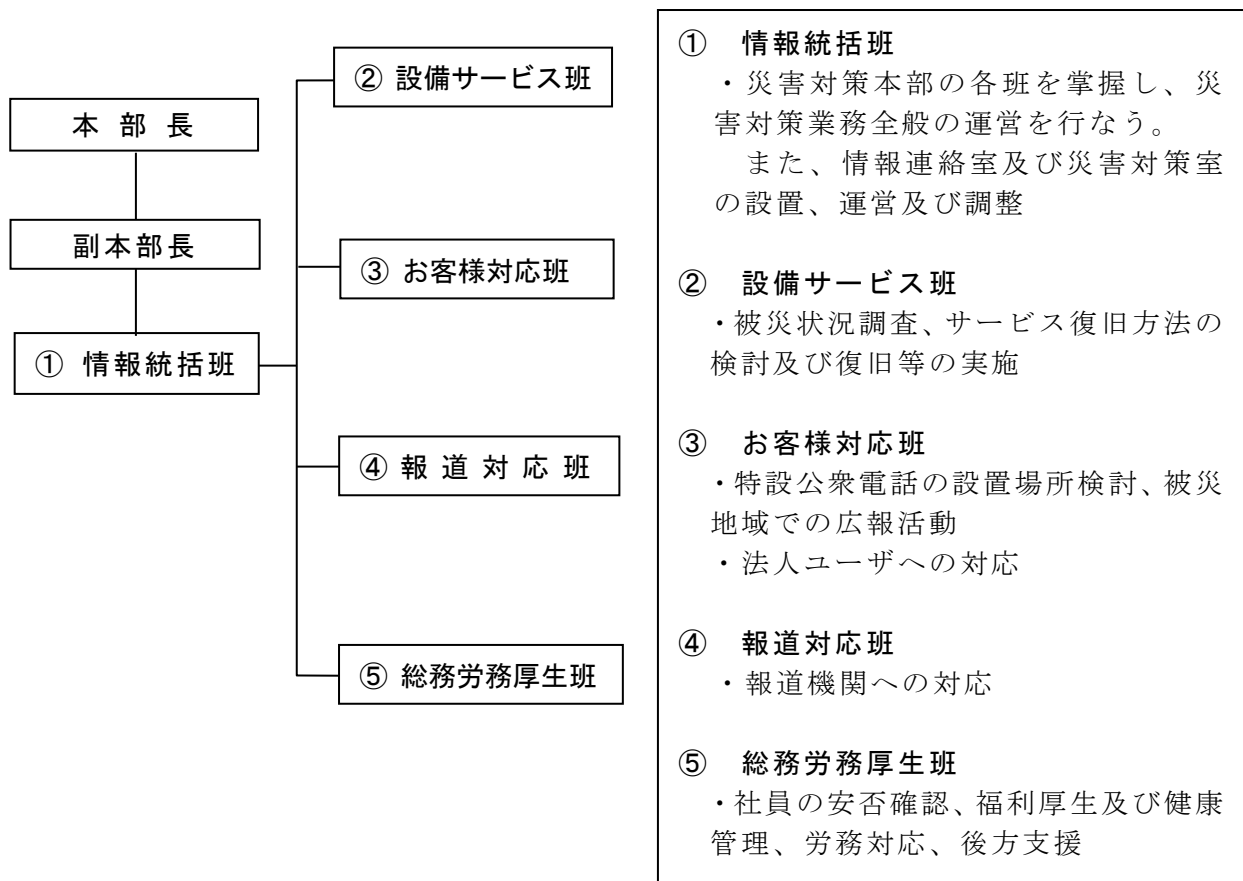
1 電気通信設備の担当機関

機関名	所在地	連絡電話
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	災害対策室 TEL 078 - 393 - 9440 FAX 078 - 326 - 7363

2 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害対策及び災害復旧を実施する。

【災害対策本部の組織及び所掌事項】



3 応急復旧

(1) 通信の混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地域公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する切替装置、伝送路切替措置等の実施
- ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑥ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し他の通信に優先して取扱う。
- ③ 臨時営業窓口を開設する。
- ④ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- ⑤ 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- ⑥ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- ⑦ 「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認

災害時において、被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を確立する。

ア 提供の開始

- (ア) 地震、噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合に開始する。
- (イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

第20章 ライフライン応急対策の実施 第2節 電気通信施設

a 災害用伝言ダイヤル（171）

伝言の条件	◇ 伝言録音時間…… 1 伝言あたり 30 秒以内
	◇ 伝言保存期間……録音してから 2 日間（48 時間）
	◇ 伝言蓄積数………電話番号あたり 1 ～ 1 0 伝言（提供時にお知らせいたします。）
	◇ ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。
伝言通知容量	約 800 万件
提供時の通知方法	◇ テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。 ◇ 電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（web171）を利用していただきたい旨の案内」を流す。 ◇ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。 ◇ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらう。
提供開始日	平成 1 0 年 3 月 3 1 日

b 災害用伝言板（web171）

接続の条件	◇ インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンから伝言の登録が可能
	◇ アクセスURL…http://www.web171.jp
	◇ 1 件あたり 1 0 0 文字まで入力可能
	◇ 2 0 件まで（2 0 件をこえる場合は古い伝言が削除され、新しい伝言が保存されます。）
	◇ 伝言保存期間…最大で 6 ヶ月

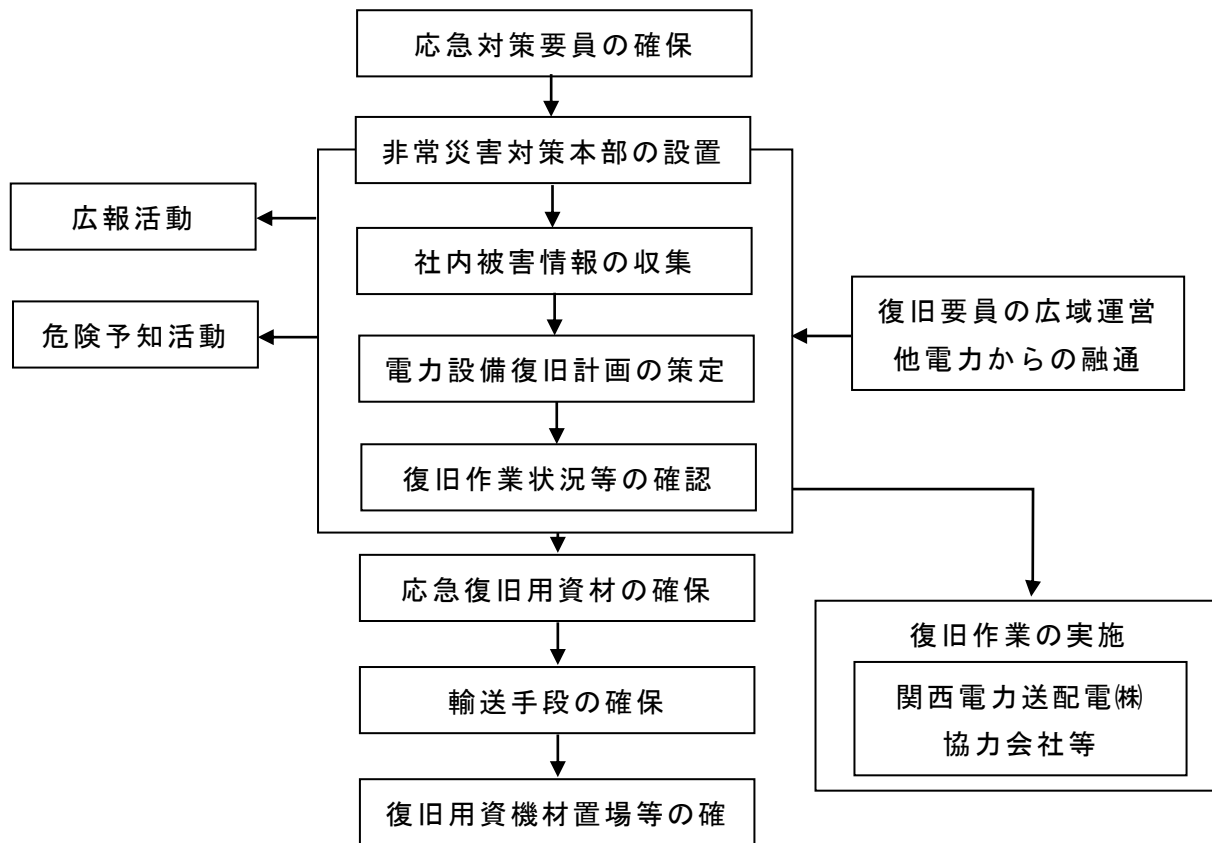
(5) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び、重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた適切な措置により回線の復旧を図る。

第3節 電力の確保（関西電力送配電(株) 社配電営業所）

災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。

第1 応急対策の流れ



1 応急対策要員の確保

社内のみならず協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な人事を確保する。

2 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合は、非常災害に関する復旧を推進するために、社営業所非常災害対策本部を設置する。また、小野市災害対策本部と効率的な連携協力を行う。

3 被害状況の把握

電力施設の被害状況を把握する。

4 危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

5 応急復旧用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

6 輸送手段の確保

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負業者の車両、舟艇等により行う。

7 復旧用資機材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、小野市災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

8 電力設備復旧作業

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘定して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する。

9 被害状況等の広報

電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

10 他電力会社からの融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、電力の緊急融通を行う。

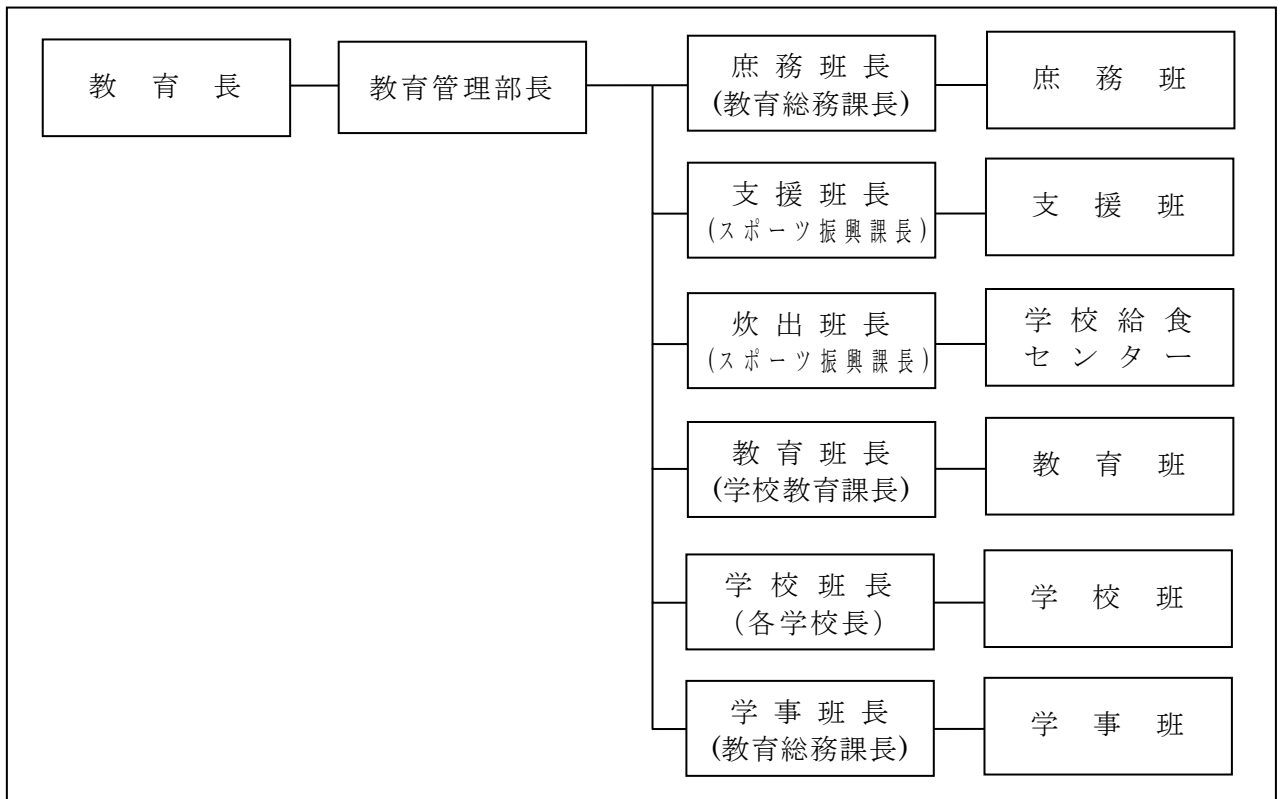
第21章 教育対策の実施

災害により教育施設や児童・生徒が被災し、通常の実施を行えないなど、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るための計画を定める。

1 実施体制

応急教育対策の実施は、小野市教育委員会事務局を中心に、県教育委員会やPTA等の教育関係団体の応援協力のもと実施する。

実施の責任者は、教育長とし、補佐及び代行は教育管理部長とする。



2 教育委員会災害対策会議の開催

教育委員会災害対策会議は、教育長、各部長及び各班長並びに連絡会メンバーで構成し、被災状況調査の結果報告に基づき応急対策等について協議する。

3 被災状況調査の実施

応急対策等の方針を決定するために、次の項目について速やかに被災状況を収集し、災害対策本部及び教育委員会災害対策会議に報告する。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) 社会教育施設の被害状況
- (3) 教職員の被災状況
- (4) 児童・生徒の被災状況
- (5) 応急措置を必要とする事項

第21章 教育対策の実施

4 教育施設の応急復旧対策

学校施設の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

なお、学校施設以外の教育施設の被災については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとるとともに、市民の利用に供する施設について使用上の危険がある場合は、一時使用を禁止する。

(1) 校舎の応急復旧

軽易な校舎の被害については速やかに応急修理を行い、教室に不足を生じたときは、特別教室を転用する等の措置を取り、通学の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できるよう措置するものとする。

また、被害がひどく応急修理では使用に耐えないと判断したときは、一時学校を閉鎖する。

(2) 運動場の応急復旧

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧するものとする。

(3) 備品関係の応急復旧

破損又は冠水等によって使用不能となった児童・生徒用机、椅子の補充は被災していない市内の近隣小・中学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。

(4) 学校施設の緊急使用

災害応急対策において避難者の収容又は災害対策関係施設の設置等で講堂又は体育館等を使用するときは、施設の被害程度を考え、災害対策本部及び防災関係施設と協議のうえ措置する。

5 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じ、教育の実施場所、実施方法及び児童・生徒等への連絡方法などを検討のうえ、教育班において事態に即応した措置をとる。

(1) 学校施設の確保

学校施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通学路の遮断等により通常の授業を行い得ないときは、被害等のない最寄りの学校又は隣保館等の公共施設において授業を行う等の措置をとる。

(2) 教職員の確保

応急教育を実施するに当たり、必要な教職員の確保を行う。

災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会と協議のうえ、次の方法により教職員を確保する。

① 教育班は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成を検討し、執務等を指示する。

② 教員免許状所有者で現職でない者の一覧表を教育班に備え、状況によって随時派遣するものとする。

(3) 応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧状況、教職員、児童・生徒及びその家族の被災程度並びに交通機関、道路等の復旧状態等を考慮し、次の方法により行う。

第21章 教育対策の実施

ただし、応急教育の実施が困難な場合は、臨時休校とする。

- | | | | |
|--------|-----------|--------|--------|
| ① 自宅学習 | ② 短縮授業 | ③ 二部授業 | ④ 分散授業 |
| ⑤ 複式授業 | ⑥ 上記の併用授業 | | |

6 教材及び学用品等の給与

(1) 給与の対象

教材及び学用品等の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により教材及び学用品等を失い、若しくは損傷して就学上支障のある児童・生徒に対して行う。

(2) 給与の範囲

被害の程度及び実情に照らし、次の品目の範囲内で現物をもって行う。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

文房具の支給は、各学校が損失状況を把握したうえで、取次店に発注して行う。

7 就学援助等

(1) 学校納付金等の減免

罹災した児童・生徒及び園児に対する保育料等の減額、免除等については、被害の程度及び実情に応じて決定する。

(2) 就学援助

教育班は、学校長から就学援助を必要とする児童・生徒の報告があった場合は、被害の程度及び実情に応じて就学援助を行う。

8 学校給食

災害発生時における学校給食は、特に衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理等を十分に行ったうえで実施する。

なお、次の場合には、児童・生徒に対する給食を一時中止する。

- (1) 学校給食施設が被災住民のための炊き出し用として使用される場合
- (2) 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- (3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合

9 学校の措置

各学校は、学校安全計画に基づき児童・生徒の安全対策を実施するとともに、当該学校施設に避難所が開設された場合は、避難所の設置、運営に関して当該施設の管理者及び教育部、要配慮者支援・避難所運営班に協力、支援を行う。

第22章 警備対策の実施

大規模な災害が発生した際には、さまざまな社会的混乱及び道路交通を中心とした交通混乱の発生が予想される。このため、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等を目的とした警備活動体制について定める。

1 災害警備

(1) 市の役割

情報不足により発生する民心の不安、デマの発生、詐欺等の各種犯罪を防止するため、適切な情報の提供を兵庫県小野警察署と十分連携して行う。また、必要に応じて各種広報媒体で情報提供を行う。

提供情報の内容は、道路の損壊状況、解体工事及び家屋補修の業者費用、義援金の募集团体名、生活必需品の在庫、流通、デマ、詐欺、盗難の発生状況その他とする。

(2) 所轄警察署の役割

小野警察署における「災害警備計画」による。

2 治安対策

治安対策のため、各自治会の自主防災組織に防犯を担当する班を設け、防犯協会等防犯組織及び警察と連携し、防犯パトロールを実施するとともに生活の安全に関する情報の提供等を行い、安全確保に努める。

第23章 市管理施設の応急対策の実施

1 建築物等の応急対策

市が管理する施設等の応急対策計画については、次のとおりそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

(1) 各施設が共通して定める事項

- ① 風水害応急対策を実施する組織の確立
- ② 消防、水防等の事前措置
- ③ 風水害情報等の施設利用者への伝達
- ④ 避難誘導等利用者の安全確保措置
- ⑤ 応急救護
- ⑥ 施設並びに設備の整備及び点検

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

① 病 院	・ 警戒宣言発令時の診療方針
② 学 校	・ 園児、児童及び生徒の保護者への引渡し方法 ・ 地域住民の避難所となる施設についての受入れ方法等

2 土木施設の応急対策

道路、橋梁、河川、上下水道等の土木施設が風水害により被害を受けた場合には、大きな混乱の原因となり応急対策上重要な障害となる。従って、危険箇所及び被害状況の把握を迅速に行い、直ちに応急復旧対策が行えるよう活動体制の確立、職員の動員、資機材の確保、関係機関への連絡体制などについて施設管理者が定めるものとする。

第24章 労務者の雇用

災害発生時に災害対策本部の各部等が災害応急対策を迅速・的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労働力を確保することを目的として定める。

1 実施担当機関

災害応急対策の実施に必要な要員の確保は、総務班で行う。ただし、総務班の要員確保を待ついとまがない場合は、各部により行う。

2 労務者雇用可能者数

西脇公共職業安定所等を通じて雇用可能人数の把握を行うとともに、必要な人員の確保に務める。

3 労務者等の雇用の範囲

救助に万全を期するため、次の範囲で救助の実施に必要な労務者を雇用する。

種 類	内 容
り災者の避難	災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇用する労務者
医療における移送	① 要配慮者支援・避難所運営班によることができない場合において、患者を病院、診療所等へ運ぶための労務者 ② 市民病院部に属する医師、助産婦、看護師等の移動のための労務者 ③ 患者を自宅に移送するための労務者
り災者の救出	① り災者の救出に必要な労務者 ② 救出に要する機械、器具、その他資材を操作し、又は後始末を行うための労務者
飲料水の供給	① 飲料水を供給するための労務者 ② 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要する労務者 ③ 飲料水の浄化のための医療品の配布に要する労務者
救助用物資の整理 (義援金等を含む)	① 救助用物資の種類別、地区別区分、整理、保管等の一切に係る労務者 ② 救助用物資の送達のための荷物の積み降ろし、上乗り、運搬等に係る労務者 ③ 救助用物資のり災者への配布に係る労務者
そ の 他	以上のほか、り災者の捜索、埋葬、炊き出し、その他災害に伴う土木作業・清掃作業等に必要な労務者

4 雇用の条件・方法

災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務者を雇用する場合は、その目的、種類ごとに必要最小限度の人員とする。

- (1) 労務者の雇用は、防災班又は各部長が現地において直接雇用するか、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 前記による労務者の確保が困難なときは、本部長に雇用条件を示して要請する。

第24章 労務者の雇用

- (3) 前記要請があったとき、本部長は兵庫県災害対策本部及び公共職業安定所に対し、下記事項を明示して、電話連絡か求人票により労務者の雇用を依頼する。

ア 求人事業所名	イ 就労場所	ウ 作業内容	エ 賃金	オ 所要人員
カ 就労時間、期間	キ その他参考事項			

5 労務者の雇用期間

労務者の雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

ただし、県知事の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

6 労務者の賃金

雇用する労務者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

7 費用の負担区分

- (1) 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）……県負担
- (2) その他の場合……市負担

8 作成帳簿等

- (1) 雇用・賃金台帳
- (2) 支払関係書類

9 応援要請

本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、又奉仕団体の動員並びに労務者の雇用が不可能なときは、次の応援要請事項を示して県本部長へ要請する。

【応援要請事項】

ア 応援を必要とする理由	イ 従事場所	ウ 作業内容	エ 所要人員
オ 従事期間	カ 集合場所	キ その他参考事項	

第25章 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止対策を講じるものとする。

また、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるために応急危険度判定を地震発生後の被害状況に基づき、必要性の検討を行うものとする。

第1 土木施設の応急対策

1 被害状況調査の実施

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生直後から現地調査等を行い、被災状況を的確に把握する。

2 応急復旧工事の実施

被災箇所については、災害の拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施する。

3 二次災害に対する警戒

- ① 二次災害の発生時期や対策検討等の判断資料とするため、降雨の継続的な監視を行う。
- ② 河川の流量、水位等について、継続監視を行う。
- ③ がけ地、道路等において二次災害が予想される箇所については、必要に応じ、調査機器等を設置し、地盤状況や地下水位等の監視を継続して行う。

4 二次災害防止対策

二次災害が予想される場合は、関係機関と十分調整の上、適切な防止対策を実施する。

第2 農林施設の応急対策

二次災害を未然に防止するためパトロール、現地指導、連絡体制の強化など、監視体制を強化する。土砂災害等の危険箇所については、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図るものとする。

- 1 付近に人家、道路等公共施設があるため池や貯水量・堤高・流域からみて、特に警戒を要するため池を重点的に巡回点検する。
- 2 ため池の貯水位上昇により、堤体被害箇所からの危険な漏水がないか、ため池堤体に異常の兆候がないか等、貯水時の安全性を確認する。
- 3 ため池の取水施設や堤体等の構造物にひび割れ亀裂や損傷が生じている場合、被害箇所の動向も把握する。
- 4 降雨直後に点検、動向調査を行うこととするが、個人、ため池管理者等からの通報に対しても、その都度対応するものとする。

第3 建築物の応急危険度判定活動

災害発生後の概況被害状況に基づき、市内建築物の応急危険度判定の必要性を検討し、必要があると判断したときは、兵庫県に対し、広域応援によって応急判定が可能な建築技術者等の派遣を要請する。

- 1 応急判定士の派遣要請をした後は、速やかに判定区域地図の準備、判定区域の割当て等を行う。
- 2 被災者等へは、判定作業の予定、判定結果に対する注意事項など、建築物危険度判定作業に関する広報活動を実施する。この場合、応急危険度判定は、り災証明書の発行のために実施するものではなく、余震等による二次災害の発生に備えるものであることを徹底する。
- 3 判定作業は、応急危険度判定実施マニュアルに基づいて実施する。
- 4 応急危険度判定実施マニュアルは、「兵庫県災害救助専門ボランティア制度」の応急危険度判定士認定講習会に使用するマニュアルに準ずるものとする。

第4編 災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

1 市の対応措置

(1) 物資物価対策

- ① 災害対策本部設置後、直ちに防災班は物資物価動向の掌握体制に入る。
- ② 実施事項
 - ア 生活物資の価格、需要動向の掌握
 - イ 調査員、消費モニターの協力要請

2 広報による混乱防止対策

- (1) 市長は、警察情報等により、各種の混乱が生ずる恐れがあると認めたとき、または混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。
- (2) 混乱状況に応じ、関係機関と連携して生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

第2章 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地速やかな復興に資することを目的とする。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
(2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村の区域に係る当該自然災害
(3) 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県の区域に係る当該自然災害
(4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
(5) (4)～(5)に規定する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域にあつて、(1)～(3)までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
(6) (3)～(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

2 制度の対象となる被災世帯

(1) 住宅が「全壊」した世帯
(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
(5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当者欄の金額の3／4の額）

区分（支給世帯）	①基礎支援金住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金住宅の再建方法に応じて支給
(1)、(2)、(3) 世帯	100万円	建設・購入 200万円
(4) 世帯	50万円	補修 100万円 賃借 50万円
(5) 世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

※単身世帯は上記支給額の3/4。申請期間は、自然災害発生から①が13ヶ月、②が37ヶ月

第2章 被災者生活再建支援法

4 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ① 基礎支援金：り災証明書、住民票 等
② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (申請期間) ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内
② 加算支援金：災害発生日から37月以内

5 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
《参考》

災害救助法施行令 別表第1（第1号関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2（第2号関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

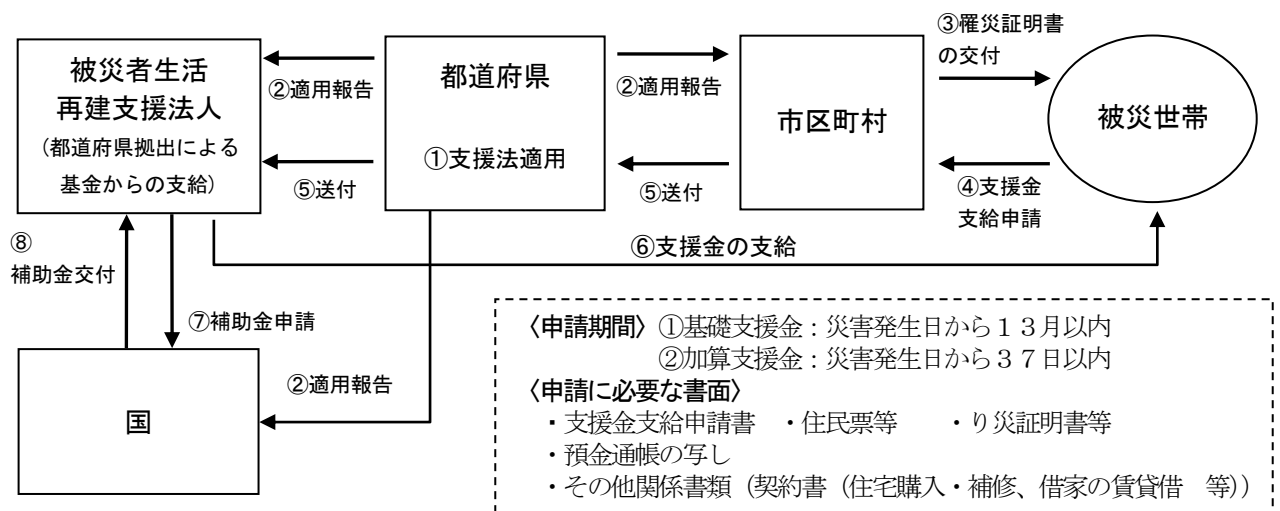
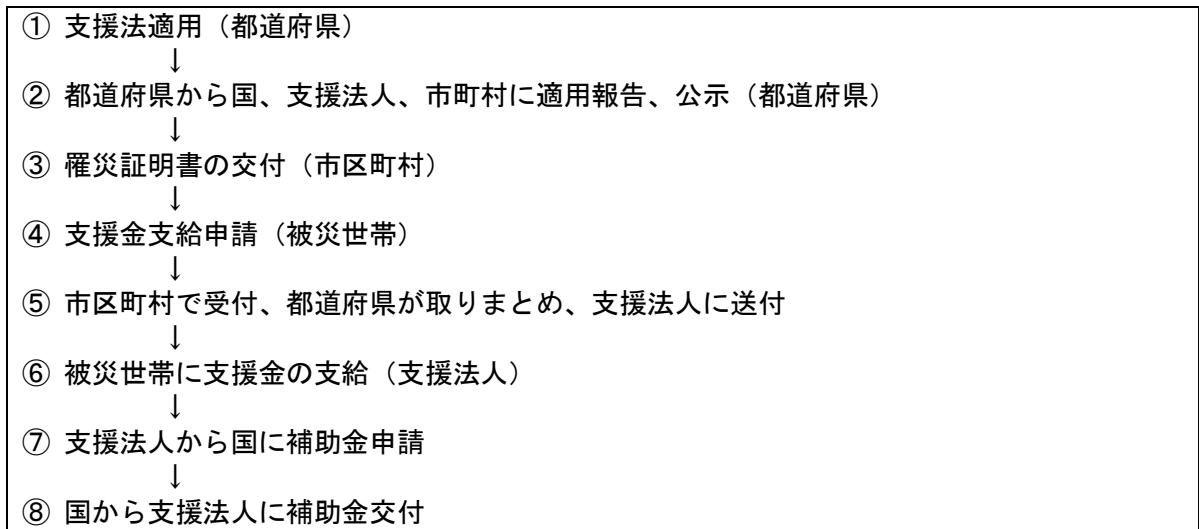
※住家で滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる。

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置があり（合併した年と続く5年間の特例措置）

第2章 被災者生活再建支援法

6 支援金支給までの手続き



7 被害家屋等の認定

災害により損壊を受けた家屋等の損壊の認定を行い、その程度を判定する。

(1) 実施体制

応援班（税務課）を中心とした班編成（2人1組）を行い、被害家屋の調査を実施する。

なお、災害の規模により短期間での調査が不可能である場合には、必要に応じて家屋調査経験者に応援を求めるものとする。

(2) 損壊家屋等の事前把握

家屋の損壊が発生した場合は、総務部から各区長（自治会長）を通じて地域内での被害状況を求め、被害件数等を把握することとする。

(3) 損壊の認定

① 期 間	災害発生後、約1カ月間を目途に完了を目指す。
② 基 準	罹災証明に係る家屋被害認定については、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日府結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知平成13年6月28日改正）において示された家屋の被害認定の統一基準を基に行う。ただし、大規模災害、第2次調査等の場合は、建築士等の専門知識を有する者の応援による調査に基づき、認定を行う。

第2章 被災者生活再建支援法

8 被害程度の認定基準表

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明	当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	重症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
	全壊（全焼）	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
	床上浸水	全壊、半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
	非住家被害	住家以外の建物で、全壊・半壊の被害を受けたもの なお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
その他の被害	公共建物	庁舎、公民館、公立保育所などの公用又は公共の用に供する建物
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建物
	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作不能となったもの
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの
	橋梁	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数
	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数

第2章 被災者生活再建支援法

	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯 例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う
り災者		り災世帯の構成員
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設など
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道施設
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設で、庁舎、公民館の公用又は公共の用に供する施設
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
その他	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
商工被害		建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

9 り災証明書の発給

応援班（税務課）は住宅等の被害状況を迅速かつ適正に把握し、速やかに住宅の被害程度を認定し、被災者にり災証明を交付するものとする。

(1) り災調査票の作成

応援班は、被害調査をもとに、り災調査票を作成する。

(2) 発給事務

応援班は、り災者に対し、り災証明書を発給する。

第3章 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧計画については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害の発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して必要な施設の改良等を行うものとする。また、復旧に際しては被害の状況に応じ、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施するものとし、復旧事業の種類は次のとおりである。

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川災害復旧事業計画
 - ② 砂防設備復旧事業計画
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業計画
 - ⑦ 下水道施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

- (1) 大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助法等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりである。
 - ① 激甚災害に関する調査
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。
 - ② 特別財政援助額の交付手続き
市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

第3章 災害復旧事業の実施

3 災害弔慰金及び災害見舞金等の支給並びに災害援護資金の貸付け

(1) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け

市長は「小野市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

なお、適用基準及び金額等は表1のとおりである。

小野市災害弔慰金の支給等に関する条例の概要（表1）

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付の制限	貸付の条件																										
災害弔慰金	(1) 小野市内において、住家の滅失した世帯の数が5以上である災害 (2) 兵庫県下において、災害救助法により救助が行われた災害 (3) (1)及び(2)と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、厚生大臣が別に定める災害	当該災害により死亡（災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む）した市民の遺族 <table><tr><th>区 分</th><th>限度額</th></tr><tr><td>死亡者が、死亡時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td><td>万円／人 500</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>250</td></tr></table>	区 分	限度額	死亡者が、死亡時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	万円／人 500	その他の場合	250	(1) 死亡が、その者の故意又は重大な過失による (2) 災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第2条に規定する場合 (3) 市長が支給を不相当と認めた場合																					
区 分	限度額																													
死亡者が、死亡時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	万円／人 500																													
その他の場合	250																													
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ	当該災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に障害がある市民 <table><tr><th>区 分</th><th>限度額</th></tr><tr><td>当該災害により負傷し又は疾病にかかった時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合</td><td>万円／人 250</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>125</td></tr></table>	区 分	限度額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	万円／人 250	その他の場合	125	(1) 負傷又は疾病の原因が、その者の故意又は重大な過失によるもの (2) 災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第2条に規定する場合 (3) 市長が支給を不相当と認めた場合																					
区 分	限度額																													
当該災害により負傷し又は疾病にかかった時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	万円／人 250																													
その他の場合	125																													
災害援護資金	災害救助法による救助が行われた災害	次の被害を受けた市民である世帯主 <table><tr><th rowspan="2">被害の種類及び程度</th><th colspan="2">貸付限度額</th></tr><tr><th>所帯主の負傷がある場合</th><th>世帯主の負傷がない場合</th></tr><tr><td>家財の害(1/3以上、以下同じ)及び住居の損害無</td><td>万円 150</td><td>万円 －</td></tr><tr><td>家財の損害有かつ住居の損害無</td><td>250</td><td>150</td></tr><tr><td>住居の半壊</td><td>270</td><td>170</td></tr><tr><td>上記の場合で特別の事情の時</td><td>350</td><td>250</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>350</td><td>250</td></tr><tr><td>上記の場合で特別の事情の時</td><td>－</td><td>350</td></tr><tr><td>住居が滅失若しくは流出した時</td><td>－</td><td>350</td></tr></table>	被害の種類及び程度	貸付限度額		所帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合	家財の害(1/3以上、以下同じ)及び住居の損害無	万円 150	万円 －	家財の損害有かつ住居の損害無	250	150	住居の半壊	270	170	上記の場合で特別の事情の時	350	250	住居の全壊	350	250	上記の場合で特別の事情の時	－	350	住居が滅失若しくは流出した時	－	350	所得について、災害弔慰金の支給に関する法律第10条第1項に規定する要件に該当すること。	(1) 貸付利率 据置期間 無利子 据置期間 経過後年3％ (2) 償還方法 償還期間 10年 据置期間 3年又は5年 償還方法 元利均等償還 年賦償還
被害の種類及び程度	貸付限度額																													
	所帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合																												
家財の害(1/3以上、以下同じ)及び住居の損害無	万円 150	万円 －																												
家財の損害有かつ住居の損害無	250	150																												
住居の半壊	270	170																												
上記の場合で特別の事情の時	350	250																												
住居の全壊	350	250																												
上記の場合で特別の事情の時	－	350																												
住居が滅失若しくは流出した時	－	350																												

第3章 災害復旧事業の実施

(2) 災害見舞金等の支給

市長は「小野市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金等の支給を行う。

なお、適用基準及び金額等は表2のとおりである。

小野市災害見舞金等支給規則の概要（表2）

支給 内容	支 給 額			支給対象者	適 用 基 準
	被害の程度	金 額	備 考		
住 家	全 焼 全 壊 流 失	50,000 円	住家の被害度70パーセント以上をいう。	被災世帯主又はこれに準ずる者	1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害及び火災が生じたとき。 2 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者を対象とする。 3 当該死亡者の死亡又は被災が、その者の故意により生じたものであるとき並びに当該死亡に関し、その者が小野市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条の規家定により災害弔慰金が支給されるときは、災害見舞金等は支給しない。
	半 焼 半 壊	30,000 円	住家の被害度20パーセント以上70パーセント未満をいう。		
	床上浸水	30,000 円	土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住が妨げられる状態になった場合を含む。		
人	死 亡	50,000 円	負傷後に死亡した者を含む。		

4 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資することとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融通を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

5 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度」の普及啓発を行い、加入の推進を図り、自然災害により被害を受けた住宅の再建、補修等を支援する。

第3章 災害復旧事業の実施

(1) 住宅共済再建制度

① 対象者

- ・兵庫県内に住宅を所有している者
- ・兵庫県内の分譲マンションに居住している者
- ・兵庫県内に賃貸住宅を所有している者

② 共済負担金

年額5,000円（加入初年度は月額500円（上限5,000円）

（ただし、3年以上の共済負担金を一括支払いの場合は割引がある。）

対象期間	共済負担金額（割引額）
3年	14,000円（1,000円割引）
5年	23,000円（2,000円割引）
10年	45,000円（5,000円割引）

③ 共済給付金

自然災害により半壊以上の被害を受けた加入者が実施する対策に対し、対策の内容により、下記のいずれかの金額

給付の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入	600万円
補修給付金	全壊補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円

※県外での建築・購入の場合は300万円になります。

※賃貸住宅等については、その所有者が加入できますが、次の制約があります。

- ① 県外で建築・購入する場合は給付金の支給対象となりません。
- ② 居住確保給付金の給付対象となりません。

(2) 家財再建共済制度

平成21年兵庫県西・北部水害の経験を踏まえ、生活再建に必要な家財を確保するため、「兵庫県家財再建共済制度」の普及啓発を行い、加入の推進を図り、自然災害により被害を受けた家財の購入、補修等を支援する。

① 対象者（一家族1人）

- ・兵庫県内に住宅に居住している者
- ・兵庫県内の分譲マンションに居住している者
- ・兵庫県内の賃貸住宅に居住している者

② 共済負担金

年額1,500円（加入初年度は月額150円（上限1,500円））

住宅再建共済にすでに加入している場合、または、住宅再建共済と同時に加入する場合は、年額1,000円（加入初年度は月額100円（上限1,000円））

（ただし、3年以上の共済負担金を一括支払いの場合は割引がある。）

対象期間	共済負担金額（割引額）
3年	2,800円（200円割引）
5年	4,600円（400円割引）
10年	9,000円（1,000円割引）

第3章 災害復旧事業の実施

③ 共済給付金

自然災害により半壊以上又は、床上浸水の被害を受けた加入者の住宅の中にある家財で、被害を受けた家財を補修又は購入する場合に、被害の程度に応じ、下記のいずれかの金額

給付の種類	給付対象	給付金額
家財再建給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50 万円
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35 万円
	住宅が半壊で家財を補修・購入	25 万円
	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15 万円

(3) 一部損壊特約（平成 26 年 8 月 1 日から施行）

① 対象者

- ・「住宅再建共済制度」加入者のうち希望される方

② 共済負担金

年額 500 円（加入初年度は月額 50 円×次の 3 月までの月数（上限 500 円））。継続年度は年額 500 円。複数年一括支払い加入（初年度+3・5・10 年加入）による割引がある。

③ 共済給付金

給付の種類	給付対象	給付金額
補修等給付金	一部損壊（損壊割合 10%以上 20%未満）で建築・購入・補修	25 万円
居住確保給付金	一部損壊（損壊割合 10%以上 20%未満）で建築・購入・補修をせず、賃貸住宅に入居した場合など	10 万円

6 マンション共用部分再建共済制度

マンションの管理組合が加入できる共済制度で、県内に存する分譲マンションが対象です。

(1) 対象者

兵庫県内に存する分譲マンションの管理組合

(2) 共済負担金

年額 2, 400 円×1 棟あたりの住戸数

（加入初年度は月額 200 円×1 棟あたりの住戸数×次の 3 月までの月数）

（ただし、3 年以上の共済負担金を一括支払いの場合は割引がある。）

対象期間	共済負担金額（割引額）
3 年	6, 700 円（500 円割引）×1 棟あたりの住戸数
5 年	11, 000 円（1,000 円割引）×1 棟あたりの住戸数
10 年	21, 500 円（25,000 円割引）×1 棟あたりの住戸数

(3) 共済給付金

自然災害により半壊以上の被害を受けた加入者が実施する対策に対し、対策の内容により、下記のいずれかの金額

① 住宅を建替・再建した場合（再建等給付金）

300 万円×新たなマンションの住戸数（加入時の住戸数を上限）

② 補修した場合（補修給付金）

25～100 万円×加入時の住戸数

(4) 管理組合の決議

管理組合で共済制度への加入及び期間について 2 分の 1 以上の決議、共済負担金の予算決議が必要である。

第5編 復興計画

第1章 組織の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

1 復興本部の設置

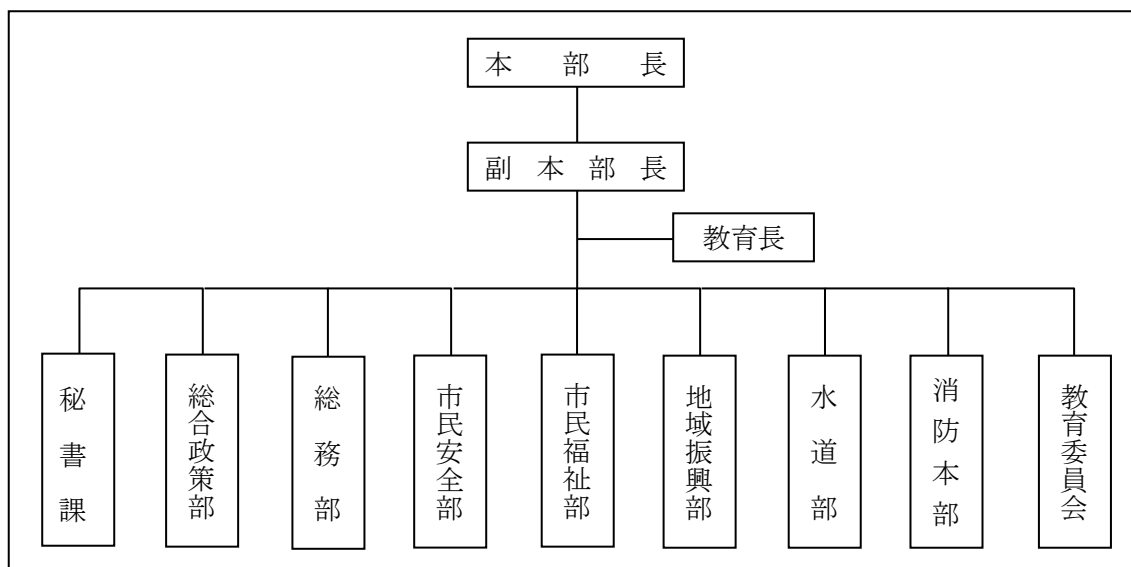
著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認める時は、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部には、部、課等を置くこととするが、その構成と文書事務については、設置の際に定めることとする。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

(1) 組 織



(2) 運 営

① 本部員の事務

構 成 員		分 掌 事 務
本部長	市 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長 防災監	本部長の職務を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部付	教育長	本部長の職務を助け、本部長、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部長等	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

第1章 組織の設置

② 各部の分掌事務

部 室 名	分 掌 事 務
秘 書 課	震災復興の総合的支援計画事務
総合政策部	震災復興の総合的企画及び調整に関する事務
総 務 部	震災復興の予算、人事に関する事務
市民安全部	震災復興の市民の安全な地域社会の向上に関する事務
市民福祉部	震災復興の市民の福祉、生活文化の向上、健康の保持に関する事務
地域振興部	震災復興の交通体系、道路、河川、その他土木、及び住宅整備、農業、商業及び工業の振興に関する事務
水 道 部	震災復興の上下水道に関する事務
消 防 本 部	震災復興の消防に関する事務
北播磨総合医療 センター	震災復興の病院に関する事務
教育委員会	震災復興の教育施設、教育機関に関する事務

③ 震災復興本部会議等

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長 : 市長 副本部長 : 副市長、防災監 本部付 : 教育長 本部員 : 各部長等 その他市長の指名するもの	震災復興の基本方針及び震災復興に係る重要施策の審議調整並びに各部に係る重要事項の報告その他震災復興についての連絡を行う。

第2章 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考えや手順等について定める。

1 復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の復興計画との整合性を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことから、地域のコミュニティの維持・回復に十分配慮するものとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画—基本構想—」、中長期の総合的な復興の推進を図るため「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進して行くこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

① 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造して行くという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

② ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

(2) 構成例

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標

第2章 復興計画の策定

- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画等

想定される事業分野	◆生 活	◆住 宅	◆保健・医療	◆福 祉	◆教育・文化
	◆産業・雇用	◆環 境	◆都市及び都市基盤等		

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被害者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(想定された計画内容例)

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④ 自立促進のための雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤ 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行推進等

⑥ 相談・情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

① 早期の恒久住宅建設

県・市・公団・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等

② 入居者に配慮した公的賃貸住宅

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

③ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

第2章 復興計画の策定

④ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

① 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

② 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

③ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安定性の向上等

④ 防災基盤の整備

河川、砂防施設等保全施設の早期復旧耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談指導・支援体制の確立、金融税面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等

② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

次世代型産業構造転換への支援や企業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等

③ 雇用の安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害時の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

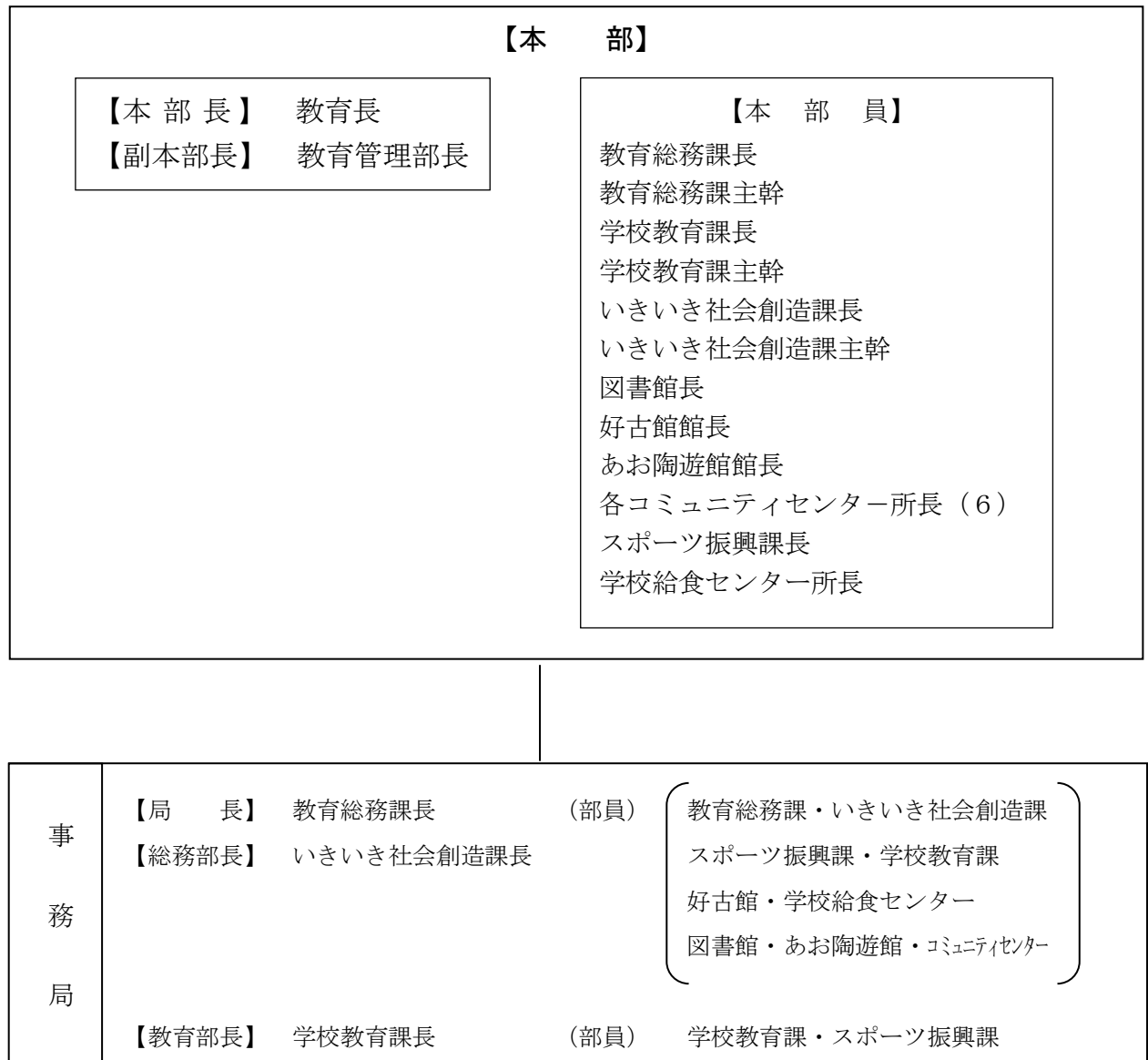
小野市教育防災計画

第1章 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、災害対策教育部本部（市に災害対策本部が設置されたときは、同本部の教育部となる）を設置し、関係行政機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。ただし、災害対策教育部本部を設置するに至らない小災害の場合にあっては、平常時における組織をもって対処するものとする。

1 組織及び事務分掌

(1) 組織



(2) 事務分掌

① 本部

本部は、次の基本的事項を決定する。

- ア 教育委員会の所管に係る学校及び幼稚園の児童生徒の安全対策に関すること。
- イ 教育委員会の所管に係る教育施設の災害に関すること。
- ウ リ災児童生徒の教育対策に関すること。

エ リ災職員の災害対策に関すること。

② 総務部

事務局は、次に掲げる事務を処理する。

ア 教育部本部の設置及び閉鎖に関すること。

イ 関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 配備体制その他指令に関すること。

エ 気象情報の受信及び伝達に関すること。

オ 災害情報の受信及び応急対策の指示に関すること。

カ 被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。

キ 災害に対する予算措置に関すること。

ク 教育施設の被害状況調査並びに応急対策及び災害復旧に関すること。

ケ 教育施設を市民の避難場所に提供することに関すること。

コ その他災害応急対策全般の推進調整に関すること。

サ 災害地域における学校給食の応急措置に関すること。

シ 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。

③ 教育部

ア 応急教育実施の予定場所及び方法に関すること。

イ 被害教科書、教材用具、学用品等の調査、調達及び配給に関すること。

ウ 被害児童及び生徒の応急対策に関すること。

エ 災害時における学校及び幼稚園の感染症対策に関すること。

オ 被害教職員の応急対策に関すること。

カ 教職員の公務災害に関すること。

キ その他教職員の被害に関すること。

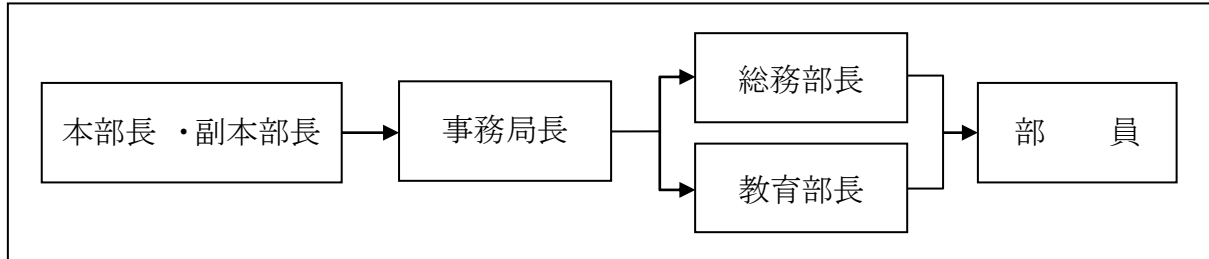
2 関係教育機関の組織

教育委員会の指示を受け、各関係機関が定める。

第2章 動員計画

災害対策教育部本部を設置した場合における職員の動員計画は、本計画に定めるところによる。

1 動員方法



2 配備体制

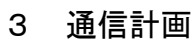
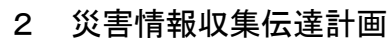
部員の配備体制は、次のとおりとする。

第1号配備体制	災害発生のおそれがあるが、その時間及び規模が推測困難な段階並びに小規模の災害が発生した場合において、少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる体制
第2号配備体制	中規模の災害の発生が予測される段階及び中規模の災害が発生した場合において、所属人員の2割～5割の人員を配備し、防災活動にあたる体制
第3号配備体制	大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した場合において、所属人員全員を配備し、防災活動の万全を期する体制

3 部員総括表

	第1号 配備体制	第2号 配備体制	第3号 配備体制
総務部	2	8	全員
教育部	1	4	全員
計	3	12	全員

1 伝達系統図



– 159 –

第4章 教育対策計画

1 教育施設の応急復旧対策

- (1) 応急復旧の実施は、市長が行う。

応急復旧の実施計画は、教育部本部事務局が行う。

- (2) 被害の発生した小・中・特別支援学校及び幼稚園は、災害の多少を問わず、次のような措置を講ずる。

- ① 被害の軽易な復旧については、学校長（園長）が教職員の協力を得て応急復旧を行い、遅滞なく教育部本部事務局に報告する。
- ② 業者を必要とする被害の復旧については、教育部本部事務局の指示を受け、応急復旧を行う。
- ③ 被害を受けた部分については、本工事を実施する前に学校長は一時的な復旧工事（例えば、トタン屋根が損傷を受けたためにそのあとをビニール板でふさいだり、壁の落ちたところへベニヤ板でとめておく等）をする。
- ④ 被害の状況により職員を派遣し、機能の回復に万全を期する。
- ⑤ 被害箇所そのものの復旧ではないが、校舎が全壊（半壊）したときは、3に掲げる応急教育方法に基づき、講堂の仮間仕切又は仮便所の設置等をする。

- (3) 被害の発生したコミュニティセンターその他文化財は(2)に準じた措置を行う。

2 応急教育実施の予定場所

学校長（園長）は、教育施設や児童生徒の被害状況によって教育の実施に困難をきたしたときは、適当な教育施設を確保するため、緊急にして適当な措置を講ずるとともに実施状況を逐次教育部本部事務局に報告する。

3 応急教育方法

学校長（園長）は、教育施設や児童生徒の被災の状況を確認し、安全にして適切な次のような応急教育方法の措置を講ずるとともに、実施状況を逐次教育部本部事務局に報告する。

- (1) 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、分散授業等の措置
- (2) 児童生徒の通学の安全を期するための適切な措置と指導
- (3) 児童生徒の衛生及び保健管理上の適切な措置と指導

4 教材及び学用品の調達並びに配給

- (1) 学校長（園長）は、災害により補給を要する教材及び学用品の実数並びに補給の状況を教育部本部事務局に報告する。
- (2) 小野市災害対策教育部本部は、小野市災害対策本部及び兵庫県災害対策教育部本部と連絡を取り、被害及び補給の状況を報告するとともに教材学用品の確保及び配給について適切な措置を講ずる。
- (3) 災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、市長が知事の委任をうけて実施するものとする。

5 実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法を適用する分については、同法により、同法によらない分については同法に準じて行う。

災害救助法による実施基準は、兵庫県規則第58号の災害救助法施行細則による。

6 給食等の措置（災害地域における学校給食の応急措置）

- (1) 災害救助法による救助を受ける当該学校の児童又は生徒に対し、臨時的に政府あっせんの学校給食用脱脂粉乳及び小麦粉を使用して応急の学校給食を実施するときは、兵庫県教育委員会に協議するものとする。
- (2) 学校給食の実施に当たっては、その実施校数、人員給食種別（災害発生時における完全給食、補食給食又は未実施の別）及び実施期間について県教育委員会に報告する。
- (3) 応急給食の実施に当たっては、衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないよう十分注意する。

7 教育実施者の確保の措置（被災教職員の裏付対策）

被害により、通常の実施を行えない場合に対処し、応急の措置として次の計画によって教職員を確保する。

- (1) 複式授業の実施
- (2) 昼夜2部授業の実施
- (3) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (4) 教育委員会事務局職員の応援

8 被災教職員の応急対策

- (1) 教職員の公務災害補償

教職員の負傷、疾病又は死亡が公務上のものである場合、学校長は速やかに教育部本部事務局に報告し、当該本部事務局は、県教育委員会にこれを報告しその指示を受ける。

- (2) 被災した教職員の家財に損害を生じた場合及びその被扶養者が死亡した場合は、学校長は、次の区分により市教委を経由して県教育委員会に申請する。
 - ① 災害見舞金
 - ② 弔慰金、家族弔慰金、埋葬料、家族埋葬料
 - ③ 災害貸付

9 関係教育機関における防災対策

- (1) 小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、学校給食センター、図書館、大池スポーツセンター総合体育館、匠台公園体育館、各コミュニティセンター、好古館及びあお陶遊館におけるそれぞれの機関の長は、あらかじめ防災計画を定め、小野市教育委員会へ届け出なければならない。
- (2) 災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合は、関係機関と情報連絡を綿密にし、各機関の防災計画により、万全を期さなければならない。

北播磨総合医療センター ～ 災害対応マニュアル ～

北播磨総合医療センター

防火・防災対策委員会

北播磨総合医療センター ～災害対応マニュアル～
目 次

(共 通)

防火・防災対策本部（地震・風水害共通）	2
災害対策本部体制（地震・風水害共通）	3

(地 震)

1 災害発生時フローチャート（地震）	4
2 動員・配備基準	5
3 本部・設備管理 勤務者（エネルギーセンター）	5
4 守衛室 勤務者（警備・電話交換）	6
5 外来・リハビリ室・健康管理室 勤務者	6
6 病棟 勤務者	6
7 手術・滅菌材料室 勤務者	7
8 中央検査室・放射線室・臨床工学室 勤務者	7
9 栄養管理室 勤務者	7
10 薬剤室 勤務者	8
11 経営管理課 勤務者	8
12 医事管理課・地域医療連携室 勤務者	8
13 情報管理課 勤務者	8
14 施設管理課 勤務者	9
15 勤務外職員	9

(風 水 害)

1 災害発生時フローチャート（風水害）	10
2 動員・配備基準	11
3 本部・設備管理 勤務者（エネルギーセンター）	11
4 守衛室 勤務者（警備・電話交換）	11
5 外来・リハビリ室・健康管理室 勤務者	12
6 病棟 勤務者	12
7 手術・滅菌材料室 勤務者	12
8 中央検査室・放射線室・臨床工学室 勤務者	12
9 栄養管理室 勤務者	13
10 薬剤室 勤務者	13
11 経営管理課 勤務者	13
12 医事管理課・地域医療連携室 勤務者	13
13 情報管理課 勤務者	14
14 施設管理課 勤務者	14
15 勤務外職員	14

(様 式 他) ◎ 災害時における放送例

被害状況報告書（様式1）	16
負傷者確認リスト（様式2）	17
病院設備ライフライン等点検チェックリスト（様式3）	18
避難準備リスト	19
トリアージ対応準備リスト（ボランティア名簿）	20
地震の知識	22

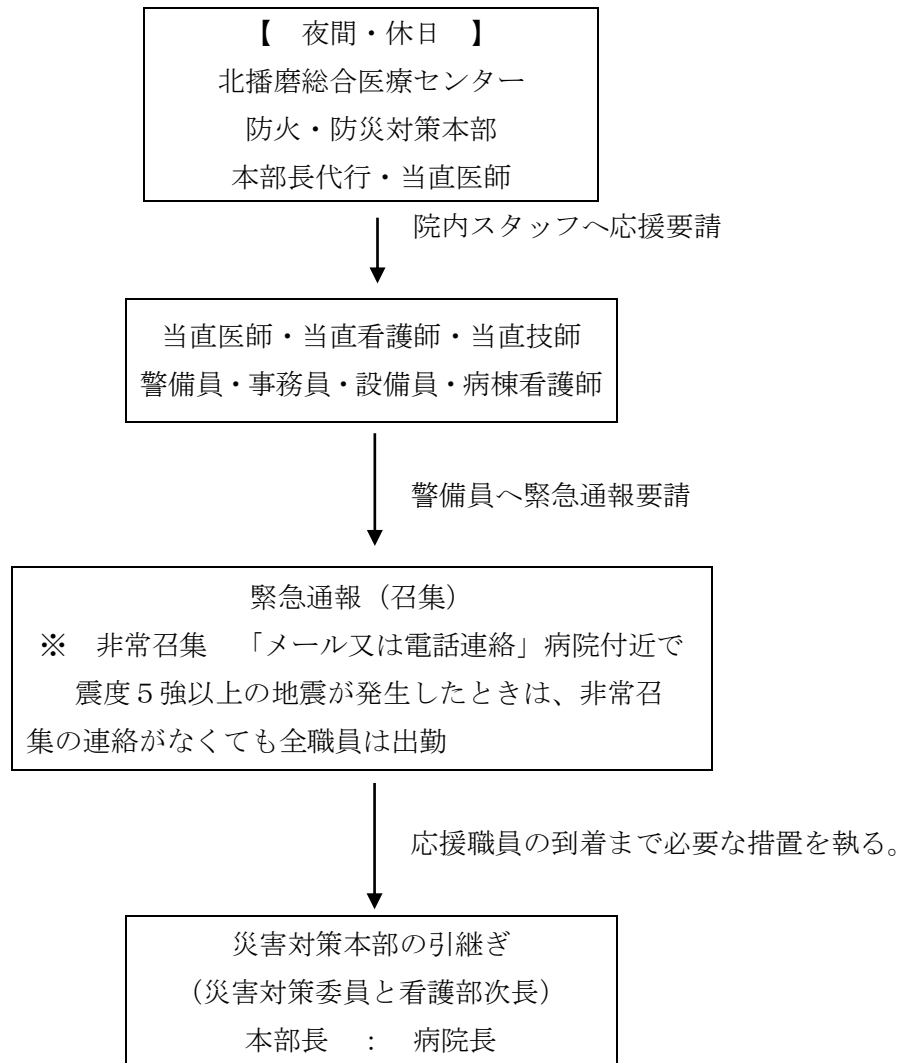
北播磨総合医療センター ～災害対応マニュアル～
防火・防災対策本部（地震・風水害共通）

防火・防災対策本部は下記で構成し、災害発生時に下記任務にあたる。

防火・防災対策本部			夜間・休日 (本部構成員の到着まで)
役職名	職 名	役割分担	(夜間災害対策本部体制) ・当直医師 ・当直看護師 ・当直技師 ・警備員 ・当直事務員 ・設備員 ・病棟勤務者 ・休日の日直者 ・医師宿舎在宅職員 (緊急対応事項) ①患者の安全確認 ②施設被害の確認 ③被害状況のまとめ ④災害情報の収集 ⑤患者へ情報提供 ⑥職員の非常召集
本部長	病 院 長	総括	
副本部長	副院長兼心臓血管外科総括部長	避難関連指揮	
本部員	副院長兼小児科総括部長	外来診察	
本部員	副院長兼循環器内科総括部長	外来診察	
本部員	診療部長兼外科総括部長	外来診察	
本部員	診療部長兼内科総括部長	外来診察	
本部員	診療部長兼心臓血管外科部長	外来診察	
副本部長	副 院 長 兼 看 護 部 長	出場救護班編成	
本部員	看 護 部 次 長 (総 括)	出場救護班編成	
本部員	看護部次長兼地域医療連携室長	職員非常召集	
本部員	医療安全管理室専任医療安全管理者	救急受入対応	
本部員	放 射 線 室 看 護 課 長	避難関連指揮	
本部員	薬 剤 室 主 幹	医薬品確保	
本部員	診療支援部次長兼中央検査室長	医療機器作動チェック	
本部員	診療支援部長兼中央放射線室長	医療機器作動チェック	
本部員	リハビリテーション室長	避難関連指揮	
本部員	臨 床 工 学 室 長	医療機器作動チェック	
本部員	栄 養 管 理 室 主 任	食料供給	
副本部長	理 事	本部長補佐	
本部員	参 与	協力者受入（自治会等） ライフラインチェック	
本部員	管理部長兼経営管理課長	情報収集、発信	
本部員	管理部次長兼施設管理課長	職員非常召集	
本部設営場所： エネルギーセンター			

- (1) 防火・防災対策計画に基づき指揮を執る。
- (2) 被害状況等の情報を収集し、早急に避難の必要の有無につき決定する。
- (3) 避難決定時には、避難先、任務分担表（様式4）、経路、順序、搬送手順を明確にする。
- (4) 病棟患者、勤務職員等へ情報を逐次提供し、不安の解消を図る。
- (5) 市、消防、警察、医師会と連絡をとり、協調して行動する。
- (6) 報道関係責任者の選出
- (7) 本院、他関連病院へのマンパワーの依頼
- (8) トリアージ（対応準備リストの記入「様式5」）の設置
- (9) 後方病院への依頼（各自治体病院等）
- (10) 転院搬送方法等の決定
- (11) 救護班の派遣決定
- (12) 勤務者の食事等の確保
- (13) 県防災・自衛隊ヘリコプター・ドクターヘリの依頼（小野市災害対策本部、加古川医療センター）

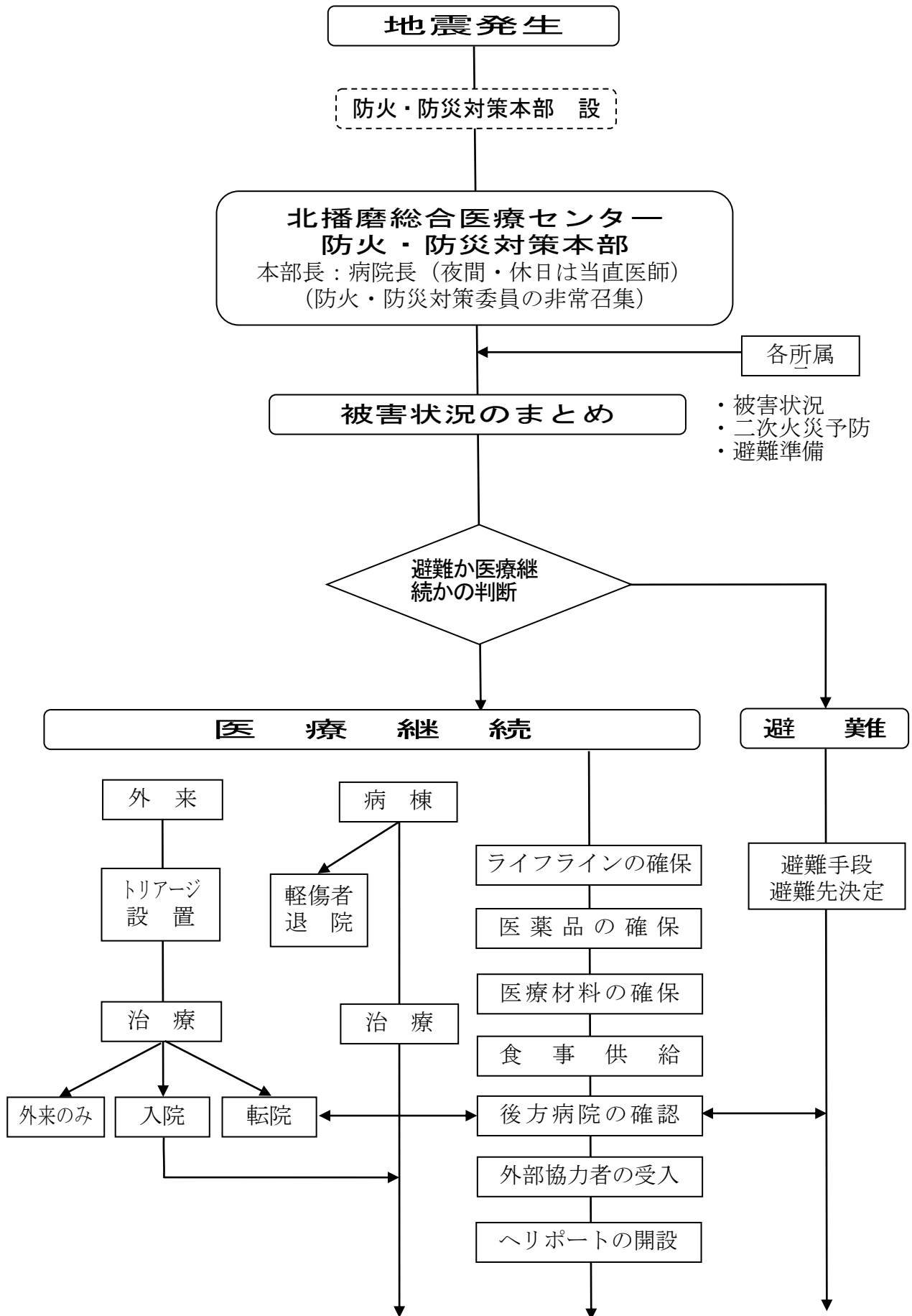
北播磨総合医療センター ～災害対応マニュアル～
災害対策本部体制（地震・風水害共通）



その他主要関係機関（医療機関以外）

関 係 機 関 連 絡 先		
連 絡 先	電 話 番 号	F A X 番 号
小 野 市 災 害 対 策 本 部	(0794) 63 - 1000	(0794) 63 - 6600
小 野 市 消 防 本 部	(0794) 63 - 0119	(0794) 63 - 6699
小 野 警 察 署	(0794) 64 - 0110	
兵庫県加東健康福祉事務所	(0795) 42 - 5111	(0795) 42 - 4050
関西電力送配電(株)配電営業所	0800-777-3081	—
伊丹産業(株)小野工場	(0794) 63 - 3911	—
N T T 西 日 本 兵 庫 支 店	(078) 531 - 4030	(078) 531 - 4054
小 野 市 水 道 部	(0794) 63 - 1004	(0794) 63 - 2500
三 木 市 医 師 会	(0794) 86 - 0012	(0794) 89 - 2622
小野市・加東市医師会	(0794) 62 - 5280	(0794) 62 - 4921

1 災害発生時フローチャート（地震）



2 動員・配備基準

- (1) 1号配備体制（震度4）小野市災害対策本部防災指令に基づき人員を配備する。
配備人員：防火・防災本部 本部長(病院長)（必要に応じて本部を設置・委員を召集する。）
- (2) 2号配備体制（震度5弱）
配備人員：防火・防災対策委員会・部長級・課長級・主任医長級・看護主任級・副主任技師級・主査級以上の職員
- (3) 3号配備体制（震度5強）
配備人員：医療センター勤務全職員
※ 夜間・休日時に、医療センター付近で震度5強以上の地震発生時は、連絡がなくても来院する。

3 本部・設備管理勤務者（エネルギーセンター）

本部員対応 (1) 職員の安全確保

- (2) 地震発生の院内放送 … ① 火気使用の中止
② 余震に備えベッドで待機し、次の放送に注意
- (3) 災害情報等の収集 … ① 電気、ガス、水道の供給状況
(メディア等により) ② 電話の通話状況
③ 市内の被災状況、交通状況の収集
- (4) 患者の不安解消に必要な情報を速やかに提供する。
- (5) 被害状況報告書を集約し、院内の被害状況をまとめ、小野市災害対策本部へ報告する。
- (6) 必要に応じて、被害状況を小野市消防本部及び社警察署へ連絡する。
- (7) 被害状況、患者の来院状況を小野市医師会及び三木市医師会に連絡する。
- (8) 医療ガスの圧力、真空度確認（酸素、空気、吸引）

設備員対応 (1) 職員の安全確保

- (2) 二次災害の予防 … ① 電気機器、都市ガス使用機器、水道等の停止確認
② 落下物、倒壊物の除去
③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (3) 中央監視盤監視確認（電機、EV、設備の警報等）
- (4) 受電状況確認
- (5) ボイラー停止確認、ガス圧確認
- (6) ヒートポンプチラーの目視点検
- (7) 非常用発電機の状態確認、運転確認
- (8) 設備配管の損傷確認
- (9) 受水槽の外観、水位確認（満杯にし、飲料水の確保に努める。）
- (10) 防火戸、防火シャッターの機能点検
- (11) 消防用設備の点検
- (12) 危険物の安全処置
- (13) エレベーターの点検復帰
- (14) 外壁、窓ガラス、看板などの転落、落下防止確認
- (15) 自家発電用燃料の残量確認・補給
- (16) 補修用部品、工具の準備
- (17) 被害、ライフライン状況報告 … ① 建物、空調、電気、衛生設備等の損壊状況
② 負傷者確認リスト(様式2)の記入
③ ライフライン等点検チェックリスト(様式3)の記入
④ エネルギーセンター本部員へ報告書を提出

4 守衛室勤務者（警備・電話交換）

- (1) 職員・付近来院者の安全確保
- (2) 非常用出入口の解錠 … 1階正面玄関及び東西北側非常用出入口の全面開放
- (3) 二次災害の予防 … ① 電気機器、水道等の停止確認
② 落下物、倒壊物の除去
③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (4) 電話交換及び着信記録

5 外来・リハビリ室・健康管理室勤務者

- (1) 職員・外来患者及び来院者の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気機器、水道等の停止確認
② 落下物、倒壊物の除去
③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (3) 人的、物的被害状況を確認
- (4) 被害状況の報告 … ① 患者の状態、建物、医療設備・機器、電気、水道等の損壊状況
② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 患者への対策 … ① 医師は診察業務を中止し、患者の保護にあたる。
② 患者の不安解消に努める。
- (6) 避難物品管理 … ① 電子カルテシステムのシャットダウン
② カルテ等個人情報の退避
③ 薬剤金庫の施錠
- (7) 避難経路の障害物の除去

6 病棟勤務者

- (1) 職員・患者及び来院者の安全確保（停電時における機器のG回路への差し替え等含む）
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気機器、水道等の停止確認
② 落下物、倒壊物の除去
③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (3) 人的、物的被害状況を確認
- (4) 被害状況の報告 … ① 患者の状態、建物、医療設備・機器、電気、水道等の損壊状況
② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 患者への対策 … ① ベッドを窓際から離してストッパーをかけ、ベッド柵を上げる。
② オーバーテーブルで頭部防御を行い、毛布をかける。
③ 酸素ボンベへの切り替え準備
④ 点滴ラインをへパリンロックにする。
⑤ 点滴台は足元の吊り下げ式にする。
⑦ 患者の不安解消に努める。
- (6) 避難物品管理 … ① 電子カルテシステムのシャットダウン
② カルテ等個人情報の退避
③ 薬剤金庫の施錠
- (7) 避難経路の障害物の除去

7 手術・滅菌材料室勤務者

- (1) 職員・患者の安全確保
- (2) 患者の安全処置 …
 - ① 手術（開腹）中の患者の安全処置
 - ② 必要に応じて、消防本部への移送要請
- (3) 二次災害の予防 …
 - ① 電気機器、水道等の停止確認
 - ② 落下物、倒壊物の除去
 - ③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (4) 人的、物的被害状況を確認
- (5) 医療機器等の被害及び動作確認
- (6) 被害状況の報告 …
 - ① 患者の状態、建物、医療設備・機器、電気、水道等の損壊状況
 - ② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
 - ③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (7) 避難物品管理 …
 - ① 滅菌材料室の施錠
 - ② 麻薬等薬剤金庫の施錠

8 中央検査室・放射線室・臨床工学室勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 医療機器を停止し、患者の安全確保
- (3) 二次災害の予防 …
 - ① 電気機器、水道等の停止確認
 - ② 落下物、倒壊物の除去
 - ③ 余震に備え、転倒落下防止対策
 - ④ 放射性廃棄物等危険物の安全確保
- (4) 人的、物的被害状況を確認
- (5) 後方ベッドの設置
- (6) 医療機器等の作動確認
- (7) 被害状況の報告 …
 - ① 建物、医療設備等の損壊状況
 - ② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
 - ③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (8) 修理業者等への依頼

9 栄養管理室勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 …
 - ① 電気機器、LPガス使用機器、水道等の停止確認
 - ② 落下物、倒壊物の除去
 - ③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (3) 厨房機器・設備を停止し、安全確認
- (4) 電気・LPガス・水道を確認し、飲料水の確保
- (5) 食料備蓄品の確認・補給
- (6) 食器の確認・補給
- (7) 被害、備蓄状況の報告 …
 - ① 建物、厨房設備、厨房機器、電気、LPガス、水道等の損壊状況
 - ② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
 - ③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (8) 委託業者等への依頼

1 〇 薬剤室勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 …
 - ① 電気機器、都市ガス使用機器、水道等の停止確認
 - ② 落下物、倒壊物の除去
 - ③ 余震に備え、転倒落下防止対策
 - ④ 劇物等危険物の安全確保
- (3) 緊急医療薬品の準備 … 災害時医薬品チェックリストの記入
- (4) 被害、備蓄状況の報告 …
 - ① 建物、調剤設備、調剤機器、電気、水道等の損壊状況
 - ② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
 - ③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 納入業者等への依頼

1 1 経営管理課勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 病院防火・防災対策本部へ被害状況の連絡及び収集
- (3) 被害、備蓄状況の報告 …
 - ① 建物、医療材料等の損壊状況
 - ② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
 - ③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (4) 各部署への応援

1 2 医事管理課・地域医療連携室勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 …
 - ① 電気機器、水道等の停止確認
 - ② 落下物、倒壊物の除去
 - ③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (3) 人的、物的被害状況を確認
- (4) 被害、備蓄状況の報告 …
 - ① 建物、調剤設備、調剤機器、電気、水道等の損壊状況
 - ② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
 - ③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 救急医療体制にかかる受付事務
- (6) 修理業者等への依頼

1 3 情報管理課勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 …
 - ① 電気機器、水道等の停止確認
 - ② 落下物、倒壊物の除去
 - ③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (3) 医療情報システム等の作動確認
- (4) 被害、備蓄状況の報告 …
 - ① 電気機器、水道等の損壊状況
 - ② 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
 - ③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 修理・保守業者等への依頼

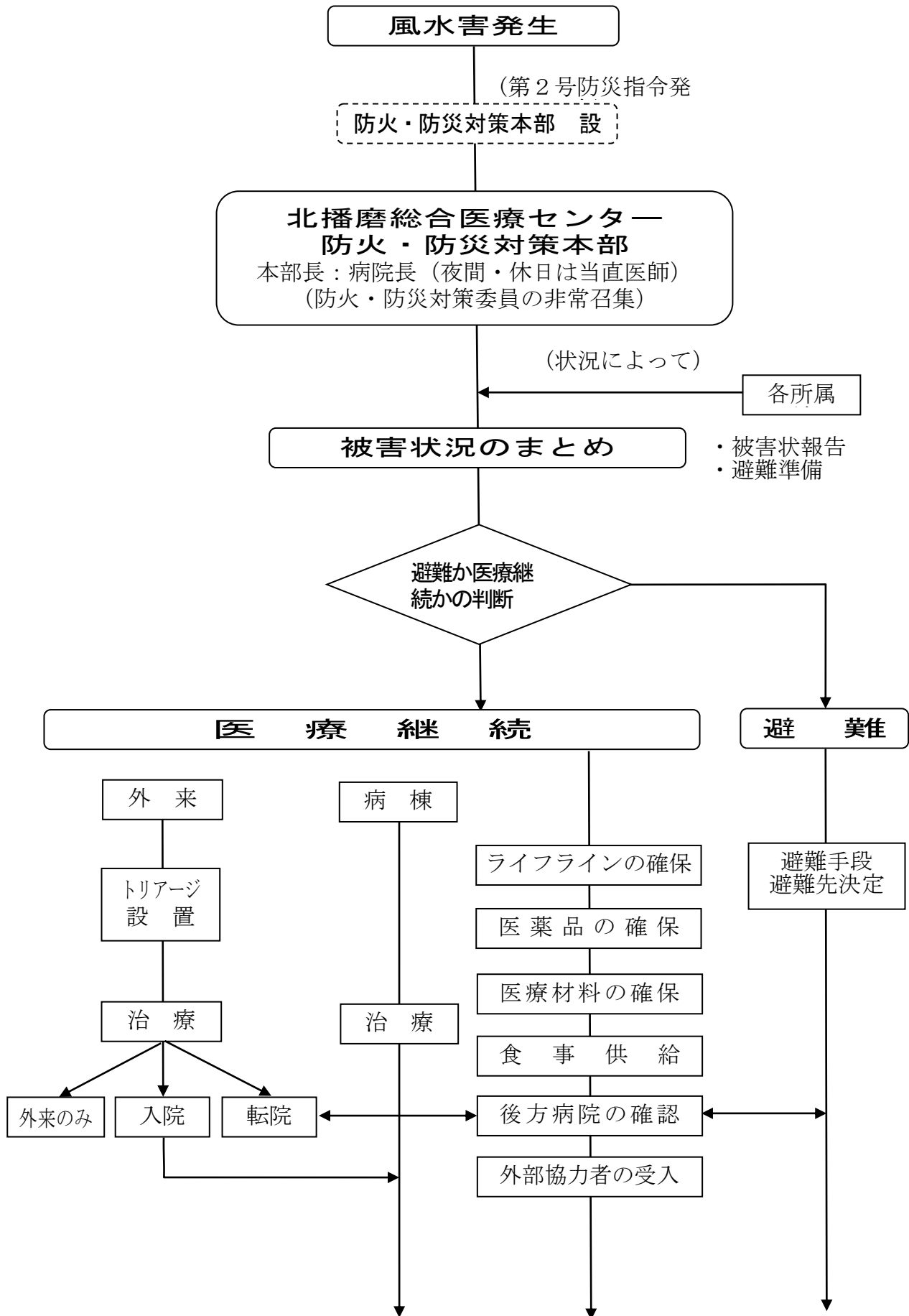
1 4 施設管理課勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防（落下物、倒壊物の除去等）
- (3) 医療材料、消耗品等の在庫確認・補給
- (4) 緊急医療材料の準備（病棟・外来・救護班）
- (5) 納入業者等へ補給依頼
- (6) エネルギーセンターとの連絡調整及び設備員の指揮

1 5 勤務外職員

- (1) 職員の安全確保
- (2) 同居家族の安全確認
- (3) 二次災害の予防 …
 - ① 電気機器、ガス、水道等の停止確認
 - ② 落下物、倒壊物の除去
 - ③ 余震に備え、転倒落下防止対策
- (4) 人的、物的被害状況を確認
- (5) 家族の死傷等で出勤が困難な場合は、病院又は所属長へ連絡
- (6) 震度6以上ならば電話連絡がなくても来院

1 災害発生時フローチャート（風水害）



2 動員・配備基準

- (1) 待機体制 … 配備人員
- (2) 第1号配備体制 … 配備人員：小野市災害対策本部防災指令に基づき人員を配備する。
- (3) 第2号配備体制 … 配備人員：待機体制から、状況に応じて本部長の指示により配備体制をとる。
- (3) 第3号配備体制 … 配置人員：病院勤務全職員

3 本部・設備管理勤務者（エネルギーセンター）

本部員対応 (1) 職員の安全確保

- (2) 風水害発生状況の院内放送（平日は、電話交換手）
- (3) 災害情報等の収集 … ① 電気、ガス、水道の供給状況
（メディア等により） ② 電話の通話状況（平日は、電話交換手）
③ 市内の被災状況、交通状況の収集
- (4) 被害状況報告書を集約し、院内の被害状況をまとめ、小野市災害対策本部へ報告する。
- (5) 防災監視盤等確認（E V、火災・放送設備の警報等）
- (6) 患者の不安解消に必要な情報を速やかに提供する。

設備員対応 (1) 職員の安全確保

- (2) 地下階への浸水防止措置
- (3) 二次災害の予防 … ① 電気、ガス、水道等の供給確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (4) 中央監視盤監視確認（電機、E V、設備の警報等）
- (5) 受電状況確認
- (6) ボイラー作動、ガス圧確認
- (7) 冷凍機、冷温水機の見視点検・作動確認
- (8) 非常用発電機の状態確認、運転確認
- (9) 受水槽、高架水槽の外観、水位確認（満杯にし、飲料水の確保に努める。）
- (10) 医療ガスの圧力、真空度確認（酸素、空気、吸引）
- (11) 防火戸、防火シャッターの機能点検
- (12) 消防用設備の点検
- (13) 危険物の安全処置
- (14) エレベーターの点検復帰
- (15) 自家発電用燃料の残量確認・補給
- (16) 補修用部品、工具の準備
- (17) 被害、ライフライン状況報告 … ① 建物、空調、電気、衛生設備等の損壊状況
② 負傷者確認リスト(様式2)の記入
③ ライフライン等点検チェックリスト(様式3)の記入
④ エネルギーセンター(本館北側) 内本部員へ報告書を提出

4 守衛室勤務者（警備・電話交換）

- (1) 職員・付近来院者の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (3) 電話交換及び着信記録

5 外来・リハビリ室・健康管理室勤務者

- (1) 職員・外来患者及び来院者の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気、ガス、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (3) 人的、物的被害状況を確認
- (4) 被害状況の報告 … ① 患者の状態、建物、医療設備・医療機器、電気、水道等の損壊状況
② 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 患者への対策 … ① 患者の不安解消に努める。
- (6) 状況に応じて、出入りロドアの開閉処置を守衛室に依頼
- (7) 避難経路の障害物の除去

6 病棟勤務者

- (1) 職員・患者及び来院者の安全確保（停電時における機器のG回路への差し替え等含む）
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気機器、ガス、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (3) 人的、物的被害状況を確認
- (4) 被害状況の報告 … ① 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
② エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 患者への対策 … ① ベッドを窓際から離しストッパーをかけ、ベッド柵を上げる。
② 酸素ボンベへの切り替え準備
③ 必要に応じて点滴ラインをヘパリンロックにする。
④ 患者の不安解消に努める。
- (6) 避難経路の障害物の除去

7 手術・滅菌材料室勤務者

- (1) 職員・患者の安全確保
- (2) 患者の安全処置 … ① 手術（開腹）中の患者の安全処置
② 必要に応じて、消防本部への移送要請
- (3) 二次災害の予防 … ① 電気、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (4) 人的、物的被害状況を確認
- (5) 医療機器等の被害及び動作確認
- (6) 被害状況の報告 … ① 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
② エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (7) 修理業者等への依頼

8 中央検査室・放射線室・臨床工学室勤務者

- (1) 職員・患者の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (3) 人的、物的被害状況を確認
- (4) 医療機器等の作動確認

- (7) 被害状況の報告 … ① 被害状況報告書の記入（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
② エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (8) 修理業者等への依頼

9 栄養管理室勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気、ガス、水道等の停止確認
② 室内への浸水予防措置（配水量減）
- ③ ガラス等倒壊物の除去
- (3) 厨房機器・設備を停止し、安全確認
- (4) 電気・LPガス・水道を確認し、飲料水・熱源の確保
- (5) 食料備蓄品の確認・補給
- (6) 食器の確認・補給
- (7) 被害、備蓄状況の報告 … ① 建物、厨房設備、厨房機器、電気、LPガス、水道等の損壊状況
② 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (8) 委託業者等への依頼

10 薬剤室勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (3) 医薬品の確認・補給
- (4) 緊急医薬品の準備 … 災害時医薬品チェックリストの記入
- (5) 被害、備蓄状況の報告 … ① 建物、調剤設備、調剤機器、電気、ガス、水道等の損壊状況
② 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (6) 納入業者等への補給依頼

11 経営管理課勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 病院災害対策本部へ被害状況の連絡及び収集
- (3) 被害、備蓄状況の報告 … ① 建物、医療材料等の損壊状況
② 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (4) 各部署への応援

12 医事管理課・地域医療連携室勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (3) 人的、物的被害状況を確認
- (4) 被害、備蓄状況の報告 … ① 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入

③ エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出

- (5) 救急医療体制にかかる受付事務
- (6) 修理業者等への依頼

1 3 情報管理課勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 二次災害の予防 … ① 電気、水道等の停止確認
② ガラス等倒壊物の除去
- (3) 医療情報システム等の作動確認
- (4) 人的、物的被害状況を確認
- (5) 被害状況の報告 … ① 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
② エネルギーセンター（本館北側）内本部員へ報告書の提出
- (5) 修理・保守業者等への依頼

1 4 施設管理課勤務者

- (1) 職員の安全確保
- (2) 医療材料、消耗品等の在庫確認・補給
- (3) 緊急医療材料の準備（病棟・外来・救護班）
- (4) 被害、備蓄状況の報告 … ① 被害状況報告書（様式1）・負傷者確認リスト（様式2）の記入
- (5) 納入業者等へ補給依頼
- (6) エネルギーセンターとの連絡調整及び設備員の指揮

1 5 勤務外職員

- (1) 職員自らの安全確保
- (2) 同居家族の安全確認
- (3) 二次災害の予防 … ① 電気、ガス、水道等の停止確認
② ガラス倒壊物の除去
- (4) 人的、物的被害状況を確認
- (5) 交通事情等で出勤が困難な場合は、病院又は所属長へ連絡

◎ 災害時における放送例

患者等の不安解消に必要な情報を速やかに提供するよう院内放送を行う。

【 地震発生時 】

1 職員にお知らせします。

「 第〇号地震配備の職員は、速やかに所定の配置についてください。」

2 院内の皆様にお知らせします。

「 ただいま、〇〇地方に大きな地震がありました。

患者・来院者の皆様は、病院の職員並びに看護師の指示に従って、落ち着いて避難してください。」

「 ただいま、〇〇地方に大きな地震がありました。

ただいまの地震による院内での被害はありませんでしたが、今後の余震に備えてベッド等のキャスターを固定し、落下物等が床に置いて下さいますようお願い致します。

また、今後も情報が入り次第お知らせします。」

【 風水害発生時 】

1 職員にお知らせします。

「 ただいま、〇〇地方に台風〇〇号が接近しております

第〇〇号風水害配備の職員は速やかに所定の配置について下さい。

なお、勤務職員は、停電等に備えて下さい。

また、今後も情報が入り次第お知らせします。」

2 災害配備解除時

「 職員にお知らせします。第〇〇号風水害配備は解除されましたのでお知らせします。」

被害状況報告書

所 属	報告者	火元責任者	報告年月日	報告時間
			・ ・	:

被 害 状 況					
電 気	停 電	非常電源作動	照明器具破損	そ の 他	
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
上 水 道	断 水	濁 り	水 漏 れ	そ の 他	
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
下 水 道	排 水	天井漏れ	床漏れ	そ の 他	
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
L P ガ ス	漏 れ	元栓締め	そ の 他		
	有 ・ 無	可能・不可能			
室 内 の 損 傷	天 井	床	壁	窓ガラス	その他
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
避 難 経 路 確 保	非常口開放	非常階段使用	障害物撤去	防火扉	その他
	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否	
医 療 ガ ス	供 給	漏 れ	漏れ程度	シャットオフバルブ	その他
	有 ・ 無	有 ・ 無	大・中・少量	可動可・不可	
通 信 設 備	院内電話	ナースコール	ポケットベル	非常放送	その他
	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否	
その他の設備	エアコン	ファンコイル	換気扇	そ の 他	
	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否		
医 療 機 器	機器の損傷程度まで記入				
そ の 他					
総 合 評 価	被害無し	使用可	被害有り	一部修理で使用可	使用不可

患者・職員の状況

病棟定数	勤務者数	患者数	護送者数	搬送者数	独歩車数	外泊者数
名	名	名	名	名	名	名

患者状況	死 亡	名	職員状況	死 亡	名
	重 症	名		重 症	名
	中 等 症	名		中 等 症	名
	軽 症	名		軽 症	名
	行方不明	名		行方不明	名

負傷者確認リスト

(病棟名 :)

入院患者用

患者氏名	傷病名	転帰	確認者サイン	備考

職員用

患者氏名	傷病名	転帰	備考

病院設備ライフライン等点検チェックリスト

施設・設備・警備用

点検者		点検日 年 月 日 時 分				報告日 年 月 日				確認			
項目	場 所		点 検 チェ ッ ク										
	受電設備	東 館	PAS		母 線		遮断器		継電器		そ の 他		
		異常有無	有・無		有・無		有・無		有・無				
	配電設備	東 館	母 線		遮断器		継電器		トランス		そ の 他		
		異常有無	有・無		有・無		有・無		有・無				
		西 館	母 線		遮断器		継電器		トランス		そ の 他		
		異常有無	有・無		有・無		有・無		有・無				
		MR I	母 線		遮断器		継電器		トランス		そ の 他		
		異常有無	有・無		有・無		有・無		有・無				
	EPS・分電盤	階	地階	1階		2階		3階		4階		5階	屋上
		異常有無	有・無	有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	有・無
	非常用発電機	東 館	燃料消費量		冷却方式		燃料タンク容量				稼働時間		
		200kva	43.4 l/h		冷却排水		(MAX1200) 1				可 H・否		
		西 館	燃料消費量		冷却方式		燃料タンク容量				稼働時間		
		300kva	83.7 l/h		ラジエータ		(MAX5700) 1				可 H・否		
		I CU	燃料消費量		冷却方式		燃料タンク容量				稼働時間		
104kva		26.5 l/h		ラジエータ		(MAX5700 1) 西館共用				可 H・否			
水 道	東 館	受水槽		高架水槽		揚水ポンプ		配 管		MR I 配管			
	使用可否	可・否		可・否		可・否		可・否					
	東 館	高架水槽		揚水ポンプ		配 管		その他					
	使用可否	可・否		可・否		可・否							
排 水 管	階	地階	1階		2階		3階		4階		5階	屋上	
	異常有無	有・無	有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	有・無	
LPガス			ガス漏れ		バルブ開閉		応急使用可否				その他		
	使用可否状態		大・中・少量		可・否		可・一部可・否						
	医療ガス (CEタンク)		ガス漏れ		酸素タンク		窒素タンク		バフアタンク		配 管		
	使用可否状態		大・中・少量・無		可・否		可・否		可・否		可・否		
	通信機器		電話交換機		放送設備		院内PHS		その他				
	使用可否		可・一部可・否		可・一部可・否		可・一部可・否						
	監視装置		中央監視電気		中央監視空調		その他						
	使用可否		可・一部可・否		可・一部可・否								
	消防設備		火災警報器		消火器		消火栓		スプリンクラー		その他		
	使用可否		可・一部可・否		良・否		可・一部可・否		可・一部可・否				
	ガス機器		ボイラー		吸収式冷温水機		ストーブ		その他				
	使用可否		可・一部可・否		可・否		可・一部可・否						
	蒸気設備		蒸気配管		アキュムレータ		ヘッダー		貯湯槽 (東・西)				
	使用可否		可・一部可・否		可・否		可・一部可・否		可・否				
			高圧蒸気滅菌器		吸収式冷凍機		その他						
	使用可否		可・一部可・否		可・否								
	空調設備		空気調和器		ビルマルチ		冷温水管						
	使用可否		可・一部可・否		可・一部可・否		可・一部可・否						

北播磨総合医療センター ～災害対応マニュアル～
避難準備リスト

避難開始時の任務分担表

階	防護安全班 班員氏名	情報連絡者 氏 名	避難誘導 先頭者名	最後尾 誘導者名	救助班 班員氏名
5階					
4階					
3階					
2階					
1階					
地階					

北播磨総合医療センター ～災害対応マニュアル～
トリアージ対応準備リスト

トリアージセンター設置場所	役 割	1 グループ	2 グループ	3 グループ
院内救急室 ～ 放射線科前	担 当 医 師			
	看 護 師			
	事 務			
	外来患者誘導係			
	医療資材確保係	災害対策本部		
	情報伝達係	災害対策本部		
ボランティアセンター (2階大会議室)	受 付 担 当			
	振り分け担当			

- ・ 外来患者誘導係は、避難場所指示、後方搬送指示を行う。
- ・ トリアージ・タグを用意する。(三木市災害対策本部)
- ・ 動線は一方方向とする。

ボランティア名簿

	医 師	歯科医	看護師	薬剤師	コメディカル	一 般
病院当日						
所 属						
氏 名						
振 分 先						
終 了 日						
病院当日						
所 属						
氏 名						
振 分 先						
終 了 日						
病院当日						
所 属						
氏 名						
振 分 先						
終 了 日						
病院当日						
所 属						
氏 名						
振 分 先						
終 了 日						

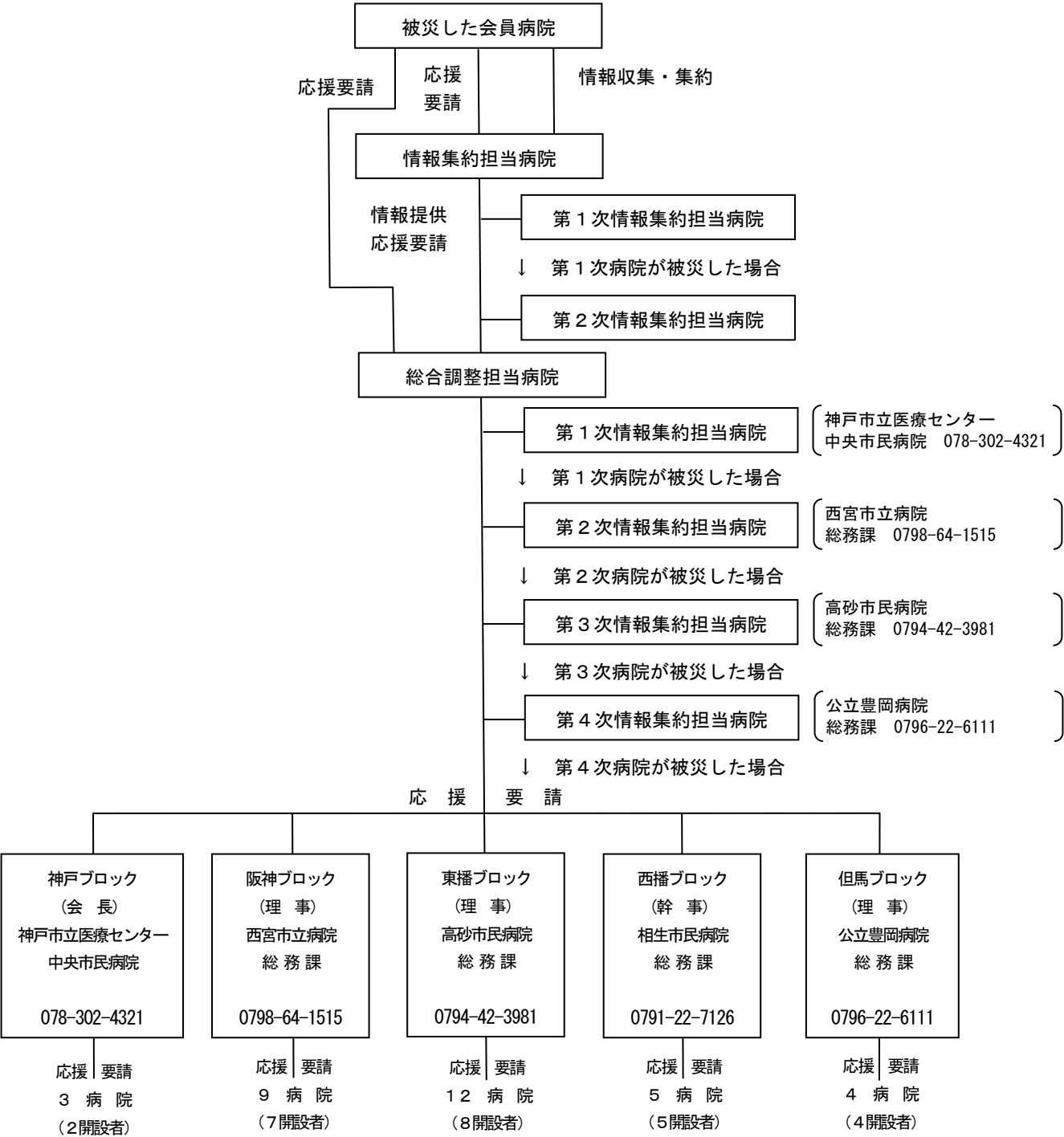
地震の知識

(1) 震 度

震 度	呼 称	概 要
震度0	—	人体に感じないで、震度計に記録される程度
震度1	微 震	静止している人や、特に地震に注意深い人だけが感じる程度
震度2	軽 震	大勢の人が感じ、戸障子がわずかに動く程度
震度3	弱 震	家屋は揺れ、ガタガタと鳴動し、電燈がかなり揺れ、器内の水面が動く
震度4	中 震	家屋の動揺が激しく、座りの悪い花瓶などが倒れ、水が揺れる。また歩いている人にも感じられる。多くの人が戸外に飛び出す。
震度5	強 震	壁に割れ目が入り、墓石、石灯籠が倒れ、煙突や石垣などが破損する程度。 (震度を「震度5弱」、「震度5強」に規模を分類)
(震度5弱)	〃	食器類、書棚の本類が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が移動することがある。
(震度5強)	〃	タンスなど重い家具が倒れたり、テレビが台から落ちることがある。自動販売機が倒れたこともあり、自動車の運転が困難になる。
震度6	烈 震	家屋の倒壊がでて、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人々は立っていることができない程度(震度を「震度6弱」、「震度6強」に規模を分類)
(震度6弱)	〃	立っていることが困難。かなりの建物で窓ガラスが破損し、ドアが開かなくなる。耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。
(震度6強)	〃	立っていられず、はわないと移動できない。固定してない重い家具のほとんどが倒れ、補強されていないブロック塀が倒れる。
震度7	激 震	自分の意思で行動できない。耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく倒壊するものがある。また、山崩れ、地割れ、断層などが生ずる。

(平成25年10月1日現在)

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 連絡体系図



兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 相互関係図

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 相互関係図

